

平成26年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成26年9月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	中塚 尚憲	2番	稲垣 誠亮
3番	北村五十鈴	4番	栢木 進
5番	岩井智恵子	6番	上杵 種雄
7番	東郷 正明	8番	太田 健一
9番	野並 享子	10番	井狩 辰也
11番	市木 一郎	12番	坂口 哲哉
13番	山本 剛	14番	丸山 敬二
15番	鈴木 市朗	16番	矢野 隆行
17番	梶山 幾世	18番	高橋 繁夫
19番	河野 司	20番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	中島 宗七	総務部長	川端 弘一
市民部長	富田 久和	健康福祉部長	井狩 重則
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	遠藤 伊久也	都市建設部長	和田 勝行
環境経済部長	立入 孝次	教育部長	田中 善広
政策調整部次長	野玉 義弘	総務部次長	上田 裕昌
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	佐敷 政紀	事務局次長	白井 芳治
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第52号から議第78号まで
(平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他26件)
質疑
- 第4 議第52号から議第62号まで
(平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他10件)
決算特別委員会付託
- 第5 議第63号から議第74号まで
(平成26年度野洲市一般会計補正予算(第2号) 他11件)
常任委員会付託
- 第6 議第75号から議第78号まで
(人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて 他3件)
討論、採決
- 第7 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

それではただいまから本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は、20人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであ

ります。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第14番、丸山敬二議員、第15番、鈴木市朗議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、議第52号から議第78号まで、平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、他26件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第52号から議第78号までの各議案について質疑を行います。質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第8番、太田健一議員。

○8番(太田健一君) おはようございます。太田健一です。

それでは、平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する議案質疑を行いたいと思います。

まず1点目に、今回の決算においては総合防災センターやさくらばさまこども園の建設、小中学校施設の耐震化や子育て支援や教育、高齢者や障がい者の自立支援に向けたサービスの提供、商工業や農林水産など、透明、公正、公平と市民参加の仕組みをもとに予算執行されたことはまず評価できるものと考えます。しかし、決算審査意見書に監査委員からの第5、結びとしても述べられていますが、景気の回復を背景として、法人市民税や固定資産税の増収等から歳入では市全体で4億円余りの増収となり、財政調整基金の取り崩しを行うことなく財政運営をされたという点に関しては疑問を感じています。確かに法人市民税や固定資産税は4億円近くふえてはいますが、個人市民税は3,000万円以上減っています。配当割交付金は約1,400万円、株式譲渡所得割交付金は約4,500万円の増加とあります。昨年の議案説明のときには年少扶養控除が廃止になるため、当初予算が3,880万円増収になると言われていましたが、結果、個人市民税はこのように減っています。要するに、資産家や一部の輸出大企業はもうけていても、市民の懐はさらに寂しくなっているのが実態でありまして、アベノミクスでは景気は回復していないことがこの数字の中で明らかに表れています。それどころか、市民には所得が上がらない中で食料品などの物価の上昇やガソリン代の高騰、年金削減など、社会保障の後退、年少扶養控除の廃止によるさらなる増税といったような厳しい現実が暮らしに大きな負担となっていま

す。これは昨年度の正確な分析と考えますが、見解を伺います。

この1点目の質問のところで、年少扶養控除が廃止になるための項のところは今回の決算ではなくて、その前の年度のときにも影響は出ているので、ちょっとそこら辺を勘違いしていた部分があったので、ちょっと訂正をしておきます。そのまま推移はしてきているということは事実なんですけど。

次、2点目ですが、歳入の中に地域の元気臨時交付金として約1億5,000万円が国庫補助金として交付されていますが、これは用途を具体化できない場合は予算で基金として計上して、当年度途中の補正や翌年度までに自治体の必要なハード事業の財源として活用できるものであります。さらにこの交付金の仕組みによって、ソフト事業にも活用できる一般財源が生み出せるようにもなっていて、例えば、ある自治体では住民からの要求でもあった第3子の保育料無料化が新年度に実現したとの事例もあります。

今回の決算ではこの元気臨時交付金は事業としては活用せず、基金に回すこととなりました。当時、せっかく国から交付された財源なので活用すべきとの議論を交わしましたが、執行部側としては財政の取り崩しを中止することを重視して市債を発行せずに済んだとの答弁でありました。決算にも市債が約1億円6,000万円の減額補正、財政調整基金繰入金4億5,000万円の減額補正となっていますが、これでは国の元気臨時交付金の事業のそもそもの趣旨からかけ離れて、財政的な観点のみの取り組みであって、問題と考えますが、これに対する見解を求めます。

3点目ですが、当初予算の段階では市民税が約3,000万円ほどの税収見込みでありましたが、決算で約3,000万円ほどの減収となったこの要因、理由をお尋ねします。

4点目に、平成24年度にこども手当に関連して、16歳未満の子どもを抱える世帯に対して、年少扶養控除の廃止が行われたことにより市民税が増収となり、今回の決算にも同じような額で推移していると想定されるが、増税分の負担の影響を受けている具体的な人数と金額をお尋ねします。

最後に5点目ですが、次、歳出に関してであります。まず、北野小学校の校舎増築やクリーンセンターの整備の着手、経済的困窮者の就労支援を中心とした生活困窮者支援事業の実施、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種の無料化など、こうしたものは市民の願いに応えられ、市民の暮らしを優先した事業を実施されたということは評価できるものと考えます。しかし、当初予算で問題や課題を指摘しているにもかかわらず、そのまま執行されている点が幾つかあり、問題と考えます。

まず、1点目に小中学校の児童・生徒の就学援助制度について国としてPTA会費、部活動費、生徒会費等が準用保護世帯も対象となり、地方交付税措置されたにもかかわらず、補助を行わないとしたことについて、国で決まったことを市の裁量で実施しないことは子育てに冷たいものだとして、問題視もしましたが、これが改善されていない点。

そして、2点目に、景気が回復しない中、市の経済を支える市内の中小企業や零細企業に対する施策は不十分であると考えます。これは何度も要望として申し上げていますが、市の経済の活性化の起爆剤ともなり、中小零細企業への支援策ともなる住宅リフォーム助成制度は全国的にも実施する自治体が急増しているにもかかわらず、効果に問題があるとの繰り返しで実施しようとされていない。その一方、歳入でも増収とあるような、利益を上げている一部輸出大企業に対して、約束だからと工業振興助成金を支払い続けているといった実態には疑問を感じます。

3点目に、同和行政の終結に関して具体的な問題点の指摘を当初予算でも行っています。例えば、個人施策に関しては期限内の終了へと向かっていますが、特定の団体、部落解放同盟が事実上主催する集会や大会に市が補助や負担金を今回の歳出でも続けられています。特定の団体が主張する運動と方針に結果として行政が補助や負担金を加担することは、市民に公正、公平の行政を進めなければならない行政がこれに反することにもなり、民主主義そのものを否定することにもなります。同和行政を誠に終結されるなら、こうした特定団体に追随するような補助金や負担金は直ちにやめるべきとの指摘を行いましたが、現在に至っても続けられている点。

以上、このように当初予算の段階で問題点や課題点を具体的に何点か指摘しまして、市民生活を守る行財政運営を求めましたが、改善されていない点に関しての見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） おはようございます。議第52号平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についての議案質疑の1点目と2点目につきまして、私からお答えさせていただきます。

1点目の平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の分析でございますが、監査委員からの決算審査意見書に関しましては、太田議員が分析、評価されることは自由でございますが、本職の立場としまして、それに対して見解をお答えできる立場ではないと考えております。

次に、2点目のご質問にあります地域の元気臨時交付金でございますが、国の日本経済

再生に向けた緊急経済対策に盛り込まれたものでありまして、用途につきましては、地方単独事業などに充てるものであります。本市の場合におきましては、さくらばさまこども園の園舎建設事業の財源として活用したものでありまして、当該交付金の目的に合致しているものであると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 太田議員からの3点目の市民税の減収理由についてお答えいたします。当初予算の時点では平成24年度個人住民税の税収額をもとに直近の国の経済報告、あるいは賃金や雇用の動向を考慮いたしまして、予算を計上しておったものでございます。しかし、当初見込みほど税収は伸びず、決算額で当初予算に対しまして2,200万円の減収となったものでございます。

続きまして、第4点目の年少扶養控除の廃止に伴います市民税への影響についてでございますが、仮に平成26年度課税で年少控除があったと試算した場合、扶養対象となります年少者が7,938人で、影響額の算定を一般の扶養所得控除額と同じ33万円で試算した場合では市民税約1億3,000万円となります。

それでは続きまして、同和行政の終結、市民生活を守る行財政運営についてお答えを申し上げます。議決されました平成25年度の予算におきまして、人権問題の早期解決に向け、職員に必要な人権意識の向上や醸成を図る目的で、必要な事業を適正に執行したものでございます。そのことによりまして、市民生活を守る行財政運営に努めてまいりました。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（田中善広君） それでは、太田議員の議案質疑の5の歳出の中の1点目で、就学援助制度についてのご質問にお答えいたします。

就学援助につきましては、野洲市では現在、支給項目、またその額につきましても、国が示す基準どおりで、あるいは県下他市町村と変わらず取り扱っております。また、この制度をしっかりと周知いたしまして、限られた財源の中で真にこの制度を必要としている世帯に対しまして、まずは現在の内容で確実に援助していくことが大事だと考えております。さらには、援助対象者の数も確実に増加をしてきておりますことで、その予算額が年額約3,000万円になっていること、こうした状況を考慮に入れまして、PTA活動費、あるいはその3項目につきましては支給項目には入れておりません。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 次、環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） おはようございます。私からは太田議員の歳出に関しての2点目でございますが、市内中小企業や零細企業に対する施策が不十分とのご質問にお答えをさせていただきます。

市では中小企業の振興策として経営の安定や近代化を図るため、従来より小規模企業者小口簡易資金貸付制度や中小企業者向け利子補給制度などの施策を実施すると共に、市内で唯一の経済団体でございます商工会や地域の金融機関等と連携、協力のもとに小規模企業者対策の取り組みを進めてきたところでございます。さらに、平成24年に策定いたしました野洲市商工業振興指針で示している事業を実施していく中で中小企業の活性化とまちのにぎわいづくりを図ってきたところでございます。そこで、ご指摘の住宅リフォーム制度に関してはこれまでもお答えしていますように、決してリフォーム制度が無意味であるという判断はしておりませんが、現在のところ、新たに取り組むことは考えておりません。

なお、ご質問の中に工業振興助成金に関してのご質問がございましたが、これに関しましては市の工業振興条例に基づき交付をしてきたところでございますし、約束をしております助成金につきましては、今後も交付をしていくと、こういう考えでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） それでは、再質問させていただきます。

まず、先日の報道の中にこんなような記事があったんですけど、総務省が8月29日発表した7月の2人以上の世帯の家計調査によると、1世帯当たりの消費支出は28万293円となり、物価変動の影響を除いた実質で前年同月比5.9%減少した、前年割れは4カ月連続、一方、経済産業省が同日発表した工業生産指数は前月比0.2%上昇と2カ月ぶりに増加に転じたが、上昇幅が小さく、4月の消費税増税による景気息切れの兆しも出ているとあります。これは今年度のことであって、昨年度とは関係ないですけど、消費税増税もあってという現状ですけど、昨年度の増税前の駆け込み需要というものもそれほど伸びない中で、景気も回復していない状況だってことは明らかであったとは考えます。先ほど、この1点目の質問に関して見解を述べる立場ではないというようなことを言われましたが、今、景気が結果的に伸びていない、今もそうですし、これ、昨年度の決算ですけ

ど、そうした認識にまず立つことが大事かなと考えます。

流れをちょっと見てみたんですけど、これ、23年度から25年度までの市民税の推移ということのをちょっと調べてみました。これ、決算でありますけど、23年が26億2,400万円、24年が28億9,100万円、25年度は28億7,600万円、こういう推移をしているんですけど、23年度は当初予算に対して4,500万円減額となっています。前年度、22年に比べては2億1,200万円減、24年度は当初予算に対して2,100万円プラスで、前年度に比べて7,500万円プラス、これは年少扶養控除廃止による増収がここに出てきていると思います。25年度は3,000万円当初予算減で、前年度に比べては3,800万円増とありますけど、この推移を見ていても、一度、がくっと落ちた市民税の税収というのはそのまま推移しているというのは、やはり、今、市民生活というのがいろんな負担がふえて大変だと。それが、やはり、景気が上がっていないということが一番大きいことだと思うんですね。アベノミクスによって、景気が上がるという見込みの中で予算をつくられた。先ほどの3点目の質問でも、3,000万円の見込みがなぜ減ったのかというような中にも当初見込みがそれほど伸びていなくて、2,200万円減ということもありましたが、要はそういう大変な状況の中にまずあると思います。

元気臨時交付金に関しては、先ほどさくらばさまこども園に活用されたということなので、それなりに活用はされたということですが、相対的に今、お話ししましたけど、要は子育ての支援のところで、先ほども5点目のところで話しましたが、負担がふえたまま今現状にあるということです。こちらが求めている子育て世代の支援、医療費の無料化の拡大なども何度も申し上げてはいますが、がされていないというのはまだ子育て世帯に対しては冷たいものやったのじゃないかと思いますが、その点に関して、改めて見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 今の、議案質疑というような観点から逸脱しているというような観点を持つんですけども。

太田議員。

○8番（太田健一君） わかりました。続きはまた委員会の方でさせていただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 次に、第9番、野並享子議員。

○9番（野並享子君） おはようございます。議第53号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを質疑させていただきます。

国保加入者は168人減っていますが、一般の介護分の調定額で730万5,000円、収入額で684万2,000円の増収、退職者の介護分調定額で208万円、収入額で210万円の増収となっています。これは介護保険分が19.1%の引き上げがされた結果であります。所得割で1.54ポイントの引き上げ、均等割で1,000円、平等割で600円の引き上げであり、対象者は4,015人です。当初予算のとき、基金を使えと言いましたが、保険制度を壊してしまうということで拒否をされました。しかし、草津市では負担軽減のために国保の基金の取り崩しが行われました。野洲市の基金は25年度9,500万円ふえて、2億2,820万円になりました。介護納付金が1,500万円足らなくなるとの理由で引き上げがされましたが、増収分は894万円であり、不足が生じたのではないのでしょうか。どこの予算が使われたのか、まず最初にお尋ねをいたします。

国民健康保険というのは皆さんもご存知のように年金生活者とか非正規雇用の低所得者とか農業、商業の経営者などが加入をしております。社会保険では企業負担が50%あることから、この国保においても国庫支出金は50%は絶対必要ですが、16.8%しかありません。そのために必然的に保険税が社会保険より高く、2倍以上の保険税となっています。この不公平な社会保障制度をどのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

さらに保険税の算定基礎が現年度分の収入率から出されており、滞納されている方の分をこうむることになっています。このことは矛盾しており、当然、滞納されている方の分も含め、100%徴収することを基準にすべきではないのでしょうか。見解を求めます。

次に、一般会計からの繰り入れですが、法定繰り入れが平成22年度には特定健診分2,029万円、福祉医療ペナルティー分1,608万円、資金調整繰り入れ分2,841万円、合計で6,479万円。しかし、23年度は法定繰り入れが福祉医療ペナルティー分として763万円に激減し、その後は国保会計が黒字だからと法定外繰り入れはゼロとなりました。大幅な国保税の引き上げにより、市からの繰り入れがなくなったのです。この点をどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

滞納所得階層ごとの世帯数と不納欠損の所得階層ごとの数もお尋ねをいたしたいと思います。

資格証明書の発行は実績報告書に書かれていますが、前年度より6件減っていますが、172世帯と高い状況です。窓口で10割払わなければならない状況であり、社会保障の精神から逸脱しています。この点をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、議第71号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

今回の学童保育の保育料の引き上げの条例改正であります。皆さんもご承知のように通年保育料は据え置いて、季節保育料を3年かけて4万円から5万7,000円に引き上げる内容であります。最終的に第2段階として年間の保育料を通年12万6,000円、最後の段階ですね。ここですね。そして、季節を6万2,000円という形で、引き上げの根拠に時間当たりの保育料に季節のみを利用されている方と通年利用されている方の開きがあるということをおっしゃられます。ちなみに、通年の場合は260日子どもたちが通っております。季節は55日しか通っておりません。今回の試算で指定管理料2億7,581万3,000円から国庫補助を引き、加配、人件費を引き、残り1億5,058万4,000円を50%ずつ、7,529万2,000円を市と保護者で負担するというところで、保育時間で割っています。国庫補助や加配と担当職員人件費を除いて単価を出し、50%は市が負担するということが掲げられておられます。低所得者に対しては減免をし、所得に応じた保育料にすべきであると思います。厚労省の23年度調査では保育料8,000円から1万円という市町村は12.1%であり、4,000円から6,000円というところが28.3%、6,000円から8,000円というところが24.6%であり、野洲市の保育料が現在でも高い状況ではないでしょうか。保育の質も求められるので、安ければいいというものではありませんが、8時間以上保育している保育園の保育料より高くない設定が必要ですが、見解を求めます。

次に、本来、保育料を算定する場合、支出に応じて算定をすべきです。時間単価じゃなくて、1人単価で積算すべきです。値上げの根拠に時間当たりの金額を出しておられますが、指定管理料の人件費と事業費を通常の5月と夏休みの8月で比べてみました。5月は1人当たりの人件費が3万6,272円。8月が3万4,839円であります。これは全体の人件費です。単位はグラフに入れるためにここは1,766万4,000円という形、人件費。これが5月、これが8月の人件費です。1人当たりの子どもの保育料を人数で割りますと、3万6,272円。これが夏休みの場合が3万4,839円というふうなことになっておまして、子どもの数は260人多く来ますが、人件費は1人当たり1,433円安いということになっております。これを児童1人当たりの人件費と保育料という形で見てみますと、この保育料が5月、通年の子どもたちは1人当たり1万53円ということになっております。8月はこれは季節の子は1万4,570円というふうな形になっております。1人当たりの人件費、そして、1人当たりの保育料というのが通年の場合、8月

の場合は1人当たりの人件費は減るんですが、この保育料は逆にふえるというような、こういう形になっております。これ、5月と8月だけで分けましたので、年間通じては少し変わってくるかとは思いますが、こういう形を見ますと、この値上げの根拠にされている季節保育の保育料の単価を76.6円、通年を109.5円という出し方に対しては納得がいきません。本来、料金の単価を出すときには歳出の費用の単価が基本だというふうに思いますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） それでは、野並議員の議第53号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご質問にお答えをいたします。

まず、介護納付金の上昇に対応するため、やむなく平成25年度に引き上げを実施しました介護納付金分の国保税ですが、当初はご質問にある1,500万円の税込増により、9,407万円を見込んでおりました。しかし、決算額では8,790万円となり、改定時の見込みを617万円下回る結果となりました。これは賦課要素である総所得、被保険者数、世帯数のいずれもが想定を下回ったことなどにより、調定額で739万円下回り、収納額で689万円の見込み減になったこと、その一方で、収納率が想定より0.8ポイント上昇したことで72万円の収納額が見込み増になったという複合的な要因によるものでございます。ただし、この金額がそのまま不足額になったものではございません。今回の決算では介護関係の収入から介護納付金の額を差し引いた収支は983万円の不足となりますが、もともと平成25年度の税率改定においても上昇幅への配慮から収支を合わせる改定とはしておらず、ここで713万円の不足を織り込んでおりました。それが今回、税込が617万円改定時の見込みより落ち込んだにもかかわらず、269万円の赤字で済んだ要因につきましては、介護納付金に対する国庫、県等からの収入金が240万円見込み増になったことによるものであります。ご質問の不足額については会計全体の中で賄っておりまして、特にどこの予算を使ったという特定はできるものではありません。

次に、国保に対する国庫負担率に係る社会保障制度の公平性の認識でございますが、まず国庫負担率が20%というのは給付費と医療費、支出の全体に対する国庫支出金の比率であろうかと思いますが、昭和57年の退職者医療制度や平成20年の前期高齢者に係る財政調整制度等によって、公費負担対象外の枠が順次拡大されてきたこと、また国庫から都道府県へ財源移譲が年々進められてきたことが挙げられます。この点を考慮されないで国庫負担率が50%より低いと言われるのは少し誤解があるように思います。しかし、国

保の加入者が被保険者の加入者に比べて、所得が低いとあることは明らかでございます、こうした方を1つの保険集団としてまとめ、運営をさせている現在の医療制度については少し問題があると考えております。したがって、最終的には医療保険各制度の一元化を望むところでございますが、まずは消費税の今後さらなる引き上げのときに実施が予定されております、国保への1,700億円の追加投入など、国によるさらなる財源負担が必要である、このように考えております。

また、保険税率の算定に係る滞納見込み分の考量については平成18年3月1日の最高裁判決をはじめ、過去の幾つかの司法判断でもその合理性、合法性を認める趣旨の判決が示されております。最近では平成21年4月に参議院本会議で行われた議員からの質問に対して、政府は「賦課総額を設定する際に合理的に説明可能な予定収納率を考慮することは相互扶助の目的に基づく国民健康保険における保険料徴収の趣旨及び目的に沿うもので、実行可能な予定収納率を設定することは憲法84条の趣旨に反するものではない」と、こういった答弁がなされておりました、本市としてもこの答弁の内容と同様の認識でございます。また、本市の国民健康保険税条例の規定に照らしても何ら問題はないものと考えております。

次に、一般会計からの繰り入れについてでございますが、平成23年度以降は福祉医療ペナルティー分以外の法定外繰り入れは行わないことで現在、医療保険財政としての適正化を達成できております。市としてはこの原則を遵守した国保運営をすべきであると考えております。

なお、急激な税率の引き上げが想定される場合の激減緩和やまた医療費や経済情勢の変動により財政状況が急転し、財政調整基金からの繰り入れをしても、なお、赤字決算等が懸念される場合を除いては法定外の繰り入れを行わないという考えでございます。

次に、滞納及び不納欠損の所得階層ごとの世帯数につきましては、把握はいたしておりません。データ化には相当の時間を要することから、そういうことになってございます。

なお、それにかわるデータとして、滞納者の所得階層ごとの収納率につきましては、平成25年度の状況を申し上げますと、総所得金額33万円以下の世帯が84.34%、103万円以下が93.66%、200万円以下が94.58%、300万円以下が94.96%、500万円以下が96.04%、500万円超が96.70%となっております。

最後に、資格証明書については我が国の医療保障が社会保険制度としている以上、負担と給付を関連付けるため、不可欠な制度であると認識をしております。しかしながら、法

令が交付、あるいは不交付の判断要件として確認するよう、求めています滞納者の特別事情につきましては、現実的にこれを完全に行うことは限界があるものと考えております。こうしたことから、今後、ご指摘の社会保障の精神という視点も含めて、この制度の合理的な運用方法について、関係課と連携をしながら、よりよいあり方について検討をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） それでは、野並議員の議第71号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例についてのお答えをさせていただきます。

まず、野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会からの提言にある通年保育と季節保育の保育料が不均衡で是正が必要であるという点、また保護者と市が50%ずつ負担をすることにつきましては、先ほどの野並議員の質問の中で一定、理解をしていただいているものというふうにとめをさせていただきました。

ご質問の第1点目であります学童保育の保育料が保育園の保育料より高くない設定が必要であるということについての見解でございますけれども、学童保育と保育園の保育料では基本的な考え方に相違がございます。学童保育は応益負担でございますので、保育料は一律になってございますけれども、保育園は応能負担でございますので、各所得階層ごとに保育料を定めております。したがって、比較することは困難でございます。あえて比較をいたしますと、保育園保育料で一番保護者の方が占める割合の多い階層区分のD8という区分でございますけれども、この区分の一番低額な保育料が4歳以上児の月額2万9,200円でございます。2番目に多いのがD3の区分で、この区分の一番低額な保育料が同じく4歳以上児で月額2万2,000円となっております。一方、今回提案をしている学童保育の季節保育の保育料で一番高額なところが8月分の2万2,000円でございます。学童保育の保育料が高額であるとは考えておりません。

なお、学童保育の保育料につきましては、規則に基づき、低所得者の方に対しては減免の措置を適用いたしております。

次に、2点目のご質問の保育料を歳出の1人単価で算出すべきであるということに対する見解をとということでございますが、経費の中には、例えば、水道使用料のように人数によって増減するものと教室の照明代や施設の補修費用のように多少人数が変わっても金額が変わらないものがございます。また、エアコンの電気代などは季節によって使用する月と使用しない月がございます。月ごとの支出額も一律ではございません。このことから、

1人当たりの単価として算出するには保育を受けた時間数で案分して積算することが公平であると考えております。したがって、提案しておりますように通年保育の保育料の時間単価と季節保育の保育料の時間単価の均衡を図る考え方が妥当であるというふうに考えております。

なお、この条例改正に至るまでに平成24年度から半年かけまして、社会福祉労務士等の識見者でありますとか学校関係者、保護者の代表者、あるいは公募委員等、幅広い分野の方々で構正をいたしておりました野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会で、調査、検討をいただきまして、平成25年5月に指導員の確保の適正化について、あるいは保育システムのあり方について、受益者負担のあり方について、子どもたちの育ちと保育について、こうした5項目について提言書をいただいたところでございます。その提言の中で、通年保育と季節保育の保育料の均衡を図ること、それから社会福祉協議会への指定管理料から国庫補助金及び加配指導員の人件費を除き、残った金額に本来指定管理料に含まれるべき入退所等の事務や保育料の徴収事務を行っております担当職員の人件費を加えた金額を保護者と市が折半すること等を提言として示していただいたところでございます。

市議会の方に対しましては、委員会が開催されるごとに会議の内容や結果について全員協議会で報告をさせていただきましたし、平成25年6月26日の全員協議会におきましては、委員会の提言書と提言に基づいた今後の取り組みにつきまして、それぞれの項目を評価し、改正すべきものは改正時期を明記した案を報告をさせていただきましたところでございます。8月21日の全員協議会におきましては、委員会からの提言に基づきまして、こどもの家の入所手続の変更及び保護者負担についてご協議をいただいたところでもございます。また、翌日の22日には市民に関心の高いテーマについて、市民の皆さんと気軽に意見交換を行うまちづくり井戸端座談会におきましても、平成26年6月8日には図書館で行われましたポスターセッションにおきましても、いずれも移民の皆さんのご意見を伺ったところでございます。さらに学童保育の保護者会で組織をする野洲市保育連絡協議会や保護者の代表、自治連合会の代表者、小中学校教頭会の代表、民生委員等の皆さんで組織をいたします野洲市学童保育所運営協議会におきましても、その都度報告をし、意見を伺ってまいりました。これだけ手順を踏んでまいりましたので、これ以上の案はないものというふうに考えてございます。今回の議案は今日までの多くの皆さんにご協議をいただき、あるいは意見を伺ってまいりました結果を具現化するために制度改正をするものでありますので、どうぞご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 国保の決算ですが、国庫支出金が監査委員の報告書の中にも書いていますけども、16.8%ということになっております。確かに後期高齢者が県になっていったとか、そういうことはあるんですけども、実際、今、国保に加入されておられる方々の税で療養給付金支出ということを考えますと、やはり、この国の16.8%しか国庫支出金が入っていないということは税を高くせざるを得ないということだというふうには思うんですけども。前よりはお金が減ったとかいうではなくて、今現在においても、やはり、半分は出していくべきであろうというところ、そういうところがないがためにそれぞれの社会保険から支払交付金という形でそこがどんどんふえていって、社会保険が赤字になっていっているというふうな状況であろうかと思えます。ですから、社会保険と同様な考え方でいくべきだというふうに思えます。今、問題があるということもおっしゃいましたので、しかし、その後に言われたのが消費税とドッキングされて、話をされていますので、消費税をもっと上げていかんとあかんという、そういう論法になりますから、そうじゃなくて税の中でもっときっちりと国が基本的に社会保障制度として考えていくということやっていかなければならない問題だというふうに思えます。これも平行線になると思いますので、問題だけ言っておきます。

次のペナルティーの部分で平成23年、763万円入ったきり、もうそれ以後、ゼロになっていっているということに対して、法定外の繰り入れは今後も行わないということで、結局、いろんな形で特定健診とか福祉医療とか、いろんなことをやっている部分が全部結局は国保税にオンされていっているという状況になってしまうでしょう。今まで、それは施策として行政がやってきた医療費の県が一部負担でしている500円を無料にするということで、野洲でもそれを出してきた。だから、一般会計から入れるとか、いろんな形で福祉波及分に関してとか国がペナルティーとして減らした分を出していくというふうな形でこれ、繰入金金が法定外繰り入れという形で出てきたわけですが、施策をすればするほど、国がペナルティーをかけ、そしたら、それが全部国保税に跳ね返るという、そういうふうな形になってしまうんですけども、これは制度といいましょうか、野洲市としてやっている単独市策ですね、そういう部分に関しては、やはり、一般会計から繰り入れるというのが私は基本やというふうに思いますが、この基本の考え方についてちょっともう一度お尋ねをしたいと思います。

それと、最後の資格証明書、社会保障の精神に基づいて検討するというをおっしゃいましたが、具体的にどう検討をされるのかいうところをお尋ねしたいと思います。

それと、子どもの家の状況ですが、いろんな形をいろいろとおっしゃいました。一番高いD8階層が2万9,000円ということをおっしゃいまして、いろいろ保育の減免もして、保育料としてはされておられますね。けども、市民税非課税の世帯が9割減額とか市民税の所得税が非課税、均等割だけの人は7割の減額として、父子、母子の500万円以下の方に関しては2割の減免とかいうふうな形のことをされておられるんですけども、そういう中で出てくるのが母子、父子というのは通年に行っておられると思います。季節で行っておられないと思います、通常大変な状況ですから。ですから、母子、父子を500万円以下の方2割というのは季節の方はあんまり関係ないなと思いますが、しかし、それ以外の方々で市民税非課税の方は高くなりますし、また、市民税の所得割が課税されている方、こういう方々はC1、C2、C3のところです、均等割のみとか所得割が5,000円以上というような方々は8月の保育料は倍ぐらいになってしまいます、2万2,000円ですから。そういうような保育園に行っておられて、学童に入られた季節に通っておられる方にとっては倍ぐらいの保育料になるというふうに思います。ですから、やはり、こういうところ辺はもっときめ細かな、こういう場合の人がこうなったらこうなるということら辺まで必要ではないかという、今のこの減免規定のところ辺の改定も必要ではないかというふうに思います、見解を求めたいと思います。

それと、今さっき言われた、いろいろ考える会とか、いろんところで協議をされてということですが、私、基本的な考え方として、前回、季節保育料の引き上げがされるときに議論をしたと思うんです。見ていただきたいんですけども、指導員、大体全体の枠の中の大まかな支出というのは人件費です。もう圧倒的に人件費です。確かに水道代とか、あるんですよ。そういうなんはあるんですけども、電気代と水道代で5月と8月とを比べてみますと、31万7,672円ふえているんです。けども、人件費は815万1,349円ふえているということで、それがこの部分です。この部分とこの部分です。この紫が5月の、これが8月です。常勤嘱託というのはほとんど変わらないんです。1人ふえたぐらいですね。非常勤の場合は62人、5月の時点でおられます。8月の時点はこれ、何でこれだけ多いかいうと、4時間でしか通常は非常勤しておられないのを倍の8時間来てもらったということですから、倍にしました、時間的に。それとアルバイトを雇っておられるというところで、やはり、人件費が夏休みになると、これだけふえるということ

があると思うんです。ここの部分ですね、3時間じゃなくて。子どもたちは3時間ですけども、指導員の方々は9時間ぐらいの勤務をされているんです。5月であろうと8月であろうと。ですから、こういうところの部分に関して、そしたら、9時間半というて、夏休みが言われていますけども、3時間としたら、6時間半は誰がそしたら、その人件費の対応、圧倒的な支出である人件費はどこが持つんやということになるわけですよ。

（「おかしいですよ。おかしいと思いますよ」の声あり）

○9番（野並享子君） 人件費で私は基本的に考えをいたしました。ですから、1日指導員が働いておられます。そのうち3時間しか子どもは来ていません。ですから、その3時間を単位。けども、圧倒的に1日9時間半働いておられる人件費があるわけですよ。ですから、その圧倒的な支出に対しての人件費、それが、やはり、どういうふうにみんなが負担をするのかという、全体的な総予算の中をどういうふうに負担をしていくのかというふうな形で、3時間しか行っていないから、それで割っていくという、この出し方の部分が私は基本的に3時間しか行っていないから、年間保育時間が1,095.5時間。季節だけの子は丸一日いますから、522.5時間という形になっているんですけども、おかしいですね。基本的なところで、この保育料の算定が出されているところで、私との見解の相違のすごい、ずっとこれは前回のときもこの問題を話をしました。季節保育料をこれだけ多額に出して、オンをしていくというのは通年保育の方の人件費をこの夏期のと春とか冬とか、季節の子どもたちの保育料にオンをしていくことになってしまうということを書いてきたんですけども、そういう状況であろうかと思います。ですから、余りにも本当に高くなり過ぎるというのが現実ではないでしょうか。最終的に季節の子どもたちの保育料が6万2,000円という形になりますから、55日しか行っていない。全体の子どもたち、普通、通年通っている子は250日通所しているという、そのために指導員のこの常勤の方々はきっちりと対応をされている、その人件費というのは本当に大きな金額を占めていると思います。電気料金とか、若干ありますけども、大きくは、やはり、私は人件費だというふうに思いますので、この問題に関しましては、積算の出し方、これが出し方が、やはり、基本的な考えとして違うということで、指摘しておきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 野並議員の再質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の法定外繰り入れの関係でございます。この関係につきましては、先ほどお答えいたしましたように、国の負担で国が直接運営をしない限り、やはり、保険制度で

ございますので、その原則に基づいて福祉医療ペナルティー以外分の法定繰り入れは行わないというのが本市の考え方でございます。

それから、2点目の資格証明書の関係でございます。具体的な検討内容ということでお尋ねかと思えます。先ほども言いましたように、ここは保険制度の医療保障ということになっておりますので、皆さん苦しい中で大半の方が納税をしていただいている、こういう現状を考えましても、資格証明書という制度を全て否定することはできないものと考えております。

検討していきたいという内容といたしましては、第一次的には滞納の発生や滞納状況の改善につながるように発行の手法を検討していくということでございます。それから、ただ発行するというだけでなく、この制度を長期滞納者の生活状況の把握でありますとか困窮者を見付けまして、相談支援の実施を並行するよう、努めていきたいという趣旨でございます。それから、県内では他市の市町を見ても、自分ところで定めた要綱、これを全く無視いたしまして、結果的に1枚も交付していないという市町もあるようでございますが、本市はこういうやり方は行わないという考え方でございます。検討した結果、例えば、法令の基準だけでは厳しいという考えに至った場合については要綱できっちりと規定を定め、公開をした上で適法に運用執行してまいりたいと考えております。また、詳細については今後担当レベルで検討をしていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 先ほど、答弁の中でちょっと誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。条例改正に至るまでの経過の中で、「野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会」の構正メンバーの紹介をさせていただきましたが、「社会福祉労務士」というふうに言いました。「社会保険労務士」の誤りでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 野並議員。

○9番（野並享子君） 基本的に国保税が高い。県下が3番目、26年度で4番目ですか、他がちょっと上げましたから。ですから、県下の中で国保税が本当に高いということだけは私は事実だというふうに思います。それを何とか下げていく、払える保険税にしていくというのが私は基本やというふうに思います。払うのが当たり前みたいやね、みんな一生懸命払っていると。確かにみんな一生懸命払っています。けども、本当に高過ぎて払えな

いというような状況、自営業の方々の話を聞きますと、本当にこの国保税が高い。高いと思いますよ。その認識をされているかどうかというところ辺が先ほど言いました医療福祉分の法定外繰り入れ。法定外繰り入れ、医療福祉分、ペナルティー分はしているというて、していませんでしょう。法定外繰り入れは今、ゼロのはずですよ。人件費とか、法定上、繰り入れをせんならんという分しかしていないはずなんです。もう平成23年以降、24年からはゼロのまま、24年も25年も26年も。こういうところが、やはり、保険税の引き上げにつながっていつている。せっかくいろんな福祉医療をされていても、それをきちっと一般会計から補填をしていかなければ、結局は全部保険税の引き上げにつながるというような、これはもう施策ではないと思いますよ。そういう基本的な部分の保険税を何とか下げようというところがあるのかどうかというところら辺ですね、いう部分やというふうに思います。また、委員会の中で議論をしていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。これをもって、質疑を終結いたします。

（日程第4）

○議長（立入三千男君） 日程第4、議第52号から議第62号まで平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他10件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第52号から議第62号までの各議案は会議規則第39条第1項ただし書の規定により、議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議第52号から議第62号までの各議案は議案付託表のとおり決算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

（日程第5）

○議長（立入三千男君） 日程第5、議第63号から議第74号まで平成26年度野洲市一般会計補正予算（第2号）他11件を一括議題といたします。ただいま議題となっております第63号から議第74号までの各議案は会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第6）

○議長（立入三千男君） 日程第6、議第75号から議第78号まで人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて他3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第75号から議第78号までの各議案は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、議第75号から議第78号までの各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより順次採決いたします。お諮りいたします。まず議第75号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第75号は適任とすることに決しました。

次に、議第76号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第76号は適任とすることに決しました。

次に、議第77号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第77号は適任とすることに決しました。

次に、議第78号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（立入三千男君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第78号は適任とすることに決しました。

暫時休憩いたします。再開は午前10時30分といたしたいと思えます。

（午前10時15分 休憩）

(午前10時30分 再開)

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

(日程第7)

○議長（立入三千男君） 日程第7、これより一般質問を行います。一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第4番、栢木進議員。

○4番（栢木 進君） 第4番、栢木進でございます。

さて、今回の一般質問はこれまでの定例会で一般質問しましたことについて、改めて現在の状況等についてお伺いしたいと思います。

まず1点目、JR野洲駅と篠原駅間の新駅設置に向けての進捗状況についてお伺いたします。平成25年第5回定例会一般質問におきまして、JR野洲駅と篠原駅間の新駅設置について質問いたしました。そのときの答弁として、「新駅設置の検討はまちづくりの一環で取り組むものであるから、新駅を含め、土地利用等を一体に捉える必要があると考えている。平成25年度の取り組みについては新駅設置検討を進めている他市の取り組み状況などの情報収集や課題整理に努めているところである。新駅を含み、どのようなまちづくりを進めるのかの検討とあわせて、引き続き可能性を探っていきたいと考えている」とありましたが、新駅設置の検討はまちづくりの一環で取り組むべきものであることから、私もまた新駅の設置については乗降客を確保するため、周辺地域の市街地整備が必要となると考えます。平成25年4月に改訂された都市計画マスタープランにおいても、「当地域を情報交流・創造拠点と位置づけ、農業との調整を図るなど適切な手法により市街地整備を図ります」と記されています。また、平成25年3月に策定された野洲市交通ネットワーク構想においても、「野洲・篠原駅間の新駅設置構想」が記されています。この点を踏まえて、今後6年余りの間で目標を具現化するための具体的な道筋を示していただきたいのと、平成25年度に取り組みされた結果、並びに今年度の取り組み、またその課題と今後の展望及び新駅設置目標時期設定について政策調整部長にお伺いいたします。

次に、2点目、永原御殿の整備方法についてお伺いいたします。1点目と同じく、平成25年第5回定例会一般質問におきまして、永原御殿の整備について質問いたしました。その答弁の中で、今後の展望として「永原御殿の歴史的遺産としての価値の高さからその整備の必要性はあると考えているが、事業実施ということになると、現在進めていかなく

てはならない大きな事業、施策を多く抱える市にとって、その優先順位は必ずしも高いとは言えないと思われ、整備時期、目標などについてこの場では明確に答えることはできない。なお、御殿の建物の復元模型の作成、また一部測量調査など、今日まで少しずつ行ってきて、集めてきた資料、成果は持っており、また市独自でできる調査、研究、また資料の収集などについては地道に今後も続けていく」とありましたが、その後、実施された市独自の調査、研究や資料の収集についての進捗をお伺いします。

また、そのときの再質問で、「祇王学区では平成24年度に祇王まちづくり推進協議会が設立されました。永原御殿の整備に向けて一歩でも踏み出すにあたって、この組織に協力依頼し、市の一定の支援をお願いしつつ、史跡として保存するのに問題のない場所や方法によって、竹林や雑木林の伐採などをしてはいかがか。ご検討していただきたい」と申し上げました。ご検討していただいたと思いますが、平成25年4月に改定された都市計画マスタープランにおいても、「祇王地区の将来目標の中に永原御殿や妓王寺などの地域資源を回廊できる切る散策ルートの充実を図ります」と記されていますとおり、この散策ルートの早期実現のためにも、市としての考えを教育部長にお伺いします。

3点目として、第2期野洲市地域福祉計画の取り組みについてお伺いいたします。平成26年第2回定例会で第2期野洲市地域福祉計画について質問いたしました、「この計画の中の第4章の基本目標Ⅲに『地域と連携した福祉活動の推進』とあり、サブタイトルが『地域福祉を育てる支援活動』とあります。また、第5章の行政の役割の中で、市民の主体的、積極的な取り組みに対し、行政としても積極的な支援をしていくとあります。これらで言われている支援について、具体的にどのような支援か」との質問に対し、「行政としては必要な情報提供であるとか地域活動に対しての助言、こうしたことが行政の支援の内容であると考えている」とのご回答でありました。私は果たして、情報提供と助言だけで地域福祉を育てることができるのか、疑問に思います。また、地域が活動しやすい環境をつくるための公助のあり方はどうあるべきかを検討した上で、早急に関係機関の意見を聞き、平成27年度に向けて、その方策を具体化する必要があると考えますが、いかがお考えか、明確なご回答を健康福祉部長にお伺いしまして、私からの質問といたします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 栢木議員のJR野洲駅と篠原駅間の新駅設置についてのご質問にお答えします。

新駅については総合計画や都市計画マスタープラン、交通ネットワーク構想において検

討することを明記していることを踏まえまして、これまで取り組みを進めているところ
あります。新駅設置の検討における課題ですが、議員のご質問でご紹介いただいたとおり、
新駅の設置検討はまちづくりの一環で取り組むものであることから、現在は農用地区域と
なっている土地利用、農業サイドとの調整により、市街化区域への編入と当該区域の排水
対策が不可欠となります。想定されるエリアでどのような土地利用を図るのかということ
を明らかにすることだと認識しております。そして、そのビジョンを共有し、実現のため
の課題と解決方法を整理していくことが重要だと考えております。

平成25年度の取り組みとしては、民間事業者との意見交換や情報収集を行いました。
今年度においても、引き続き情報を収集すると共に、課題整理を積み重ねているところ
あります。新駅設置の検討は野洲市全体を俯瞰した取り組みの中で進め、市街地整備の方
向性を見出していくことが必要であるため、具体的な道筋を示せる状況ではなく、新駅設
置目標時期の設定はしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（田中善広君） 栢木議員のご質問にお答えをいたします。

平成25年第5回定例会におきまして、永原御殿の整備に対しましての教育委員会の考
え方についてご質問を受けておりまして、その際にご回答させていただいた事柄を交えま
して、その後の状況などについてご答弁を申し上げます。

まず、調査の進捗でございます。永原御殿は滋賀県に4カ所ある徳川将軍の宿舎の一つ
として有名でございますけれども、中世の城郭の歴史を語る上でも非常に貴重なものでご
ざいまして、後世に残していかなくてはならない大切な野洲市の歴史遺産であると考えては
います。ですから、将来的には国指定の文化財として史跡指定を受けて、その後の整備に
入っていければと考えてはおります。しかしながら、野洲市では他に国指定の史跡などた
くさんございまして、それらの保存、維持管理が継続的に必要でございまして、この永原
御殿の史跡指定事務の本格的な着手につきましては、事業の優先順位を付けながら、よい
時期をにらんでいきたいと考えております。

よって、当面は御殿の史跡の指定のための調査研究、資料収集を市独自で行っておりま
す。前回のご回答でも申し上げましたとおりでございます。この収集した資料などでござ
いいますが、現在、発掘調査の資料、あるいは研究者の論文等、集めてまいりまして、現在、
80ページほどの分量になっております。進捗でございますが、平成25年度でございま

すけども、ずっと前回から引き続いて、資料の収集、あるいは入力作業を行ってまいりまして、そして、26年度に入りまして、採取をしております瓦がございますので、これについての調査を行おうとする予定でございます。

ご質問の2点目の竹林、雑木林の伐採についてでございます。永原御殿につきましては、将来史跡指定を受けるべき歴史資産でございますけれども、現在、その財産、土地につきましては、あくまでも個人財産でございます。文化財保護課ともいろいろと検討をいたしました。現段階では竹林、雑木林の伐採などにつきましては、遺跡に影響を与えない方法で土地所有者の方、もしくは地域にて行っていただく、それしか方法がございません。また、こうした活動に対しまして、野洲市としても費用面、その他で現段階では補助等の支援を行うことはできないと考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） それでは、栢木議員の第2期野洲市地域福祉計画の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

地域福祉活動の主役は市民そのものであり、行政はあくまでその活動を支援していく立場にあると考えております。自助、共助の精神により、取り組んでいただいております地域福祉活動に対し、必要な福祉施策を担保し、公的なサービスを的確に実施することが行政の担う公助のあり方であり、地域と行政をうまく結び付けることこそが地域福祉の取り組みを進める上で重要であると考えております。行政といたしましては、具体的な支援として第2期野洲市地域福祉計画施策体系に掲げております22の具体的な施策に取り組むことにより、地域福祉活動への市民参加や地域での広がり、また地域づくりや仕組みづくりを進めていくことといたしております。また、これまでの行政と地域との連携を強化するために自治会長や民生児童委員など、地域と行政のパイプ役となる方々とさらに連携と情報共有を進めていくことにより、自助、共助、公助がうまく機能した地域活動の推進を図ってまいります。

なお、地域が活動しやすい環境については地域内のつながりや自治会組織に関わるものであるため、地域の自発的な取り組みの中らつくり上げられるものであり、行政が関係機関と協議し、具体的な方策を画一的に示すものではないと、このように考えております。今後、地域活動をより活性化するため、行政としてもさまざまな施策を通じ、地域や関係機関、団体への支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 栢木議員。

○4番（栢木 進君） ご回答ありがとうございます。

まず、1点目の質問のJR野洲駅と篠原駅間の新駅設置に向けての進捗状況について再質問をいたします。今までの取り組みで新駅の可能性を追求している旨をJR西日本に対して伝えると共にJR側の考えについて意見交換を行うなど、事務レベルでの情報交換を行っているとのことでありましたが、その意見交換の内容についてお伺いいたします。また、同じく新駅設置検討を進めている他市の取り組み状況などの情報収集や課題整理に努めており、新駅を含み、どのようなまちづくりを進めるのかの検討とあわせて、引き続き可能性を探っていきたいと考えているとのことでありましたが、他市との取り組み状況はどうか、また新駅を含めたまちづくりの検討は行っておられるのか、具体的にお伺いいたします。

次に、2点目の質問の永原御殿の整備方法について再質問をいたします。前回質問した答弁の中にも、「市としてこの永原御殿は後世に残していかななくてはならない大切な歴史遺産であると考えている。しかし、この永原御殿を現在の竹林となっている状態ではなく、人工的に手を加えた形で整備するとなると、課題が多く出てくる」と言われましたが、私が申し上げているのは竹と雑木を伐採するだけで、永原御殿の形状を変えるということは考えておりません。しかし、重要な史跡ということで、伐採に際して市の協力が必要と考えます。もちろん、永原御殿跡地が私有地であることは認識しておりますが、このまま放置すれば、最悪の状態になると考えられます。もしも、地元住民が自発的に竹や雑木を伐採して、整備を実施する旨、申し出があった場合、市としてどのような協力ができるのか、具体的にお伺いします。

また、祇王の行政懇談会にも鳥獣被害等によって、永原御殿跡地の環境整備の必要性があるということは何度も申し出ておられます。この点については市として認識していると思います。例えば、環境整備のためにも、地域住民の有志やボランティアにより、竹林等の伐採や除草などが行われたとしても、伐採された竹や雑木等の処分に経費がかかります。これらの経費について市での予算化は可能でしょうか。先にお聞きしました、市としてどのような協力ができるのかという質問とあわせてお伺いいたします。本来、このような質問は環境整備のための予算なので、教育部長にお聞きするのは筋違いであることは承知いたしておりますが、質問の流れからあえてお伺いいたします。

続きまして、第2期野洲市地域福祉計画の取り組みについて再質問いたします。ただいまのご答弁の中に「行政として支援しなければならない」とありましたが、行政の支援策としては活動資金に対する支援が最善だと私は考えます。また、私はその支援は地域に対してされるべきものだと考えますが、その支援の内容として健康福祉部長は人的な支援がよいとお考えなのか、金銭的な支援がよいとお考えなのか、お伺いして、再質問いたします。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 栢木議員の再質問にお答えします。

J Rとの意見交換の内容についてですが、本市のまちづくりに鉄道駅は重要な機能と考えていることから、新駅を検討する上で市の取り組みの考え方とJ Rの考え方について意見交換を行ったものです。J R側からは新駅を設ける場合は採算性がポイントとなることや新駅を設置した場合でも野洲駅は大阪方面への優位性は変わらず、結果として大阪方面へは野洲駅を利用することが推測されることから、新駅の位置付けはいかに近江八幡方面への乗客が見込めるか、その可能性を広げることがポイントであるなどの意見があったところでございます。

次に、他市の取り組みの状況についてですが、結果的に新駅計画を凍結された草津市における検討状況や新駅を実現したJ R神戸線、御着から姫路間新駅の設置の事例を調査しております。特に新駅設置の御着から姫路間の新駅につきましては、新駅周辺には兵庫県県立ものづくり大学や姫路署などの公共施設が立地し、新駅予定地南側約90ヘクタールでは区画整理事業が進んでおります。将来的には5,500人の居住人口を見込むなど、まちづくり一体の新駅設置となっております。

また、草津市の検討結果につきましては、J R琵琶湖線上に位置するなど、比較的イメージがつかみやすいことから、なぜ新駅の凍結に至ったのかというような観点から分析を行っております。新快速の停車が見込まれない点、アクセス道路の問題、新駅の利用者が限られる点、事業費が数十億円規模になる点、人口増による学校、ごみ処理などの行政需要の増大など、市への影響を考慮して新駅設置を凍結した事例と考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（田中善広君） 栢木議員の再質問にお答えをいたします。

永原御殿の竹林の伐採についてのことでございますけれども、この件に関しましては、

祇王の懇談会、先ほど、私が申し上げましたが、行政懇談会にも出していただいております。これは竹やぶの伐採も含めまして、これは文化財の絡みとは別の段階の次元の話で、竹林、あるいは雑木林があそこにあるために、鳥獣被害も出ているということもおっしゃっておられましたし、そういうことがございまして、そのことを十分に承知しております。そういうことで、今、申し上げましたが、例えば、教育委員会がどうしてそれに関与するかということになるんですけれども、どうしても文化財の保護という観点しか教育委員会は関わりができませんので、そのことと言いましたら、例えば、地元の方、地域の方がそこに行って、そして、生活環境など、あるいは鳥獣被害の、動物たちの住みかになりますから、そういうものを伐採をしたり、間引きをしたりしていただくときに、教育委員会の絡みといたしましては、例えば、埋蔵文化財等がありますから、それに被害が与えられないように、及ばないように現場と一緒に管理といいますか、立会をいたしまして、作業に関係をさせていただくというような形での関与は教育委員会としては現段階では可能かと思えます。

あと、鳥獣の被害といいますか、伐採に関してなんですけれども、これは私の方から、議員もおっしゃっていただきましたけれども、周辺の生活環境であるとか農林作物の被害、これについて私から答える立場ではないんですが、行政懇談会の中でいろいろと庁内でこのことについて議論をしておりますので、その範囲の中でお答えをいたします。窓口がありますから、そこで相談をしていただきたいということになると、これは回答にならないわけでございますけれども、現実的には個人の財産の中で、発生をいたしましたこうしたものを伐採して、例えば、竹の処分でございますとか、あるいは影響が出るので、それをもとから絶とうという行為、個人の部分につきましては、行政が職員を動員したり、資金を出したりすることがなかなか難しいんです、現実の問題としては。ですから、とりあえず、鳥獣被害の成果やあるいは生活環境の面でそこらと相談をいただきたいのですが、問題は竹林の竹やぶなどで伐採したものでございますけれども、これの処分でございますが、これも実は前例からいきますと、個人のものはなかなか難しいんです。個人の財産で発生したものは難しいんですけれども、ただ、地域の環境保全のために土地の所有者をはじめとして、地域の方が合同で取り組むということで、極めて公的な部分というのもございますので、そうしたことににつきましては、そしてまた、鳥獣被害やらがあるときに大きな竹やぶでございますので、それを間引きすることとしてもかなり量が出ますので、処分というのがなかなか難しいということがありますから、そうした公的な部分も含めて、あるい

は環境的な側面も含めまして、地域が、しかも活動するというような側面を強く出しまして、一度環境課に公的な形で処分ができるかということをご相談いただきたい。県下一斉清掃という1つの形がございますので、これに当てはまるかどうかという、そういう観点で一度ご相談をいただければと思います。

十分な回答がさせてもらえず、申しわけございませんが、以上でございます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 栢木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと繰り返しになりますが、行政の支援ということです。まず1点目、先ほど申し上げました地域福祉活動に対して公的なサービスを的確に実施すること、これが1つです。それから、地域福祉活動への市民参加や地域での広がり、また地域づくりや仕組みづくりを進めることであると、このように考えております。

なお、ご提案いただきました財政的な支援、こういうことになると、当然のことながら、最終的、財政当局との協議でありますとか、最終的には市の施策としての合意形成、意思決定が必要になってきますので、この点につきましては、この場でお答えはできませんので、ご理解をよろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（立入三千男君） 栢木議員。

○4番（栢木 進君） 再質問のご回答、ありがとうございました。ただいまのご回答により、再々質問をさせていただきます。

まずは1点目の質問のJR野洲駅と篠原駅間の新駅設置について再々質問をいたします。以前にも申し上げましたが、(仮称)祇王駅は昭和30年4月1日、当時の野洲町と祇王村、そして、篠原村が町村合併をしたときからの学区民の望みであり、その思いは現在に至るまで脈々と引き継がれております。その思いを重く受け取っていただき、新駅設置時期を第79回国民体育大会が滋賀県で平成36年、2024年に開催されると内々定されたこともあり、その新駅設置時期を平成36年としてJRと協議をすべきと考えますが、いかがお考えか、お伺いいたします。

次に、3点目の第2期野洲市地域福祉計画の取り組みについて再々質問をいたします。ただいまの部長のご答弁から地域福祉の必要性はあるとお考えのようで、金銭的支援については財政当局との調整が必要であるとの思いをお持ちのようですが、健康福祉部長は来年度予算にその経費を予算要求するお気持ちがあるかどうか、また予算要求される場合は

財政当局に積極的にアプローチして、予算措置を実現するお気持ちがあるかどうかお伺いして、最後の質問とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 再々質問にお答えします。

新駅設置時期と今後の展望についてお尋ねでございます。新駅設置を想定したエリアは市の公的サービスを提供する施設の立地はありますが、現状では市街化調整区域が多くを占め、市街化整備のための具体的な計画が存在するものではございません。新駅設置効果としましては、まちづくりの視点は不可欠で、野洲駅南口再開発、あるいは野洲、行畑、市三宅の新市街化区域、国道8号線の沿線利用、湖南幹線の整備進捗等、他のプロジェクトなど、高い視点から野洲市全体を俯瞰した取り組みでの位置付けが大切であると考えております。そうしたことから、新駅設置目標を平成36年をとという提案がございましたが、そうした時期を設定してのJR協議は現時点では困難であると考えております。こうした、今、申し上げましたような野洲市全体のまちづくりの中で、今後の時期を明確にしていくものであると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 来年度の予算化に対する考え方ということで、再質問をいただきました。財政的支援、予算化の関係につきましては、先ほどお答えをいたしましたように庁内での事前の手续が必要でございます。こうしたことから、この場では明確にお答えできませんが、今後、より一層実効のある支援のあるあり方について検討をしてみたいと、このように考えております。

以上です。

○4番（栢木 進君） ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第2号、第18番、高橋繁夫議員。

○18番（高橋繁夫君） 第18番、高橋繁夫でございます。8月議会に際しまして、一般質問をさせていただきます。

今年の夏は天候が不順で晴れた日が少なく、セミの鳴き声を余り聞けませんでした。特にツクツクボウシが鳴く声が少なかったことが一抹の寂しさを感じさせます。かの小泉八雲はセミのうちで一番の歌い手と褒めていたようでございます。あの各様で節のある鳴き声は独特で、小学生のころはあの鳴き声を聞くと夏休みが終わりに近付き、周囲から催促

されて宿題をやられておりましたが、ツクツクボウシの鳴き声に催促されたような記憶がよみがえってきます。この年になって、一般質問の通告書をツクツクボウシに催促されて書き終えたところでございます。セミは暗く長い地下生活からやっとはい出して、命をつなぐために雄は雌を呼んで、必死に鳴く。役目を果たすと長くて1週間の地上生活を終え、ぼとりと落ちて土に戻ります。松尾芭蕉はこのようなセミの宿命の生き方に俳句を詠んでいます、「やがて死ぬ けしきは見えず 蟬の声」。それでは、ツクツクボウシほど名調子ではございませんが、一般質問に入ります。

昨年の台風18号では野洲駅南口周辺では本市の排水経路である祇王井川から童子川、新川、家棟川、琵琶湖の水位が下がらないことから排水機能が果たされず、2日間、滞水し、周辺では大きな被害が発生したところであり、また、山手の山間部でも大きな被害が発生したところであり、妙光寺地先では地滑りが発生し、現地ではまだ痕跡が残っており、復旧は進んでおりません。今年の台風で関係者は気が休まらなかったものと察しております。今年も8月20日未明に広島県で1時間120ミリの記録的豪雨により土砂崩れが発生し、最新の情報では死者72名、行方不明者2人という大惨事になりました。亡くなられた方にはお悔やみ申し上げると共に被災された地域にはお見舞いを申し上げます。今年も台風12号や11号の近畿直撃もあり、また広島での土砂崩れの大災害もあったことから、まず、大雨洪水時の対応に関連した内容の質問をさせていただきます。

急傾斜地崩壊対策について、今回、広島市の土砂崩れについては扇状地の形状に雨水が一気に流れ出す土石流が上流に発生し、下流にあふれ出す災害でありました。この土石流については、今年7月の9日に長野県南木曾町でも発生し、男子中学生が亡くなっています。今年も高気圧の位置が平年より東側に位置し、前線の位置もこの影響を受け、特に西日本では雨量が非常な数値になっており、これより各地で大きな被害が出ております。広島市ではわずかな時間に平年の8月の1カ月分以上の雨量が降ったために、山の保水能力の限界を超えてしまったものでございます。また、報道では地質も花崗岩が風化してできた、もろくて、崩れやすい真砂土であり、さらに時間帯も災いいたしました。真夜中の土砂降りの中での避難情報の発令は勇気が要ると言われています。松井広島市長は避難勧告まで出すべきかどうか、ちゅうちょしていたという報告を受けていると述べられております。結局、避難勧告は災害発生1時間後の午前4時30分でありました。避難勧告は河川の増水時で、観測地点で水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位などが決められていますが、土砂災害は勧告を出す避難基準雨量が定められていますが、時間帯や降雨状況

によっては勧告により、住民に移動してもらうリスクも含めて、判断する必要があり、その判断は難しいと言われております。ただ、避難情報の発令には金言があり、空振りを恐れるなというものであります。これは最終的に避難はしたが、何も起こらなかったという空振りを恐れることなく、迷わず避難情報を発令しなさいというものであります。今までの災害の歴史を振り返っても、避難勧告を出すべきかどうか、ちゅうちょしている間に災害が起こってしまったという例が数多くあります。この教訓はいまだに生かされていないことが悔やまれます。

また、新聞によりますと、1999年6月29日も広島はこの地域で土石流や土砂崩れが発生し、多くの犠牲者が出ました。国はこの災害を受けて、土砂災害防止法を作成したそうで、この基準雨量制度もそのときに導入されたものですが、今回の広島市では避難勧告を出す2時間以上前から避難基準雨量に達していたことから、このことも当時の教訓は今回、本当に生かされたのか、今後の調査の報告を待ちたいと思います。今回の広島市の災害地においても砂防ダムの計画がされており、今年度に整備に着手するようだったと報道では言われたような記憶がありますが、災害が発生してしまいました。日本は山地が多く、砂防ダムの整備には多くの費用がかかることから、整備が追い付かず、北海道の礼文島でも土砂崩れが発生し、2人が亡くなられております。

さて、本市の防災マップにも土石流の危険箇所が表示されており、昨年妙光寺の崖崩れ現場も急傾斜地の危険箇所として指定されておりました。大篠原の出町地先にも土石流の危険箇所が表示されておりますが、平成21年度から23年度に八幡川補助通常砂防総合流域防災事業で砂防堰堤、いわゆる砂防ダムが整備され、土砂災害の防止に大きな役割を果たしています。恐らくこの砂防ダムが設置されていなければ、昨年の台風18号では災害が発生した確率はかなり高かったのではないかと私は確信しております。地元大篠原自治会も感謝されております。この大篠原出町では急傾斜地の危険箇所にも指定されており、民家の真裏の山では地割れがしている箇所があり、災害発生も懸念されていることから、地元大篠原自治体では急傾斜地崩壊対策事業として対策工事の要望書も出されております。

そこで、1点目はこの大篠原出町地先や北櫻にも危険箇所がありますが、このように市内の急傾斜地の危険箇所の現状及び大雨時の点検状況並びに今後の対策を伺うものであります。

2、地域の避難所である自治会などの安全性について。今回の広島市の土砂災害ではま

ず安全であるべき避難所として地域の集会所に避難していて、土石流に襲われ、亡くなられたことが新聞で取り上げておりました。まず、市の避難所に避難する前に地域の集会所などへ集合することになっていますが、本市のこういった地域の集会所には急傾斜地に近接していないかなど、安全対策は十分であるかを伺います。

3、今年の台風11号における避難情報について。今年の台風11号は四国に上陸し、近畿地方を直撃したもので、大きな被害が出ず、一安心したところでございます。ただ、三重県に大雨特別警報が出され、鈴鹿山脈一帯に降った影響で、日野川の桐原橋では午後4時ごろから水位が上昇し、1メートル63センチとなり、午後7時には2メートル80に達しました。こうしたことを受け、近江八幡市では桐原橋に隣接する桐原学区に避難準備情報を発令されたと聞いております。避難情報は市が発令するものであり、近江八幡市が発令されたことには何も申しませんが、隣接する本市では避難準備情報の発令までされませんでした。私のところへは「避難はしなくてよいのか」「近江八幡市は避難準備情報が出たようだが」などの問い合わせもありました。そこで、避難準備情報の発令まで至らなかった理由を伺うものであります。

4、非常時の崩落市道対策について。昨年9月の台風18号の豪雨で大津市の市道にオートバイで通りかかった男性が川に転落した事故で、大津署は崩落を確認しながら、十分な安全対策を実施しなかったとして、業務過失致死の疑いで大津市の道路管理課の技師を書類送検しました。送検容疑は昨年9月18日に大津市膳所平尾町の川沿いの市道が台風の影響で崩落しているのを確認したのに崩落現場に続く道路の通行どめを確実に行わず、確認も怠るなど、十分な安全対策を取らなかったため、9月22日午前5時半ごろ、オートバイの男性を川に転落させ、溺死させたという疑いがあります。大津署によると、技師は容疑を認めています。市道の崩落を確認した市は19日に崩落現場の西側に通行どめのバリケードを設置したが、東側は通行どめの措置を取っていなかったものであります。そこで、本市でも台風時などでは市道の崩落や祇王井川の冠水でも都市建設部の職員ではなく、水防時の対応で一般職員でも通行どめ等の対応に従事しており、大津市と同様の事態にも遭遇し、最悪の事態を想定すれば、取るべき措置の不適切さにより、訴えられる可能性があることとなります。こうしたことに備えて、今後の職員への指導体制を伺うものであります。

次に、国道8号の安全対策、振動対策について伺うものであります。国道8号は言うまでもなく、本市の主要幹線道路であり、大型車の通行量も多いのでありますが、幅員も狭

く、歩道もまだまだ未整備であります。現在、国道8号は都市計画決定されておりますが、沿線には住宅や店舗が立地しており、拡幅は大きな課題があり、時間はまだまだかかると思います。小堤地先の国道8号では湖側にはマウントアップの歩道が設けられておりますが、バリアフリー上、問題があり、地元ではフラットの歩道に改修を要望されております。また、大篠原地先では車道の舗装がひび割れで、特に下水道のマンホールの段差や横断水路の構造部の周辺では大型車の通行時に振動があり、安眠できない状況であると沿線住民より舗装改修の要望が出されており、市にも要望書が提出されております。既に滋賀国道事務所には届いているはずでございます。そこで、小堤の歩道の改修と大篠原地先の舗装改修の整備について伺うものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 高橋議員の大雨洪水時の対応についての1点目と4点目について私の方からお答えをさせていただきます。

まず1点目の市内の急傾斜地の危険箇所の現状と今後の対応等についてであります。市内には野洲市地域防災計画において、災害時の避難方法を定めている急傾斜地法の規定による勾配が30度以上かつ高さが5メートル以上の斜面で人家等に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所が25カ所、そのうち3カ所を土どめ擁壁等で平成15年度から21年度にかけて国の補助金を受け、滋賀県で施行をしていただいているところであります。また、大雨時における急傾斜地危険箇所の水防パトロールにおきましては、特に人家が近接している妙光寺、三上、南櫻、北桜、入町地先を中心に斜面の状況、土砂の崩落、湧水等について確認をしており、万一異常が認められる場合には対象となる自治会や個人に対して避難の連絡をいたしているところであります。

なお、今後の対策につきましては、土砂災害事業の採択基準の緩和について国や県に対して強く要望をしまいたい、このように考えております。

また、大雨により土砂災害の発生するおそれがあるときの対応といたしましては、滋賀県と気象台が共同発表しております土砂災害警戒情報の伝達等について生活安全課と共に地域と行政の連携が必要であると考えております。

次に、4点目の非常時の崩落市道対策についてお答えをします。

本市におきましては、水防体制時には道路河川課以外の職員も道路パトロール等、水防活動に従事をしていただいております。道路河川課及び水防班長が各班員の活動状況を的

確に掌握し、また危険箇所の確認にあたっては必ず複数で行動させると共に同じ目で現場の変化を確認するため、同じ職員を同一現場に派遣する等、工夫をしております。また、異常が発見された場合は直ちに無線等の通信機器により道路河川課に報告を行い、その情報を課内において一元管理をし、現場対応等の具体的な指示を行う等、組織で一丸となって対応にあたっているところでございます。

続きまして、2点目の国道8号の安全対策と振動対策についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の小堤のフラット型の歩道に関する改修についてお答えをさせていただきます。国道8号の小堤地先は現道が整備当時のまま集落内を通過しているため、十分な幅員が確保できず、結果的には歩行者の安全が確保された歩道形態とはなっておりません。しかも、沿線には住宅が建ち並び、国道側から各戸への車両の出入りを確保する多くの切り下げ部分が施工されているため、極めて歩行困難な状況となっております。このことに対しては地元自治会からも改善要望をいただき、去る6月13日、道路管理者である滋賀国道事務所にも現地を確認いただき、現状の把握、今後の対応について検討をいただいているところです。

長期的には国道8号北伸ルートの整備であります。これについては野洲市の交通ネットワーク構想で整備課題と位置付けると共に国、県に対して、事業化に向けた要望をしているところであります。その一方で、当面の対応としましては、歩道の切り下げであります。しかし、歩道部分の切り下げをした場合、歩車道境界ブロックのみ、歩道敷地内に残ることになりまして、歩道幅員がさらに狭くなるため、現場条件を考慮しますと、対面離合が困難となり、新たな課題を残すことにもなります。

次に、各戸への出入りの切り下げ部の勾配を現在よりも緩くして、少しでも平坦にすることが歩きやすく、効果が出るものと考えられますが、抜本的な改修にはなりません。そこで、これらの条件を総合的に検討し、当面、実現可能な対応といたしましては、歩道の拡幅整備であります。これにつきましては、国道沿線の全ての地権者の皆様の用地協力が得られるなら、国道事務所としても対応が可能という見解をいただいております。

2点目の大篠原地先の振動対策であります。下水道マンホールの段差を含めた補修改修について上下水道課と滋賀国道事務所現地立会の上、不備の箇所の点検を行っております。その結果、今年度において不備のある箇所については、順次市と国において改善していく予定でございます。

以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） それでは、高橋議員の大雨洪水時の対応についての質問のうち、2点目と3点目について私の方から答弁をいたします。

まず、2点目の地域の避難所である自治会館などの安全性についてでございますが、議員ご承知のとおり、現在、指定避難所として市内の公共施設38カ所を指定しております。これらの指定避難所については土石流の発生のおそれ、または急傾斜地の崩壊のおそれのある危険箇所に含まれているものではありません。しかしながら、一時避難所等として、自治会で利用されている自治会館等のうち、土石流、または急傾斜地の危険箇所に含まれるものとしましては、三上学区の出集会所、篠原学区の入町自治会館があります。これらの箇所につきましては、土砂災害対策や崖対策などのハード事業が必要ですが、早期に実施することは困難であり、まずは地域住民の皆様の生命を守ることを第一に考え、自治会長への連絡や広報活動により速やかに指定避難所など、安全の場所への避難誘導を実施するよう、取り組んでおります。

次に、3点目の台風11号における避難情報についてのご質問にお答えいたします。まず、8月9日から10日にかけての台風11号への対応についてですが、9日午後零時31分に本市に大雨警報が発令されたため水防班を招集し、水防活動に取り組んでまいりました。降り続いて雨により日野川、桐原橋の水位は9日午後7時には2.8メートルに達し、午後8時には氾濫注意水位の3メートルを越え、3.32メートルに達すると予測されておりましたが、午後8時になって水位が下がり、今後も2.88メートルをピークに下降するという予測となり、現に水位は下がり続け、桐原橋の避難判断水位である3.8メートルには達しない見込みとなったこと、また日野川の現場巡視の状況等から避難準備情報の発令には至りませんでした。

なお、土砂災害に係る避難についてですけれども、当日は山林のない守山市及び豊郷町を除きまして、県内では野洲市を除く全ての市町で土砂災害警戒情報が発令されていたため、本市への発令も想定し、避難所の開設準備や緊急速報メール等を用いた情報伝達の準備等を行っておりましたが、こちらも最終的には発令に至りませんでしたので、避難準備等の発令はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 高橋議員。

○18番（高橋繁夫君） 答弁ありがとうございました。

まず、国道8号でございますが、所管するのは当然、国土交通省の滋賀国道事務所でございますが、市では国県事業対策室が窓口でございます。まず、大篠原の振動対策ですが、和田部長は現地での舗装のひび割れ状況をその目で確認していただいておりますか。部下に任せておくのではなく、一般質問で出された内容は部長自身の目で確認して答弁なされたものと思っております。この振動対策では下水道管の占用も原因の大きなウエートを占めていると思われ、そういったしますと、環境経済部にも責任の一端はあると考えられますが、早急な舗装修繕を滋賀国道事務所に実施いただきますよう、お願いしておきます。また、小堤地先の歩道のフラットは時間がかかるものと考えられますが、今後の経過を見守りたいと思います。

急傾斜地崩壊対策事業は三上地先の三上山の麓の大半だけが実施済みであります。大篠原やら北桜は補助事業の対象とならないことから、いまだに整備されていないと聞いたことがあります。大雨のたびに危険箇所隣接する住民はまさしく寿命が縮む思いしておられます。ましてや、広島市や長野県での大災害が発生したとこだけに、引き続き県に要望しておきます。

ここで、都市建設部長に再質問させていただきます。

広島市の土砂災害現場では、昔は農地でありましたが、開発が進み出す山裾に住宅が張り付き、今回の大惨事に至ったと報道は伝えております。そこで、小篠原地先の国道8号より山手で、地区計画により開発されようとしていますが、防災マップではこの地域では土石流の危険箇所として指定されております。そこで、現在、この開発の土石流に対する安全対策の指導状況を伺うものであります。

次に、今年の台風11号の避難情報関連ですが、私の小南自治会では伊勢湾台風での日野川決壊を経験していることから、台風のたびに役員が自治会館に待機して、緊急時の対応が瞬時にできるよう、整えております。数年前では市内の現場状況を確認しに巡回している市の職員さんが必ず自治会に寄ってお互いに情報を交換して、安全を確認しておりました。ここ数年、職員さんは自治会館には立ち寄っておられませんが、誤解をしないでいただきたいのですが、小南自治会に顔を出せというのではなしに、このような非常事態ではお互いの情報交換が大事で、例えば、地元としても大雨のときの現場を確認してもらえよう、そういった情報交換が必要でありますので、この際にお伝えさせていただきます。この件に関しましては、答弁は結構です。ただ、仁保橋の下流では近江八幡側の堤防

では近江八幡市の消防団が消防車両を待機させ、継続的に監視をされております。しかし、野洲市の消防団は現場待機をされておられません。市民にとっては消防団が現場を待機し、赤色灯を回転させて監視していれば、非常に心強い限りであります。安心、安全の取り組みを再認識できる機会であると考えます。この両市の消防団の取り組みの違いについては現場の状況や過去のいきさつなどの要因があるものと思いますが、その点を再質問するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（立入三千男君） 当初の、今の一般質問の通告というようなことでは答えてもらったんですけども、今のちょっと通告に、やっぱり、漏れているような箇所が多々あるというようなことで、執行側としては答弁いたしかねるというように私は思うんですけども。執行部の方で担当部長の方で今の答えられる範疇で結構ですし、答弁をいただきたいと思っております。

都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 山脇の開発指導の状況でございますが、開発業者から地区計画の提案書は1回いただきました。ただ、議員ご指摘のように、その地域は土砂災害の指定地域になってございます。そういった意味で、その対策を講じてほしいということで、地区計画の提案書は返却をさせていただきました。今現在、開発業者の方でコンサル等を入れて、検討をされているという状況でございます。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午前11時35分 休憩）

（午前11時35分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋議員。

○18番（高橋繁夫君） 和田部長、再質問の答弁、ありがとうございました。小篠原の山脇地区は開発指導にも万全であると理解いたしました。私は13歳のときに日野川の決壊を経験し、腰までつかって難を逃れたその記憶がまだ残っております。関係機関のお力添えにより、小南地先の日野川も昔とは比較にならないほど安全となり、安心できるようになりました。だが、まだまだ日野川改修事業も上流へ進めなければなりません。急傾斜地崩壊対策事業を進めなければなりません。これら、私どもに課せられた宿命的な対策と強く受けとめており、今後も事業の進捗に全力を傾注して取り組んでいくことをお誓い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第3号、第3番、北村五十鈴議員。

○3番（北村五十鈴君） 第3番、北村五十鈴です。議長のお許しが出ましたので、大きく2件質問させていただきます。

最初に女性の管理職登用についてお伺いたします。日本創生会議が全国の地区町村の半数を消滅可能性があるとして発表した増田ショックの余波がとまりません。出産年齢の中心である二十から39歳の女性が2040年までに半減し、人口減がとまらなくなると言われておりますが、その年代の女性たちが生き生きと暮らすための条件の一つが仕事だと考えます。しかし、生まれ育った地元には自分のつきたい職種は少なく、どうしても都会に出ていってしまい、そのまま結婚、出産、定住するという人口移動が考えられます。では、その年代の女性たちの流出を少なくするためには地元企業や行政、市役所の改善点はないでしょうか。それでは、地域のお手本と言われる本市の市役所は女性たちにとっては魅力的な職場でしょうか。まず、現状からお聞かせ下さい。

ただ、今回の質問は現状の女性管理職の比率をお聞きし、他市と比べて数字が低いからとか男女共同参画の視点からどうかふやしてほしいという類いのものでなく、もっと言えば、本市が女性管理職登用に消極的だとも否定的だとも思っておりません。現在は年齢のはざまであって、将来は間違いなくふえるであろうと推測できます。ですから、あくまでも野洲市役所は女性にとって希望ややりがいのある職場であるかというものを問うものです。そのためにさかのぼってお聞きしたいこともありますので、全ての質問を総務部長、どうぞよろしくお願いたします。

それでは最初に、現在の行政職の職員数及び男女比をお願いします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、北村議員の女性力、女性の管理職登用について、最初に職員数の男女比についてお答えを申し上げます。

平成26年4月1日現在の正規採用職員及び再任用職員の行政職員数は296人で、男性221人、女性75人です。男女比は75対25であります。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） 次に、正規職員新規採用の人数と男女比をお願いします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 平成26年4月1日の一般行政職の採用者数ですが、11人、男性が8人、女性が3人です。男女比は73対27です。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） ただいまの答弁から新規職員の採用は10人中約3名ほどになるとは思います。今までから男性が多いのは何か理由があるのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） おっしゃるとおり、平成26年度採用で11人中3名、女性が3名、平成25年度では8人中2人と、いずれも女性が25%程度となっております。理由は分析しておりませんので、不明でございます。

なお、全国的には内閣府の調査によりますと、平成23年度、少し古いですが、の市区で45.5%、都道府県で26.2%となっております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） では、男性の採用が多いですが、部長の経験から市役所の仕事の中で男性でないと難しいという部署は多いのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 私の経験から申し上げますと、そのような部署はないと考えてございます。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） 次に、採用以後のことをお聞きします。性別の適材適所で担当の部署が決まるということはあるのでしょうか。現実として本館内では1階の窓口係や福祉関係に女性が多く、2階にはほとんど配置されていないように思いますが、その理由をお聞かせ下さい。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 性別による配属ということは全く考えてございません。

なお、職員の配置につきましては、職員個人の希望も最大限反映するようにしております。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） では、館内に限り、現在の全ての職員の1階、2階の男女比の数字を教えてください。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 市役所本館1階の正規採用職員の男女比は57対43、2階

は80対20であります。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） それでは、ピンポイントでお聞きします。企画調整課、行革、地域戦略室は主査まで入れて女性は何名ですか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 今、ご質問の企画調整課を含めます。企画調整課における主査以上の職員数は8名であり、そのうちに女性はおりません。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） それでは、少し方向を変えてお聞きいたします。「女性管理職の登用を」とよく言われるようになりましたが、では、なぜ女性管理職が必要なのか、部長の見解をお聞かせ下さい。できれば、先ほども申し述べましたが、男女共同参画、男女平等という道徳的な視点ではなく、お聞かせ下さい。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 市役所の業務を行うのに男女の区別は不要でありまして、現に男女が共同しながら、業務を進めております。したがって、性別に関係なく、能力や成績に見合った登用であるべきと考えてございます。参考までに本市では監査委員事務局長に女性の任用をしておりますが、県内では現在、本市だけでございます。また、会計管理者の女性登用につきましても、本市と他に1市というふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） では、部長、お答えにくいかと思うんですけども、具体的に今まで上司として接してこられて、個別ではなく、全体的に女性の部下のいいところがありましたら、教えていただけますか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） これまで部下には私、個人的に非常に恵まれておりましたので、特にそのような男女ということでの違いはなかったと思います。業績を上げた部下の中には何人もの女性職員もおりました。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） それでは、反対にこの仕事は女性では困難ではという場面があ

りましたら、教えて下さい。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） そのような場面は特にないと考えております。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） 私は女性管理職の必要性の第一は多様性だと思います。男女の考え方が違うというわけではなく、見方、感性が違う。だから、女性管理職がいることは幅の広い見方ができる、組織が一つの方向に固まることを防ぐといった効果があると考えます。2番目は女性職員の全体でのウエートは高く、本市でも全体的には40%から50%は女性ですから、女性は女性に相談しようというターゲットがあった方が安心して働ける、女性職員の安心感という点では女性管理職が身近にいた方がいいと思います。

それでは、また違った観点からお聞きします。管理職における女性の必要性は理解していただいていると受け取りましたが、では、その女性の管理職をふやすための具体的な行動としてはどのような政策が実際進められてきたのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 特に女性であるということだけで管理職をふやすべきとの考えはございませんが、必要な能力の要請等に向けまして、研さんを積んでもらうべき、その機会を男女に関わりなく与えていくことが重要であるというふうに考えてございます。その一例といたしまして、現在、長期研修生といたしまして、女性職員1名を厚生労働省に派遣しております。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） もう少し具体的にお聞きします。市民課窓口、福祉関係に多い女性配置になっておりますが、女性の職域拡大の推進はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 繰り返しになりますが、性別を理由に配属に差を付けるということはありませんが、個人の異動希望もできるだけかなえられるように努めております。現在の配置状況にこだわることなく、女性職員にもさまざまな部署への異動希望を期待しておりまして、それに応えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） 他にどうしても女性は妊娠、出産というブランクがありますが、この対策として、育児休暇のあり方、その活用の現状及び男性職員の育児休暇の本市の現

状もお聞かせ下さい。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 男性職員の育児休業のとり方ですけれども、過去3年間におきましては、取得者は3名おりまして、うち2名が1年間の長期取得になっておりまして、1名が短期の取得でございます。

それから、全体の育児休業の状況ですが、ほとんどの場合、今、申しましたとおり、男性が少ないので、女性が取得されておきまして、最長の3年という方もたくさんおられますし、平均して、ここで申しましたら、男性の長い1年よりも、はるかに長い期間という、平均は出しておりませんが、の取得状況でございます。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） ここまでは現状をお聞きしましたが、ここからは未来をお聞きしたいと思います。

その前に私は市役所で働いておられる女性職員の方たちに女性管理職登用について少しお話を伺いました。それは幾ら体制を整えたとしても、女性たちの方が望まない現実もあると聞いたからです。だから、野洲市の女性職員さんたちの思いや意見、意欲があるのかを聞きたかったのです。その中で現在、管理職の女性の方たちには「将来、次長、部長という辞令が出ましたら、お受けされますか」と単刀直入にお伺いしました。野洲の女性たちは頼もしいです。個人的には理由がある方は別として、ほとんどの方が「はい」と答えて下さいました。しかし、要望もありました。それはいろんな課を経験していないので、不安がある、他には本市には合併以来、1人だけ部長になられた女性がおられたそうですが、それ以後は1人もなく、ロールモデルがないので、不安である、この2つの不安がこれからの課題のように思いました。

私も以前、30代で建築の世界に入ったとき、まだまだ建築は男性社会でした。現場には女性トイレもない時代、やっていけるのだろうかと不安に思ったものですが、そのとき、1人だけ、上司の中に幹部女性がおられました。男性ばかりの中、颯爽と働いておられ、スキルも高い彼女を見て、私も20年頑張ったらこうなれるのだと、目標にもなり、今から思うと、彼女の影響は大きかったと記憶しております。

では、行政職員としての女性管理職のやりがいはどういったものでしょう。女性がフルで働くということは本当に目の回るような毎日で、家事と育児に追われ、その時期が終わるころには介護が始まります。そんな中で実力のある女性職員が管理職になる前に退職

される事例もあるとお聞きしましたが、そこで思いとどまる理由がやりがいではないでしょうか。もちろん、自己成長と自分が関わった地域や市民の皆様が円滑な関係を築き、幸せに暮らしていただくことが一番ですが、しかし、価値観や性格の違う部下たちをどうしたら成長させることができるのか、どうしたら成果につながるのかを考え、まちづくりの最前線に関わり決定権が与えられる、そんなことにもコミットしていると思います。大切な自分の家族や友達と住むまちづくりを女性も参加して、影響力の大きい仕事ができる管理職はたとえ大変でも、アドバンテージも高いと思います。そうしたいい側面はどんどん開示して、見せていただくことも重要ではないでしょうか。

さらには管理職になったその後、どんな道が開けるのか、キャリアパスを示していただくことも具体的な方向性としてすごくうれしいことだと思います。女性管理職も自然に時が来たら、順番にふえていくであろうではなく、積極的に女性力を成長戦略として活用していくことが市役所の大きな役割である市民の現実に取り添ったかじ取りをしていくためにも、毎日の生活、子育て、介護、その真ただ中で貴重な経験をしてこられた女性たちの意見が生まれ育った大好きな自分たちのまちをつくっていく、いろんな場面で発揮していただけると思います。

そんな市役所の取り組みが市内における一般企業や事業所にも広がり、野洲市の女性たちは自分がどんなふうに生きたいのか、どんな人生を送りたいのかを考えることができる大きな選択肢になると思います。最初に申し述べましたとおり、やりがいのある仕事を見付けて、女性の皆様が野洲市で生き生きと輝いて生きてほしい。その意味でも将来、私は本市の人口も半分女性なので、市役所に対する女性の求職率も男性と変わらないぐらいにふえて、政府の目標は3割だと言われておりますが、野洲市は管理職も5割、ここにおられる部長クラスでも5割女性についていただけたらと考えます。今、ちょうど市役所で働いていただいております二十から39歳の女性の皆様が2040年ごろには次長や部長につかれるときが来ると思います。そのとき、野洲市には2014の増田ショックは関係なかったと言えるように、男女共に力を合わせて未来の子どもたちのために頑張っていけたらと一市民、一女性として、考えます。

最後に部長にお伺いいたします。野洲市で仕事を探しておられる女性の皆様や現在、市役所に勤務されている全ての年齢の女性の皆様がやりがいや希望の持てるような仕事として、市役所を選んでいただけますように、これからのロングビジョンを具体的な行動計画もあわせて、お聞かせ願いますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 反問をさせて下さい。

○議長（立入三千男君） ただいま、総務部長より反問の申し出がありました。よって、反問を許可します。反問は質問議員1人につき2回までとなっておりますことを申し述べます。

それでは、総務部長の反問に対する発言を求めます。

○総務部長（川端弘一君） それでは、お許しができましたので、反問をさせていただきます。

市役所女性職員のヒアリングをされたということですが、それが北村議員の一般質問の動機の一つになっているというふうに思われます。そこで、ヒアリングについて実施されました時期、あるいは女性職員のその職位と人数、聞かれた内容とその答え、その結果を見た北村議員の所感についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） 今の中で、職域に関しましては、伏せさせていただきたいんですけども、館内でお聞きしたのは約15名です。他でお聞きしたのが五、六名ですので、全部で二十数名ということになります。何でしたっけ。感想ですね。感想としましては、本当にざっくばらんに話していただいて、先ほども言われたように、野洲市ではどこに行きたいという通告書というか、意見書というか、そういうものもあるので、そういうことも使わせていただいていますし、ただ、私が書かせていただいたようにちょっと要望がありますというのが先ほどの私の答えになります。

○議長（立入三千男君） 今、総務部長が調査の時期とかいう趣旨の。

○3番（北村五十鈴君） 済みません。調査の時期は7月、8月の2カ月になります。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、ありがとうございます。

職員に聞かれた内容につきましては、大体推測できますので、結構でございます。

それでは、先ほどご質問いただきました女性管理職登用におけます野洲市のロングビジョンにつきまして、お答えを申し上げます。

市の発展はその地域に住む市民の皆様の満足度の向上に他ならず、そのため、市政運営にあたる職員1人が自己実現、すなわち自己の成長を図っていくことが大切であると考え

てございます。職員一人ひとりがその能力と実績に応じて正しく評価され、適正に登用される制度があつて初めて能力向上に自ら取り組むことができると考えておりますので、業績評価も含めた人事評価の制度に取り組んでまいります。

また、労働環境の改善による働きやすい職場環境の構築に努め、職員の意欲醸成に努めてまいります。

以上です。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員。

○3番（北村五十鈴君） それでは、続いて認知症における徘徊問題について伺います。

認知症の人やその疑いがある人が徘徊などで行方不明になったとして警察に届けられた件数を警視庁は去年、平成25年に初めて公表しました。その数はおとし、平成24年1年間で延べ9,607人、死亡は359人というものでした。現在、全国で約800万人の認知症患者がおられると言われておりますので、その中で約1万人の方が徘徊行動をされるということがわかってきましたが、問題が徘徊行動をする人を抱えたご家族のようにも思います。私にご相談いただいたご家族も心底疲れておられて、言葉をかけるのもつらかったです。しかし、この問題は他人事ではありません。あすは我が身です。現在、2012年に国が発表した認知症の有病率は高齢者の約15%、65歳以上の4人に1人が認知症もしくは認知症予備軍と言われております。認知症はもはや特別なことではなく、私たちのごくごく身近な家族や周囲にある現実となりつつあります。だから、私は今、この現代社会で誰一人認知症に無関係な人はいないと思っています。当事者やご家族、医療や介護の専門職、行政や地域住民、全てに関わる問題であり、それは高齢者だけでなく、全ての世代に関係する社会全体の問題だと考えます。

事実、本市においても現在、ご不明者がお一人おられ、悲しい現実も踏まえて、6月議会で河野議員も質問されておられます。重複するところもあるかと思いますが、この問題はもう待ったなしの課題であり、急を要していると思い、河野議員に引き続き、質問させていただきますので、全ての質問に健康福祉部政策監、よろしく願いいたします。

それでは、最初にお伺いいたします。本市の高齢化率、把握されている認知症患者数、あわせて、その把握の仕方も教えて下さい。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） それでは、北村議員の地域の力、認知症における徘徊問題についてのご質問にお答えをいたします。

今、1点目の本市の高齢化率、それから把握している認知症の人数、把握の仕方についてということですが、本市の高齢化率は本年8月1日現在で23.2%となっております。把握しております認知症の方の人数につきましては1,122人となっております。また、把握の仕方についてでございますけれども、現在、要介護認定を受けている方の訪問調査員の調査によります認知症老人の日常生活自立度が2A以上と、この2A以上というのはたびたび道に迷うですとか、あるいは買い物や事務、金銭管理等、それまでにできたことがミスが目立つようになった状態ということで、この2A以上と判定された方の数を集計したものでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） その中で、徘徊行動の心配がある方はどれくらいおられるのでしょうか。先ほどと同じように認知症の中でも徘徊行動とする把握の仕方も教えて下さい。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） その中の徘徊の心配のある方の人数とその把握の仕方ということですが、要介護認定の調査項目の中に「1人で出たがるかどうか」を問う項目がございます。その中で「ある」と答えた方が14人、それから、「時々ある」と答えた方が10人となっております。これ、平成26年8月28日現在の調査でございます。これは調査日からさかのぼる1カ月間、この間で週1回以上あれば「ある」と、それから、月に1から3回ぐらいということであれば、「時々ある」というふうにチェックを付けることになってございます。それとまた、現在、第6期の介護保険事業計画、来年度からの計画になりますけれども、その計画の策定をする中で、ケアマネジャーに対しますアンケート調査を実施しております。その中で担当の要介護認定者の中で、徘徊で保護された方の人数を問う項目がございます。そこで回答が25名と、これも8月28日現在でございますが、25名というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） では、徘徊行動による搜索届け出数を推移も含めて教えて下さい。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 徘徊による届け出が市にあった数につきましては、平成25年度が4件、26年度は現在のところ12件というふうになってございます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） それでは、続いて時系列でお聞きします。実際、ご家族から搜索願の連絡が入りましたら、行政では現状、どのような対応をしておられるのか、なるべく詳しく教えて下さい。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 搜索願の連絡が入ったときの対応でございますが、野洲市行方不明高齢者対応マニュアル、これを昨年6月に作成をいたしております。これによりまして、対応しているところでございまして、まずご家族の方から市の方に連絡が入りますと、最初に警察への搜索願が出されているかどうかを確認をいたしております。もし、まだでございましたら、警察にも搜索願を出すようお願いをしております。その後、高齢福祉課の課長が責任者となりまして、まず、この高齢福祉課の職員2名がご家族の方に出向きまして、その徘徊の経過や、あるいは状況、本人の特徴等を詳しく聞き取りをさせていただきます。その中で家族のご意向等も踏まえてでございますけれども、搜索のチラシを作成したりいたしまして、訪問系の介護サービス事業所、あるいはスーパー等の量販店等に搜索依頼のチラシを配るというふうにいたしております。また、警察や消防団の連絡窓口につきましては、生活安全課が担当いたしておりますので、そちらと連携を取っております。また、自治会、あるいは民生委員とも連絡を取りながら、対応にあたっているということところでございます。さらにまた、ご家族の意向状況に応じまして、市内だけではなくに隣の市町、あるいは県内、あるいは県外といったところまで、状況に応じて、搜索の依頼を行うというふうになっております。

なお、消防団の出動、それから、搜索のチラシの作成まで行われたという実績は昨年度は3件ございました。今年度は今のところ、そこまで至ったケースはございません。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） 次は予防の観点からお聞きいたします。現在、徘徊予防の対策として取り組まれている以下の項目について教えてください。

1、GPSの貸し出しをされていますが、どんなものでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） GPSの貸し出しでございますが、形としては携帯電話のような形でございます。サイズも縦が約11センチ、横が約4センチ、重さが約60グラムというもので、GPSの機能の付いた機器を貸し出しをしているところでございます。それを携帯してもらうことで、行方不明になったときにGPSを使って、居場所の検索ができると。検索につきましては、電話、あるいはインターネットでも可能となっております。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） その貸し出し数は現在、どれくらいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 平成26年度の今現在でございますが、3件の貸し出しでございます。これは昨年度からの継続でございます。今年度、新たな貸し出しというのはございません。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） 今、その貸し出されているGPSの問題点は何かありますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 問題点ということでございますけれども、このGPS、検索ができるといっても、携帯していただいてこそ、効果が発揮できるというものでございますので、認知症の方につきましては、持って出るということを忘れられたりとか持つことの必要性が余り理解できていないとかいうことで、実際に常時、携帯をさせるというのが難しいという、そういうお声もいただいております。また、現在の機器が先ほど申しましたような大きさでございますので、本人が気付かないうちに携帯させるという、そういうことがなかなか難しいという問題がございます。そうしたことから利用者の数が少ないのではないかなというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） 今、答弁いただいているので、ちょっと重なりますが、徘徊行動をされる方はごみを出しに行ったままとか買い物の帰り、あるいは散歩の途中で帰る道がわからなくなるという症例をお聞きしますが、だとしたら、GPSを常時身に付けていなくてはなりません、現実には四六時中の携帯は難しく、今、本市が貸し出ししている携帯のものでは大き過ぎて効果が少ないように思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 確かに今、申しましたような問題点がございしますので、携帯しなければ、なかなか効果はないんですけども、今現在、貸し出しをしております3件につきましてでございますけれども、本人が外出される際にご家族が常にGPSを持たせるといようにされている家庭、そういう家庭につきましては、常に居場所が確認できますので、安心できるというようにお声もいただいております。きちんと携帯をしていただけますと、ご家族の負担感を減らしますし、本人の安全を守るということで、そうしたことで効果というのはあるというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） だとしますと、現状、貸し出しのGPSには問題もあるかなと思うんですけども、それ以外の機械でもっと最適なものとか、そういう検討とか行動はしていただいたことがあるのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） もっと他によい機器はないのかということなんです、現在のGPSは大きくて携帯しにくいということで、なかなかこっそり持たせられないというようなことから、北村議員もおっしゃいましたように今、委託をしておりますセコムでございますけど、そちらの方に確認をさせていただきました。それによりますと、現在、これ以外の機器がないということと、それから、この機器をつくっておりますような事業所、企業ですけれども、そうした情報がないということでございました。これは県内の他市町とも情報交換を行いましたけれども、他市町もセコム以外の機器を貸し出ししているという市町がないということで、また県の方の確認をいたしましたけれども、そうした情報がないということでございました。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） すると、機械に頼ることも難しく思えてきます。しかし、この問題に熱心に取り組んでいただいている担当職員の方の努力や試行錯誤も私は頭の下がる

思いで感謝しておりますし、聞けば聞くほど先の見えない重大な課題だということもわかってきました。担当職員の方は24時間当番制で待機していただいているとか、お聞きしましたが、少し中身をお話しいただけませんか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 高齢福祉課の方が対応しておりますけれども、24時間の当番制ということなのですが、時間外、あるいは土・日・祝日につきまして、自宅等におきましても、職員の方がいつ何時でも連絡が入れば、対応できるようにというような当番制をしております。徘徊の連絡が市役所の方、土・日ですと、日直、宿直がおりますので、そこからその日の当番に連絡をしてもらうようにということで、そういう依頼といたしますか、マニュアルをつくっております。連絡が入りますと、いつ何時でも、まず当番の職員が出動をいたしまして、責任者であります高齢福祉課長の方に連絡を取りまして、先ほどの徘徊マニュアルに従いまして、課長の指揮のもとに対応をしておりますという内容でございます。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） ありがとうございます。ここまでお聞きしていると、徘徊行動の対策は奥が深く、行政だけではなかなか限界に来ているように思われますが、現実をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 徘徊対策の現実でございますが、ひとり暮らし高齢者、あるいは高齢者のみの世帯の増加ですとか、また老々介護、あるいは認知症の方の認々介護、そうした家族の増加ですとか、2015年問題が言われておりますが、そうしたものを背景にいたしまして、在宅介護が増加していくものというふうに考えますと、今後徘徊されるケースも増加が予測をされるところでございます。行政や警察だけではなく、地域住民や地域事業所による見守りネットワークを構築いたしまして、地域での見守り活動を行っていく必要性が増しているというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） この問題は日本中全ての自治体の課題だと思います。だとしたら、この徘徊問題に他市はどのように取り組まれているのか、私なりに調査、研修させていただきました。調べていきますと、たどり着いた先進地は福岡、大牟田市でした。大牟田市はかつては炭鉱で栄えたまち、現在の人口は約12万人、高齢化率は32.4%、高

年齢問題においては他の市町の10年先をいくと言われるほど高齢化が進んだ地方都市です。このような大牟田市で認知症の取り組みが始まったのは2002年のことでした。大牟田市の当時、介護保険課が介護サービス事業者と手を携えて、地域認知症ケアコミュニティ推進事業をスタートさせたことに始まります。この事業の目的こそが地域全体で認知症の理解を深め、認知症になっても誰もが安心して暮らし続けるまちをつくろうというものでした。最初に取り組みされたのは市内全世帯の実態調査でした。この中で、地域で認知症の人を支える意識や仕組みが必要だと思ふかという問いがあり、その回答と市民から寄せられた約1,500の自由な意見がその後の大牟田市の認知症対策を方向付けました。そして、それら市民の声を地域づくりの提言としてまとめられたのです。

1つ目には、地域で認知症の人を支えるためには向こう三軒両隣、小学校校区の身近な地域のネットワークをつくる必要があるのではないかと。そのためには自治会、民生委員などの地域の力を活用しようというものでした。これを受けて、2004年、駛馬南校区をモデルとした「はやめ南人情ネットワーク」という住民活動が誕生し、徘徊の人を地域で見守り、支えようとする徘徊模擬訓練に取り組み始めました。2004年には自主組織をつくり、警察や行政、学校を巻き込んだ官民の捜索訓練が始まりましたが、2007年からは市が主催し、市全域に拡大していきました。

2つ目には、認知症を隠さず、恥じず、見守り、支える地域全体の意識の向上を図ることでした。子どもときから学んだり、触れたりする機会が必要ではないかというもので、これは実に817人の市民の声からのもので、そこで、2004年から認知症の啓発のために絵本をつくり、小中学校の出前教室が始まり、10年間で約6,000人の子どもたちが勉強して、認知症の人を支える地域の大切さを学びました。

3つ目は、認知症ケアと地域づくりのかなめとなる推進者を育成するというもので、大牟田市では認知症コーディネーター養成研修という専門職の育成を2003年からスタートさせています。この修了生が大牟田市のさまざまな取り組みをサポートしてきました。それらの中で最も注目された取り組みが徘徊模擬訓練です。模擬訓練とは認知症の徘徊による行方不明者が発生したと想定し、徘徊役が市内を模擬徘徊している間に警察や消防、行政が連携し、地域住民や生活関連企業、介護サービス事業者等に情報伝達を行い、その情報を得た住民らがサポーターとなって徘徊役を捜し、声をかけ、無事に保護しようというものです。

この取り組みの目的は3つありました。認知症の理解を深め、1人でも多くの市民が認

知症の人や家族を見守り、支える意識を高める、認知症の徘徊による行方不明者をできるだけ早く発見し、無事に保護できるよう、セーフティーネットとして実行力の高い仕組みをつくる。徘徊イコール、ノーではなく、安心して徘徊できるまちを地域全体で目指していく。いざというときのために実効性の高い仕組みを構築するのは当然、必要なことですが、最も重大なことは一人でも多くの市民が認知症に関心を持ち、日ごろから互いに声をかけ、気配り、見守り合うという意識を高めていくことでした。そのために訓練に先立ち、多くの地域住民や警察、郵便局、銀行などの生活関連企業において、認知症サポーター養成講座や声かけのロールプレー等が毎年活発に実施されてきました。そして、年々校区住民の主体性や独自性が生まれ、自分たちの身近な暮らしの課題として住民同士が議論し、学び合い、助け合う方法を見付けていきました。しかし、ここまで来るのに大牟田市は10年以上かかっておられます。そして、これらの活動の担い手でもある人材育成、それが認知症コーディネーター養成研修です。

この取り組みに関しては、本市でも既に実施されていると6月議会で答弁いただいておりますが、本市の取り組み内容、現在の修了生人数及びその後の活動の内容を教えてください。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 本市の認知症コーディネーター養成研修の取り組み内容、それから、修了生の人数、その後の活動内容についてでございますが、野洲市におきましては、この大牟田市の認知症コーディネーターと言われる、これとよく似た役割を果たしておりますのが認知症キャラバンメイトというものでございます。これは平成18年度から認知症キャラバンメイト養成講座ということで開催をいたしておりまして、現在の登録者数は52名となっております。また、このキャラバンメイトが中心になりまして、認知症サポーターというのを養成する講座を開催いたしております。認知症サポーターといいますのは、認知症を正しく理解して、認知症本人や家族を温かく見守り、支援する人のことでございます。この認知症サポーター養成講座を修了された方の数は平成26年6月末で延べ1,800人となっております。また、毎月このキャラバンメイトの方々が集まります、連絡会議を開催をいたしておりまして、このサポーター養成講座の内容ですとか今後のこの活動のあり方などについて話し合っているところでございます。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） 政策監は大牟田市のような模擬訓練について6月議会でも河野議員の質問に「確かに訓練についてはやらないよりやった方がいい。それは確かに思いますが、まず、その前提条件というものがあろうかと思えます」とお答えいただいておりますが、その前提条件とはどういうことをおっしゃっておられるのか、もう少し詳しく教えて下さい。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 6月にお答えしたこの前提条件についてということなのですが、徘徊模擬訓練は認知症の方の生活を地域で支えるネットワーク構築のための手段の一つであるというふうに考えておりますけれども、現在のところ、野洲市では先ほど申しましたキャラバンメイトや、あるいはサポーターという市民の理解者、支援者をふやしていくということで、地域で活動していただけるように取り組みを進めているところでございまして、そこから各地域の方々への広がりを目指しているところでございます。訓練というのも、そうした中から、地域からといいますか、地域福祉の取り組みとして実施されることが一番望ましいのではないかなというふうに考えております。また、認知症になりましても、住み慣れた地域で暮らし続けるために医療、介護、生活支援を行うサービスが連携して、効果的に提供されることが必要であるというふうに考えておりまして、野洲市におきましては、国の認知症施策推進5カ年計画に基づきまして、認知症ケアパスの作成でありますとか、認知症の早期発見、早期対応のための専門員の訪問相談、医療と介護の連携強化、あるいは認知症の人やその家族の支援に取り組む認知症地域支援推進員の配置等を推進いたしております。認知症の人が地域で暮らし続けることができるようなまちづくりになるようにと、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） 河野議員はこの政策監の答弁に対して、「大変残念な思いだ」と言っておられます。私も気持ちや向かっている先はもちろん河野議員と同じだと思います。しかし、この模範訓練に関しましては、私も政策監の答弁どおり、今の本市には少々早いと考えます。その前にSOSネットワークづくりや認知症コーディネーターの育成、増員、そういう分母をふやすことが先決ではないでしょうか。しかし、模範訓練に行き着くまでのしっかりしたビジョンに関しては、河野議員のおっしゃるように不明瞭に思えます。

改めてお聞きいたします。全国で106の自治体に拡大しているこの大牟田方式と呼ばれる取り組みですが、調べてみますと、滋賀県下でも既に東近江市がよく似た取り組みを

されていまして。早速訪ねて、調査、聞き取りをしますと、東近江市は行改ではなく、社協が核になっておられました。では、拡大しつつあるこの大牟田方式をどうお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 大牟田方式につきましては、認知症の人たちを地域ぐるみで見守るという、地域から生まれた共助の取り組みが議員おっしゃいましたように10年間をかけて、ここまで広まってきたものということでございます。認知症対策の方法として、一つということを受けとめをしております。こうした取り組みは地域福祉、共助ということで、この地域での取り組みが重要でありますことから、まずは議員もおっしゃいますように、ネットワークづくり、あるいは認知症コーディネーターの育成、こうしたことが先決であるというふうに考えておまして、2年、3年という短期間というのではなくて、10年後を見据えたような中で野洲市の現状に見合った着実な取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） 最後に、大牟田市の保護件数の実績をお聞き下さい。2010年112件、2012年169件。今年5月には行方不明になっていた認知症の女性を市民が6日ぶりに発見。それに小学生のころから認知症の勉強をして、正しい理解を持って、育った子どもたちの成果も実績として出てきており、中学3年生の女子3名が高齢者の女性を保護、また、男子高校生4人が83歳の女性の命を救う等、間違いなく、この10年のうれしい経過が出ております。

それでは、最後にお聞きいたします。本市も10年後には安心して、ひとり歩きできるまちを目指したいものですが、私はこの徘徊問題の質問をするにあたり、調査や聞き取りをするほどにこの問題は行政だけがたとえ24時間対応しても解決できないと思えてきました。認知症に詳しい専門医にお聞きしますと、認知症という病気は近い現在のことから忘れていく。そのかわり、過去の記憶、特に楽しい思い出は案外覚えていて、その時代やその場所に戻りたいと徘徊してしまう。だから、徘徊行動の患者さんにも徘徊する理由があるのだとお聞きしました。徘徊という言葉を辞書で調べてみますと、理由なく、同じ場所を歩き回るとありました。しかし、認知症の徘徊行動には理由があるのであれば、認知症という病気の正しい理解と、そして、人としての最後までの人権を地域のみんで守ることが人権のまち野洲であると考えます。ですから、検討しますというビジョンではなく、

行政だけではできないですというビジョンも含めて、市民の皆様に現実を知っていただき、その上でどうしていったらいいかをみんなで考え、スピードを持って具体的に動き出すことが必要だと考えます。野洲市民の共助の力、地域の力を信じて、最後の答弁をお願いします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 徘徊高齢者の対応につきましては、昨年度に策定しました行方不明高齢者対応マニュアルによりまして、関係機関等の連携、完璧とは申しませんが、一定スムーズになったものと感じております。また、生協等からも見守りの協定という話も聞いたりもいたしております。こうしたことに取り組んでいきたいというふうに考えております。また、地域においては今年度当初の自治会長会で徘徊高齢者発生時の早期連絡等の対応をお願いしたところでございます。実際に徘徊高齢者を自治会長さんや民生委員さんが中心となって自発的に見守りをして下さったりとか行政だけではなく、地域の構成員それぞれがこの問題に対して意識を持っていただきまして、地域にできることをして下さるといふ、そうした動きも出てきております。こうした動きが全市に拡大していくことを目指しまして、先ほどから申し上げておりますような取り組みをさらに充実してまいりたいというふうに考えております。

認知症はあらゆる病気と同様に誰にでも生じる可能性のある病気でございます。これまでの長い人生で培われた人生そのものに敬意を払いつつ、ご本人やご家族に寄り添うことが大切であると考えております。全ての人が人権が守られるまちづくりという意味でも、広く出前講座など、地域に出向いて、啓発や、あるいはさまざまな機会を通しての認知症、徘徊高齢者の理解と支援を広めるような活動をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 北村議員。

○3番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第4号、第14番、丸山敬二議員。

○14番（丸山敬二君） 第14番、丸山敬二です。

先日、行われました湖南4市の総合防災訓練ではシナリオレス訓練という形の中で、多くの中里学区の住民の皆さんも参加されまして、非常にきびきびした動きの中で、いざというときにはそれぞれの方がしっかりした行動がとれるものと安心をいたしました。この訓練に関しまして、ちょっと気になることが2点ほどありましたので、通告はしておりま

せんけども、検討していただけたらと思い、ちょっと発言をお許し願いたいと思います。

まず1つ、場内のアナウンスの中で「避難勧告が発令されているので、直ちに避難して下さい」と、こういったアナウンスが何回かありましたけども、この「直ちに避難して下さい」というのは明らかに指示になるのではないかなと。ですので、避難勧告の場合は例えば、「早目に避難して下さい」とかそういったことが適切ではないかなと思います。市のホームページを見せていただきましたら、避難勧告、避難指示のことが書かれているんですが、定義のようなことしか書かれていないんですね。それではちょっと市民にはわかりにくいのではないかなと。他市のもいろいろ見てみますと、例えば、避難勧告でしたら、「必要に応じて早目の避難をして下さい」と、避難指示の場合には「速やかに避難して下さい」と、こういうような表現、他にもそういったことで書かれていますので、一つ本市のホームページも市民がどう判断したらいいのかなというところもひとつ載せていただければなど、このように思います。

それから、もう一つ気になった、1つあるんですけども、参加された方は非常に真剣にやっておられるんですけども、いろんな場面でこれ、見られるケースなんですけど、女子職員は参加されているんですけど、多くの方が、いわゆるヘルメットをあみだにかぶっていると。これはヘルメットをあみだにかぶったんでは頭を防ぐという、本来のヘルメットの役が果たせないんですね。この辺もちょっといかがかなと思うところがありまして、やはり、あれは頭の保護をするんやということをしっかり言っていただかないとだめかなと。先ほどの女性職員の話の中で、総務部長は「評価とかについては特に差を付けるとか区別はしていない」ということですので、この辺も、やはり、女子職員もきちっとこういったことですよというのは言う必要があるのではないかなと、このように思います。して、女子職員もしっかりその辺を自覚していただいてやっていただきたいなど、このように思います。

それでは、質問に入らせていただきます。野洲市には南に野洲川、北に日野川という、2大1級河川に挟まれております。野洲川は昭和28年の台風13号によりまして、堤防が3カ所にわたり決壊して、3名の殉職者を出しております。その後、大規模改修がされております。また、日野川においても現在、改修が進められているところであります。万が一、この両河川が氾濫をしますと、野洲市は水浸しになり、最悪の場合、病院機能も損なわれるのではないかなという懸念があります。このときに、草津、栗東方面や近江八幡の病院に行こうとしても、川を越すことができない事態も考えられます。そこで、このため

に現在、進めております、市が整備する病院については水害も十分考慮した、あらゆる災害に強い病院の早期開院を要望するところであります。ひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問に入らせていただきます。災害情報を市民に伝える手段の一つに防災行政無線がありますが、これにつきまして、野洲市防災行政無線管理運用規程によるところの同報系無線通信システムを中心に何点か質問をさせていただきます。

この災害関係、それから、こういった防災行政無線に関しては、今日からもいろいろな議員が説明をされております。昨年の6月議会では矢野議員からも質問がされておりますけれども、改めまして、お伺いをいたします。この同報系の防災無線を使用しました実績につきまして、過去3年ぐらいで、年度ごとにわかれば、それでいいんですけど、トータルでも結構ですけれども、防災無線を使った回数を教えていただけませんか。これは全て危機管理監であります市民部長にお伺いをいたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） それでは、丸山議員の防災行政無線に関してのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の防災行政無線の使用実績でございますけれども、それ、ちょっと件数ということでカウントしてございませんので、こういったときに使ったというようなことでの説明とさせていただきますけれども、昨年の台風18号災害によります避難準備情報、それから避難勧告、それから避難指示というときの発令時に使用しております。

それから、今年度に入りましては去る8月31日に実施いたしました湖南4市の総合防災訓練におきまして、中里学区を対象とした初期避難訓練を実施する際にも使用しております。その他にも自治会や自主防災組織等が開催されます防災訓練において、この防災行政無線の子局での自局放送に活用されております。こちらが平成25年度が4自治会、それから、今年度は今現在で1自治会というか、栄の6連合会ですので、1というふうにカウントさせていただきます。それから、この防災行政無線の点検や機器の導通試験を兼ねまして、定時放送としましては毎月17日の午後5時に夕焼け小焼けのメロディーを流しまして、点検の確認、それから機器が正常かどうかという判断を行っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 一問一答だということですので、最初に回数だけ聞いて、次に

どのような情報やったんやというのを聞こうと思ったんですけど、いつの時点でこういった内容をやったと言っていたので、それはそれで結構かと思いますけども。

じゃ、次に、昨年か、今年にかけて、非常な雨やとかそういったことで警報がよく発表されておりますけども、先ほどの話では訓練やとか避難の勧告とか、そういったときやということなんですけど、警報のときには警報が出たよというのは伝達しないんですか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 今のところは、警報の段階ではこの無線を使つての発信はしておりません。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） それはなぜやらないんですか。以前に聞いたときには近所から苦情が出るとかいうことはありましたけど、そういうことですか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 警報が出ましたら、大雨の場合ですと、水防班で市の職員が招集をされまして、いわゆるパトロールなりをしまして、その水位なりを見て回っております。そういったことで、これは避難準備をいただく必要があるなというような、そういった判断いたしましたときにこの無線を使つての情報提供ということを考えておりますので、警報が発令されたから直ちにこの無線で放送、情報流すというところまでは考えておりません。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 注意報とかと違って、警報が出たときには他のテレビとか、そういったところでもありますけども、やはり、せっかく防災無線があるんですから、私はそれを使ってやるべきだと思いますけども、今後ともそれはやらないということですか。注意報まではどうかと思いますけども、警報の場合は明らかにそうだと思います。最近のいろんな水害が出たところでも、そういったものが、情報が遅いとかいうこともよく聞きますので、それを今後もどうなんですか、これ、ずっと今の考えで警報が出ても言わないということですか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 恐らく無線で情報伝達するときには水防本部等が立ち上げておる段階かと思っておりますけれども、早目に発信するということが安全の確保という意味では大事なことと思っておりますので、その状況に応じて、警報の段階でも発する場合があることは

十分想定しておりますので、それはその都度、判断をしてみたいと、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 先ほど言いました無線管理運用規程の第1条のところには市民サービスの向上と生命、財産を保護することを目的として、設置しているというようなことを書いておるんですね。であれば、警報が出た段階では既にこの辺のレベルになっておるのではないかと思うので、ここでは市民部長、よっしゃーというのは言いにくいと思いますから、ぜひとも検討していただいて、やっていただきたい。せっかくある無線なので、使わんことには私はいかんと思います。

それで、今年の台風18号以来、市民から今の防災無線の放送の内容が聞き取りにくいとか、それから聞こえていない。聞こえていないというのは当然、よその人から、「こんなん言うてたぞ」と言われて、いや、うちでは聞こえてなかったということやと思うんですが、そういった内容が市長への手紙でたくさん寄せられておりました。そういったことを受けて、何か対策か何かやってこられましたでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 議員ご指摘のように、今年の台風18号災害の際には防災行政無線や広報車での音声聞き取りにくいという、あるいは聞こえないといったお言葉や、また後ほどは市長への手紙もちょうだいたしております。大雨や強風などによる気象状況、あるいは防音や断熱といった近年の住宅の構造等によりまして、防災行政無線や広報車等の音声による情報伝達には一定の限界があると、このように思っておりますので、音声情報を入手できない事態を想定しまして、テレビのデータ放送や災害時の緊急速報メール、それから、市のホームページなど、文字による情報を複数の媒体を通して入手できるよう、きめ細かく情報の提供に努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 私も市のホームページを見ると、まあまあ、そこそこのスピードでもって出されているところはあるかなと、このように思います。その市長の手紙の中の回答は同じのような内容にはなるので、よく書かれているんですけど、3億円以上かけて設置したと、維持費に毎年1,300万かかっていると、こういったことを言っているんですね。それであれば、やはり、有効に活用していただかんと、3億円もかけてやった効果があるのかどうか、移動系は当然、職員の方が使っておられるので、効果はあると思

いますけども、この同報系についてこれまでの中で3億円かけてやったけども、これだけしか使っていないということに対して効果はあったと考えられますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 今、先ほど申しましたように、実際するとき、台風や大雨などの風水害だけではなくて、地震災害でありますとかの災害時の発生情報を瞬時に伝達をして、緊急連絡や安全な誘導、それから情報収集などを円滑に行うための手段として整備をしております、例えば、地震の発生した際のその情報、それから、弾道ミサイルなどの武力攻撃事態でありますとかテロ事件の発生した場合の国民保護に関する事案の起きた際の全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートとの連動によります、瞬時による情報発信ができるようにと、こういった意味も込めまして、整備をしておりますので、今のところ、地震とか、そういったJアラートという形での発信はできてございませんので、主に台風によります大雨の際の活用ということでございますので、そのような印象をお持ちかと思えますけれども、地震とのそういった情報発信の役割も備えておるといってございしますので、万一の災害発生時には市民の皆さんの生命や財産を守るためにこのシステムを十分に活用してまいりたいと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ぜひとも活用していただきたいんですけど、先ほどの話で、ちょっと1つ忘れたことがあるんですけど、市長の手紙のその回答の中で、防災行政無線だけでなく、自治会を通じてとか、また緊急メールとか、そういったものでも発信しているんですけど、こういうことを書かれているんですけど、ここで自治会を通じてというような言葉があるんですけど、自治会はどこから情報を入れるんですかね。この災害情報を欲しいと言っている方が市役所に電話したら電話もなかなか出ない、ホームページも更新されていないとかいう中で、こっちも当然、市役所も人手がたくさん要るから、対応ができないとかいうのが書かれているんですけど、その中で自治会を通じてと書いているんですけど、自治会も同じような状態じゃないかと思うんですけど、この辺の解釈はいかがなもんですか、これは。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 今年の台風11号のときもそうでしたし、お盆のときの大雨のときもそうございましたけれども、あらかじめ大雨警報が発令されまして、昨年18号台風のときに、土砂崩れがした箇所が何カ所かございます。その辺は雨が降り続きま

すと、危険が増すということで、警報が出た段階で、うちの方からそれぞれの関係自治会の自治会長さんの方へ連絡を取らせていただいて、そういう避難準備とかは出ていない段階でも十分関係の方に連絡をいただいて、自主避難と申しますか、地元の自治会館であるとか、あるいは安全な場所への自主的な避難を呼びかけていただくというようなことで、そういう対応も個別にはしております。

それから、そういった懸念がなくなった場合には改めて、自治会長らと連絡を取らせていただいて、その対応を解除いただくというようなことで、これは時間帯を問わず、遅くなっても、ちょっと先方さんには迷惑かと思えますけれども、遅い時間帯にもそういったあらかじめの連絡という形でさせていただいております。そういったことを含めて、書かせていただいております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。自治会かっているところから情報は入ってくるわけじゃないですから、今、部長の言われたように、ぜひとも自治会と市役所、役所がそういった情報をきちっと共有していただいて、自治会の方にも情報を流していただきたいなと思います。

その市民からのこういった苦情というか、聞き取りにくいとか、いろいろあるんですね。そういったことであれば、そうして、使用実績がもう間もなく、今、8年、9年ぐらいになるんですかね、これ、設置して。8年ぐらいですか、なる中で、あんまり使っていないということであれば、もうやめたらどうですか、これ、同報系は。もう思い切った話ですけども。メンテナンスも毎年1,300万もかかるというのであれば。いかがですか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） これは先ほども申しましたように、テロの国民保護の観点とか地震の発生の際の伝達にも活用するというような思いで整備しておりますので、市民の皆さんの生命や財産を守るためには必要な施設、このように考えておりますので、これを取りやめるとか、そのような考えは持ってございません。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 私もあんまり無責任なことを言うたらいけないので、これ、合併の後でデジタルの防災行政無線とかいうて、言葉だけで走って、私も付けたような気がするんです。私は町の時代からそのコミュニティーのFM局を設置したらどうやという話をさせてもらいました。そのときに市の、当時町ですね、町の方の中では「いや、それは

いいのはわかるんやけども、議会の理解が得られない」というようなことで、全然取り上げていただかなかったんですけど、今の議員さんは多分、その辺は理解はできると思うんですが、1つはこのコミュニティーのFM局、今、各家庭でいけば、ラジオは幾らでもあると思うんですね。何台もあると思いますし、非常に、家の中で窓を閉め切っても外があがあ言うても、聞こえるので、このコミュニティーFM局の設置ということについてはいかが考えますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） ちょっと私も提案いただいた当時、担当でなかったのですが、余り記憶にはございませんねんけども、今おっしゃっていただいたFM局の投資効果なり、費用対効果のあたりは検討はしてまいりたいと思いますけれども、今、ここでどうするという事までは申し上げられませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） それはそれで結構です。先ほど言われたJアラートとの関係をどうするんやとか、そんな話も出ますので、当然、私が話したという方はもう2年ほど前に退職されています。であれば、もう一つの案として、戸別受信機を各戸にということも考えられるんですね、戸別受信機。そういったこともこれ、検討の1つかなと思います。余りここで議論してもあれなので、戸別受信機のことについては後でまたいろいろお伺いさせていただきます。

ちなみに、コミュニティーのFM局ですと、数千万あれば、局はできるんですね。非常に安くできますし、これ、通常は、私も総務省の近畿通信管理局というところも相談に行きました。そしたら、行政とか個人とかは単独じゃなくて、いわゆる第三セクターみたいな形で行政もかむ、そういったところも出資していただいてやると、こういう方式がいいというようなアドバイスを受けています。費用は非常に安く上がるということですので、検討には値するかなと。ひとつ、次の更新の時期、これ、耐用年数どれぐらいですか。今、頭抱えているので、ちょっと見ましたら、県の防災無線は何かおおむね15年やと言うておるようです。ですので、その辺の更新の時期にはそういった本当に使えるやつをひとつ検討していただけたらなど、このように思います。

それでは、その無線の保守点検について。保守点検は毎日点検と年次点検が言われていますけど、毎日点検については誰が行っておりますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 日常点検につきましては、毎日防災行政無線設備の親局と屋外拡声子局との信号の送受信、これは自動でございますけれども、午後1時に時間を決めて、それぞれが異常がないかという点検はしてございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） いわゆるこれはアンサーバックいうやつですね。これは点検は信号が行ってかというのを確認しているだけで、実際、システムとしてどうかというのは仕上がっていないんですけど、私が聞いているのはそれはそれとして、機能が付いているとして、先ほどの運用規程の中に毎日点検というのが書かれているんですね。その中ではメーターとかランプ類を見るようにと書いているんです。それを誰がやっているのかと聞いておるんです。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 毎日点検ではそこまでのことはできておりません。今、午後1時の送受信によりまして、異常があれば、紙ベースで出力されていって、どこで異常があったというのが出力されますので、それに基づいて現地確認に行くと、こういう手法でございまして、全部を毎日誰かが点検に回っているというような点検ではございません。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 運用規程によれば、毎日勤務する人が見ると、取り扱い責任者がやるというようなことを書かれているんですけど、実態は今、言われたようなこと、これは多分、そうだと思います。この中で、やはり、メーター確認せえとか、ランプを見なさいというのは書いてあるので、週に1回でもいいですから、常時メーターが指しているところがあるのであれば、そこにテープを張っておいて、この位置にあればええとか、そういう確認ができるようなものにしていただいて、やはり、親局はきちっとその辺は見ておいていただかないかのかなと、このように思います。

そしたら、次の年次点検なんですけども、委託でやってもいいですよということで、年1回以上実施しなさいと、こういうことですが、実施時期はいつ、これ、年次点検はいつやられていますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） これも業者に委託する方式でやっております、年2回でございまして。時期は1回目は5月ごろ、それから2回目が11月ごろでございまして。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） これ、2回やっているということはこの運用規程では年1回以上と書いておるんですね。普通、こういった規則とか、そういうなんをつくる時に、1回以上というて書いてあるということは1回でええという解釈ではないのかなと。2回以上であれば、2回やというのが私は解釈ではないかなと思うんですが、現実には1回以上と言いながら、2回やっているということ。あっ、よう、やってんなど、こういうことなんですが、実はこれも私が議員になって間なしに実は生活安全課へ行って、設備とこのような点検のことも話を聞かせていただきました。そうすると、そのときから2回やっているんですが、内容的に同じようなところがあるので、業者から言われたままやるのではなくて、やはり、無線技術者がおるんですから、しっかりした判断のもとに1回でええものは1回にするとか、そういったふうにして。最近のデジタル機械というのは性能が非常にいいですから、年2回もやる必要ないと思うんですよ。その辺をそういうふうに言っているんですけど、全然見直していないと。これは、要は保守点検の費用がこの防災無線の同報系だけで600万ぐらいかかっておるんですね、同報系だけで。あと、これ、同報系に電波利用料とかを入れると、かなりどんどん上がっていきますけども、そういったことがあるので、コスト削減という意味合いからも、その辺を見直さないかんですよというのは4年ほど前に言っているんですよ。これ、全然見直していないですよ。これはなぜそういうことはしていないんですか。見直そうとしていないんですか、これ。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） ちょっと過去にそのようなお話があったというのは今、私は初めてお聞きしまして、ただ、今、やっておりますのは年2回ということで、こちら、いざというときに間に合わなければいけないということがありますので、その辺で半年に1回という形での会社の設定かなと、このようには思っておりますが。今、おっしゃっていただいたことについては初めてお聞きしましたので、ちょっと今後、検討はさせていただきますけれども、今のところ、より安定的に情報が発信できるようという思いで2回という取り組みでございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） やっぱり、そういうところで、私が行ってお願い、「見直さないかんですよ。業者に言われたことをただ漫然とやっておるんではだめですよ」と言っているのに、そういうやっていないということは非常に残念です。ひとつ、その辺、無線従事者という国家資格を持った人がやっておるんですから、きちっとやっていただきたい。こ

れだけお願いしておきます。これは前回、行ったときは私が単独で安全、市民部の方にお伺いしてやった。当時の部長さんは多分、ご存知やと思いますけども、ぜひともその辺を見直していただきたいと思います。

では次に、戸別受信機についてお伺いをいたします。この運用規程には貸与対象者というのが書かれていますけども、実際にはどのような人が持っておられるのかをお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 戸別受信機ですが、まず1つ目には聴覚障がい者や高齢者の一人世帯など、いわゆる災害時の要援護者となるような方、それから2つ目には音達区域外に居住されておる方や事業所など、それから3点目には屋外受信拡声子局が設置されていない自治会の自治会館の設置管理者、これは主には自治会館に備わっているものと思います。それから4点目には指定避難所の施設管理者、それから5点目には医療機関、6点目には公共的な機関なり団体と、このようなところに無償で貸し付けをしているということでございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） それは運用規程に書いてある分なんですね。実際にどういう方が持っておるのかというのをちょっとお聞きしたかったんですが、その辺、ちょっと勉強会のときに戸別受信機の貸し出し台数を聞きましたら、171人と聞いているんです。171人を先ほどの今、部長の言われたところではそれぞれ何人ずつ行っているんですか、教えて下さい。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 聴覚障がい者の方には文字表示装置付きの機械ですけれども、これが18件です。それから、高齢者の一人世帯の方については緊急通報装置が付いたものですが、25件、それから、音達区域外の方や事業所に36件、それから、自治会館等ということでそのくくりで32件、それから、市内の公共施設が60件、合わせまして171件でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） いわゆる災害時要援護者というのが非常に少ないですね。前回のこの議会で河野議員が「この災害援助者何人おるのか」と聞いたら、「5つの自治会で105人や」と、こういう答弁をされていますね。この105人の中で今、言われたのが、

足しても43人しか持っていないと、こういうことですか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 今、お渡している台数は今、先ほど私が申し上げました、合わせて43件になりますけども、これだけでございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） それから、前回の河野議員の質問の中で、「5つ自治会で105人」と、こういう回答をしましたら、河野議員が「えーっ、たったそれだけか」というようなことを言われているんですね。これ、野洲に現在、九十幾つ、100自治会あるとして、単純に計算しますと、そういった方は2,000人を超えるぐらいいてるんじゃないかなと。その中で、この緊急の通報ができるようなのがたった30台、40台ぐらい、これでいいと考えるおられるんですか。その辺はいかがですか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） 河野議員のときの答弁では、いわゆる災害時の要援護者の救助といいますか、災害が起こったときに、避難するときの方を自治会で手上げ方式なり、取り組んでいただいている自治会の数が5自治会。そこで、その対象となる要援護者が105という数字かと思います。そういったことでしたら、市内にはもちろん多くの方が要援護者の対象になろうかと思えます。それらの方全てにこの戸別受信機をとということが今、限定しておりますが、聴覚障がいの方とか、あるいは高齢者のひとり暮らしということでございますので、そういったことをカバーするための要援護者の支援制度を設けて、今、福祉の方で取り組んでいただいておりますので、その辺の手だてとこの戸別受信機の連絡の方法とを組み合わせる形になろうと思えます。

それから、今、お配りしているこの戸別受信機があるからといって、その方が自分一人で避難所へ避難いただけるかということ、それもケース・バイ・ケースかと思えますので、それはこういう面と、先ほどの自治会の取り組みとを合わせる形で、緊急時には対応していくのがその一番いい方法かなと、このように思っております。これだけは十分でないというのは承知しておりますけれども。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。実態はそういうことですので、わかりましたけども、ぜひともこういった方にも多く使っていただいて、災害時に備えていただきたいんですが、この貸与対象者というのは自分が対象者であるということは知っているんですか。

例えば、この1番の、先ほど言われました第20条の1から6までに書いてあるこれですね。それぞれの方は私がこの貸与対象者になっているということは知っているんですか、これ。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） これは多分、申し出によって、この子局をお配りしておるわけですので、当然、本人はご存知というふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 順番でいこうと思ったんですけど、もう時間があんまりないので、今の要援護者の中でも、そういうふうなんがあるというのを知らない方がいてるようです。私、ちょっと聞きましたら、「そういうことは知らない」と。これは自治会を通じて、流しているだけなんですか。それとも、例えば、この災害要援護者という方に対しては、「あなたは戸別受信機の貸与対象者になっているので、希望する場合は申請して下さい」とか、そういった個別に言っているのか、自治会だけに「こういうなん人がおったら、言うて下さい」と言っているのか、その辺はどうなんですか、これ。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） この辺はちょっと私も調べさせていただきたいと思います。というのはこの171件の中の個人に要援護者の方に配布している数が余りふえていないという状況もあるかと思えますし、お亡くなりになられたとか、あるいは転出された場合はまたこちらへ返していただいて、そのかわりの方にお渡しするということにはなっておりますが、余り数がそないふえていないということで、申し出がない状況があるかもわかりません。その辺はちょっと調べさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） この第20条に書いてあるところについては、ひとつしっかり周知していただくようお願いしておきます。

ついでなんですけど、この戸別受信機を171人に貸し出ししているということなんですけど、これの点検はどうされているんですか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） こちらはそれぞれの方にこちらから出向いて、一個一個点検しているというわけではございません。異常があったときにはこちらへ伝えていただいて、その際にこちらから出向いて確認をすると、こういう形に今のところ、なっております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） その辺、時々、やはり行って、確認していただいた方がいいんじゃないかなと。やはり、使う方はそう使っていないので、うるさいとは言わんと思いますけども、電源を切っている、切れないようになっているのかどうか知りませんが、そういうこともあるかもしれないので、たまには出向いて行って、点検をやっていただけたらなと、このように思います。

そしたら、次のところに行きます。運用規程の第19条に自治会長とか、それから消防団員が使用できますよというように書かれているんですけど、この辺のことについてこれ、遠隔操作のことを言われているのかなと思うんですが、操作のマニュアルみたいなのはこれ、あるんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） いわゆる子局でスピーカーがあるところがございますけれども、こちらは自局の放送機能も付いておりますので、その無線ボックスの鍵をそれぞれの自治会の方に保管していただいております。それから、そのマニュアルもボックスの中に使い方を書いたやつの中に入れておまして、それをご覧いただきながら、訓練等の際には使っていただくということでございます。それから、使う場合には申請をいただきますので、その際にも使い方については改めてまた、その場で説明もさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ちょっと私が聞いたかったのは、要はその子局、外から自治会館の中なりでおって、そこから遠隔でできるようになっているのかどうかを聞いたかったんです。多分、それは東消防と自治連合会のどこかになっているんですかね。全自治会じゃないと思うんですが、確か。東消防は当然、移転されたので、なっていると思うんですけど、前回もちょっとその辺、どうも自治連合会の方のはできていないようなことなんですけど、今、市民部長、わかりますか、そこ。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（富田久和君） それぞれの子機には付いていないんです。いわゆるスピーカーの付いているところにボックスがございます。そこをあけていただくと、そこに電話機が付いてございますね、そこからの親局との通信とそのスピーカーを使っての放送ができるということでございますので、遠隔装置ではございません。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 遠隔の方もちょっと確認しておいていただきたいんです。東消防は多分、間違いなくやられていると思うんですけど、自治連合会の方も機能として親からできるんじゃないかなと私はちょっと記憶しておったんですが、ちょっとまた調べておいて下さい。

それでは、次の行財政改革の推進計画について、まず政策調整部長にお伺いをいたします。

平成22年度から2カ年実施しました集中改革プランに続く行財政推進方針が昨年11月に発表をされました。そして、その具体的計画内容が先ごろ示されたところです。この中の事務事業の見直しの中で平成25年11月の、先ほど言いました推進方針の中では各年度、4,000万円から7,000万円の効果を見込んでいたということですが、これをいろんな課題を抽出して協議した結果、今言いました、先ごろ示されました具体的計画ですね、この中ではさらにそれぞれ見込み額がふえてきております。80万円から、平成30年までの約500万から780万の削減効果というのは上積みされておるんですけども、この事務事業の見直しに対してはそういうことで削減効果の上積みがありますが、組織の見直しの中で想定される最大効果見込み額が1億2,510万円であったものが4,550万に減っておりますけども、これは何か理由がありますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 丸山議員の行財政改革推進計画についての中で、組織の見直しの見込み額が減った理由についてでございますが、時限的業務の終了や重複類似業務の整理などにより、組織のスリム化と人件費の抑制を進める想定をしておりました。しかし、事務事業を整理する一方で、子育てや福祉などの現場レベルでは人員が逆に不足しているところがあるなど、業務の整理による単純な人員削減が困難であると判断したため、下方修正したものでございます。今後、組織の見直しについては機構改革も含めて、抜本的に進めていく必要があると考えておりますし、公共施設のあり方、見直しと同様に別途取り組む課題として位置付けいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。確かにこれを数値というんですか、金額で表すのは非常に難しいと思うんですが、今、言われた機構改革という話、これ、ちょっと伺っ

てもいいですかね。機構改革の中でグループ制というのが何か書かれておったような気がするんですが、これは直接、通告にはないんですが、今、出たので、今、何かグループ制というのはどんなことで考えられているのか、わかれば教えていただけますか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 組織の見直しにつきましては、直接は総務部でございますので、グループ制なり、具体的なところまでは庁議の場などでは議論されておられません。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。いきなりで申しわけございませんでした。

そしたら、次に、仕事の進め方に対する職員の意識改革を進めると書かれているんですが、これはただ過去のやり方をそのまま踏襲していると、悪く言えば、何も考えずに仕事しとったらええわというふうにとれるんですが、この職員の意識改革を進める中で、具体的に何かこういう事例があったから、意識改革せないかんのやというのが何かあるんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 私たちが担っております業務や市民サービスには必ず目的が伴っておりまして、仕事を進めるに際しては目的を達成するための効果を効率的かつ最大限に発揮することが望まれます。そのためには常に目的や課題を意識しながら、仕事の進め方に対して、工夫や改善を加えることが必要になってきますが、現実にはご指摘のとおり、前任者がやっていたからとか、あるいは昨年もやっていたからといったような理由で、目的や効果を十分に認識しないまま、漫然と継続されているという事例が見受けられるということを示したものでございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） その辺をしっかりとメスを入れてやっていただきたいなと思います。

じゃ、次に、事務事業のあり方についてはその目的や有効性を再認識しながら、今、おっしゃってましたですね、時代や状況に合わせて、無駄のない効率的な取り組みへと見直しを図っていかねばなりませんということがあるんですけど、先ほどと同じようなことなんですけど、この意識改革という面からは非常にこれは大事なことやと思うんですが、例えば、この辺を進めていくにあたって、どういった手法というんですか、具体的にどういうふうに進めていくのか、そういったところを今、お持ちでしたら、お聞かせ下さい。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 先ほどの質問とも関連してくるわけですが、職員の意識改革により、常に目的意識、問題意識を持って仕事が進められるようになれば、おのずと業務の必要性に対する可否判断をはじめ、効果的、効率的な進め方に対する改善などが加えられるようになりまして、最小の経費で最大の効果が発揮できるものと考えております。具体的にということなのですが、そのためには行革プランのときに実施しましたような予算棚卸し方式による事務事業のヒアリングの継続を行うなど、常に事業の必要性、費用対効果を意識するような環境設定を進めていくということが必要であるのではないかなというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。これ、私、今、おっしゃっていましたが、疑問を持って、考えて仕事をするということが非常に大事なというふうに思います。こういった仕事を進める中では1つはQC手法を使うとかいう手もあると思いますので、部門によれば、そういった手法も非常に有効かと思っておりますので、活用していただけたらと、このように思っています。そして、これ、何年か前に、我々野洲ネットが予算資料とか決算資料、京丹後市に視察に行っ、こういうふうないいのがあると、参考にしたらどうやということ、今の資料、あれをつくっていただいています。あれでも当初から比べると、だんだん中身がよくなって、濃くなってきておりますので、そういったところ、ひとつ、やはり、前と同じやったらええやないかなくて、考えてやっていただきたいなど。

そういう中の1つで、これ、単純なことなのですが、いろんな各種行事に我々議員ですね、身近なとこでいきますと、先日の防災訓練も案内をいただいて訓練に行かせていただきました。そしたら、今回、来たら、机の上に礼状が来ておるんですね、「参加いただいて、ありがとうございました」。ああいうものこそはもうやめたらいいんではないかなと。私はあんなものは要らんと思います。もし、出されるのであれば、掲示板にも1枚ぽんと張ってもらったらええことであって、これ、個人個人に渡すと、その人の要らん時間もとりますし、もう何か一言だけでもいいですし、あんなものをもらおうと思って、行っておる議員は多分いてないと思いますので、その辺も改革を進めていただけたらなど、このように思います。

それから、あと、今回は内部調整的な項目のため、市民への事前周知は行わないが、公共施設の再編検討では丁寧な議論を進めると、こういうことはあるんですが、これはあれ

ですか、結局は途中段階では市民に公表しないということですか。もうほぼ固まってから、市民に示すんやと解釈したらいいんですか。これはいかがですか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 市民説明の関係でございますが、平成26年1月16日に開催いたしましたまちづくり井戸端座談会の中で行財政改革の推進についてという方向性は一定、市民の方を交えて議論させていただきました。しかしながら、最終的な今回の取りまとめに関しましては、前回の集中改革プランでかなりの取り組みを進めたことや、あるいは市民サービスへの影響を極力生じさせないことを考えて見直しを進めた結果、事務事業のあり方の見直しなど、市内部の調整に関する項目が中心となりました。そのために最終的な取りまとめにつきましては、市民懇談会の話題としては馴染まんのではないかとこの部分での判断をしたものでございます。取りまとめ結果につきましては、市のホームページの方で公表の方をさせていただきたい、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） この公共施設の再編検討では丁寧な議論を進めるとなっていますので、ぜひともこの公共施設については市民サービスへの1つでもありますし、これは慎重に丁寧に進めていただきたいと、このように思っております。

それでは、先の全員協議会で市長から「市民の負担はなくして、取り組んでいく」ということを発言がありまして、無駄、無理を省いて、行革に取り組む姿が私ほうかがえると、このように思っています。しかし、既にご案内のとおり、地方交付税が縮減されるということはこれは明らかな事実なんですね。この辺は、やっぱり、この行革推進計画の中で縮減について市民にも理解してもらおうべく、しっかりと説明をすべきだと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 今回の推進計画の取りまとめに関しましては、市民サービスの影響を極力生じさせない前提での作業であったことから、内部調整的な見直しを中心となっており、市民との懇談テーマには馴染みにくいとの判断から作業途中での説明を省略したのですが、取りまとめました結果については周知をしていきたいと考えております。

なお、既に集中改革プランで取り組んでおりまして、現行の手法では限界もありますことから、今後、新たな視点での取り組みも検討していく必要があると、考えておりますが、

市民サービスへの影響が避けられないような縮減などにつきましては、途中経過も含めまして、しっかりと説明責任の方は果たしていきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ちょっとわかりにくかったんですけど、要するに、地方交付税が減額、減らされていきますよと、8億5,000でしたっけ、そのことについてはしっかりと市民に理解してもらうように説明すべきではないですかということなんです。一生懸命行政側が取り組んでおるんですけど、やっぱり、市民にはこれは知っておいてねというのは必要ではないかなということです。

○議長（立入三千男君） 政策調整部長。

○政策調整部長（中島宗七君） 交付税が徐々に削減されていくということにつきましては、中期財政見通しなど、策定いたしまして、市民説明の方はしっかりとしていきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） その辺は行政側もそうですし、我々も汗は流していますので、しっかりと市民の方には説明をしておいていただきたいなと思います。

それでは次に、市長にお伺いをいたします。こういったことで、一生懸命行政側が削減に取り組んでおるんですが、もう一度都市計画税の導入については打ち出す気はございませんか。この中期財政見通しの中でも都市計画税などの新たな財源を確保するための方策が未整備であると、こういうふうに言われているので、この際、市長にその都市計画税のお考えについてお伺いをしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の都市計画税についてのご質問にお答えいたします。

従来から申し上げますように、可能な財源だとは考えますけども、野洲市でのこれまでの経緯、1回真剣に取り組んだけども、最終的には応援がありませんでした。本当に真剣に取り組みました。そのときの逆提案は反対の人も固定資産税に上乘せは賛成ということですので、やるのであれば固定資産税に0.2とか0.3乗せるということですが、今、野洲市民からの声はないんだろうと私は思っています。ただ、それまでにやるべきことがたくさんあるので、今回のような、まずは内部的に削減できるところをきちっと最大限やって、市民に結果をお知らせするというのをやるということ。

それと、都市計画税の問題点で、前も申し上げましたけども、市街化区域の土地建物に

かけるということなのですが、どこもなかなか市街化区域がすかっとしていませんで、特に野洲市は市街化区域の設定に不透明さがあります。それと従来の住居地、あるいは新たに開発した地区計画による開発、例えば、竹ヶ丘、あそこは調整区域を地区計画でやっています。まちによっては、市街化区域に連担しているところを入れるという形で、あえて条例で都市計画税をかけているところもありますし、県内でも幾つかありますが、それ、やはり、市街化区域に接続しているような場所でないとはだめです。今、例えば、竹ヶ丘、あれは市街化区域ではないけども、かけますということの理解が得られるかどうか、それをやり出せば、200戸、300戸ある旧来の集落、そことの違いがあるのかないのかという問題もあって、これ、前から言っていますように、すといんと落ちればいいんですけど、合併するときにもっと議論しておかんとだめです。さっきの防災無線とも一緒です。今から取り戻そうと思ったら、すごくエネルギーが要る。そのエネルギーを4年ほど前に私、本当に職員のみならず一生懸命やりました、もう。土・日も集会に出て。ですけど、最後にある学区の自治会長さん連名で反対の文書を持ってこられたので、条例案まで用意していましたが、市の広報にも提案しますという原稿があったのをぎりぎり落としたぐらいまでいっていますから、結構、傷が深いと私は思っていますので、まずは、やはり、削減できるところから頑張ると。

それと、もう一つは先ほどもいろんな保険が上がるとか、おっしゃっています。消費税は上がる、そうしてから、物価は上がる、この中で市民に負担を求めるのが、名目はどうか、状況は熟していないというふうに思っていますので、そういうことで否定的な見解であります。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。私も今、市長がおっしゃるように、これは合併のときに協議会の中で、やっぱり新市のまちづくりというのはこうやというのはそこでしっかりやっておくべきではなかったかな、やっておくべきだったと思います。時間がないので、都市計画税のところは慎重にということでした。

そしたら最後に、市長にもお伺いしたいんですが、これだけの身を削るような改革をしていくんですから、市長はこの行革に集中していただいて、後は副市長との業務分担をしっかりと決めてやるということで、副市長の配置についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） この副市長はふさわしい方がおられたら、ぜひなっていたきたいと思っていますけども、行革と副市長を置くことは全く関係ない問題じゃないかというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） わかりました。行革の中で副市長を置くと言うたら、また金の要る話なので、別は別としましても、ぜひとも副市長の件についてはお考えをいただきたいと思います。

それでは最後に、挨拶と言葉遣いについてということでお伺いをしたいと思います。これはどなたに聞いていいのか、わからなくて、一応、教育長ということにさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

最近、大人の中でも何か挨拶しない人がふえているというふうに私は感じています。私も時々、活動として野洲駅へ立つんですが、その中で駅利用者に「おはようございます」とか挨拶しても、1割も返事が、答礼がないというように非常に寂しい思いをしております。そして、小さい子どもはやるんですけども、子どももだんだん年齢を重ねていく、学年が上がるにしたがって、そういった挨拶とか返事ができなくなっているのと、こういうことについて、まず教育長はどのようにお思いでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 丸山議員の挨拶と言葉遣いについての1点目、成長していくたびに挨拶ができなくなるということについてお答えをいたします。

確かに議員のおっしゃるとおり、不特定多数の方々が行き交う駅などではそのようにお感じになることもあろうかと思えます。このことから、大人になるにつれ挨拶ができなくなるとお考えのようでございますけれども、一概にはそうとも言えないのではないのでしょうか。私は職場の同僚や隣近所、またサークルなどの顔見知りの間柄ではきちんと挨拶を交わされていると感じております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） 確かに実際、今、言われるように不特定多数の方は知り合いでも何でもないので何で挨拶せないかんのやというようなことになるんじゃないかなと思います。確かに私も在所の子どもたちは出会うと、言葉をかけると、非常に元気のいい言葉が返ってきます。この中で、こういったことで気になるのは卒業式とか入学式に行かして

いただくんですけども、これも中学校なんか入学式のときにはいい返事するんですけど、卒業式のときには小さい返事やとか返事しないのがいてるんですね。この辺については教育長、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 私も卒業式なんかに行かせてもらって、今のようなことは感じております。ただ、小学生はしっかりと返事もできておりますし、中学生の方になると、ちょっと、やっぱり、思春期のこともあるんでしょうかね。やや照れがあって、なかなかしっかりとした返事ができていないというのは事実でございます。このことにつきましては、各学校でもきちっと指導されておりますけれども、なかなか返事ができないというのが現状かな、そんなふうに捉えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） なかなか長い年月の間で自然とそうなってきたのではないかなという感じもしますが、広報「やす」の9月1日号、ちょっとこれ、通告にないので、通告の後で見たものですから、表紙に書いていましたね、元気な挨拶で住みよい野洲市にしよう。その説明の中に8月11日、明るく元気な挨拶で活気ある住みよい野洲市にしよう、野洲北中学校生徒会が夏休みの地域貢献活動として野洲駅前では挨拶運動を行いましたと、こういうふうに載っていました。この北中ですけども、これ、通告にないんですけど、どういうことで北中の生徒会がこういうふうにやられたかというのを教育長ご存知でしたら、ちょっと教えていただきたいんですか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） この挨拶運動につきましては、生徒会が主体になって取り組んでおりまして、野洲のまちを元気にしていこうという取り組みだと思っております。地域貢献と言え、変な話になりますけど、そういうことかなと、そんなふうにも思っております。この子どもたちの感想をみますと、挨拶をしてくれる人が確実にふえているというような声も聞いておりますので、ある程度効果があるのではないかなと、そんなふうに捉えております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。私も通告を出した後ですね、常々から思っていて、ついにこれを、挨拶と言葉遣いいうのを出したんですけど、その後、この広報を見まして、私の年といたら、ちょっとあれですけど、中学生もそういうふうに思っ

て来ています。また、それを広報の表紙に取り上げてくれた行政側にも私も意図するとこ、同じやなと思って、非常に喜んでおる次第です。ぜひともそういったことで続けていただければなと、このように思います。

この挨拶というのは非常に大事なことでして、社会人に対する挨拶の教育いうんですか、啓発というたらええんですか、こういったものは一体誰がするのかなと私は思うんですけど、教育長、この辺はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 挨拶は人と人のつながりを築く上では大変大切なことだなというふうには思っております。まず、社会人に対しての挨拶の啓発でございますけれども、やはり、これは自分で自分を啓発すると、いわゆる自己啓発ということになるかと思えます。それ以外はあんまり考えられません。あえて言うなら、地域ぐるみで、自治会とか、そういうふうなところで挨拶をしましょうとか、そういう運動を展開するとか、あるいは職場で挨拶をしましょうという、そういう運動を展開するということも考えられるかなと、そんなふうには思っております。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。やはり、自分が自分に啓発するというか、私はそういうことだと思えます。私、現役時代に新卒者が柔道、剣道をやっているんですけど、その中で柔道の指導をしておる先生が生徒に話ししておるのは「君たち、やる前に何でここで挨拶するか、わかるか」と聞いたんですね。そしたら、「それは挨拶というのは人にするもんでも何でもなし。自分の心にするんや」と言ったんですね。今、私は教育長の言われるようなことかなと思っております。ですから、我々も議場に入るときにも、やはり、自分の心にこれから神聖な場所に入るんやなという気持ちを持って挨拶するべきかなと、こういうふうには思っています。

ちょっと生意気なあれなんですけども、最後に、もう1点、お伺いしたいんですけど、夏休み期間中に全国高等学校野球選手権大会、いわゆる高校野球ですね、これの中継があるときにはないんですが、NHKのラジオの中で「夏休み子ども科学電話相談」という番組があるんです。毎日8時から11時44分まであります。私、時々聞けるときは聞くんんですが、この番組で質問するのは大体小学生が多いんですが、答えてくれる先生の問いかけに対して、最初は「おはようございます」とか、終われば、「ありがとうございます」と言うんですが、中での先生とのやりとりの中で、「うん」とか「わからん」とか、そういつ

た言葉遣いが時々あるんですね。こういったことにしては、要は学校で、ですから、私はそういう、いわゆる先生とか年配の方、目上の方には、やっぱり、丁寧語やとかでというのは子どものころから教えられてきていますので、ラジオから聞こえてくるの、物すごく違和感があるんですね。そういった丁寧語やとか敬語については学校でどのような教え方をされているのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 丁寧語や敬語をどのように教えているかということについてお答えをさせていただきます。

まず、小学校1年生の国語の授業から取り扱いをしております、丁寧な言葉と普通の言葉との違いから学んでいきます。学年が進むにつれまして、発達段階に応じた内容になっております。例えば、3年生でいいますと、相手や目的に応じ、丁寧な言葉や適切な言葉遣いで話すこと、また、5年生からは目的や意図に応じ、適切に話したり、聞いたりすることを目標として指導にいたしております。さらに中学校では国語科の授業だけではなく、例えば、チャレンジウイーク、これは職場体験のことでございますけれども、そのチャレンジウイークに向けての事前学習等でTPOに応じた話し方ができるようにトレーニングをするなど、学校教育活動全体を通して、指導、アドバイスをしているところでございます。言葉遣いは机の上だけで学ぶのではなくて、やはり、学校、あるいは家庭の生活、あるいは地域での生活、そういった日常生活のそれぞれの場所で正しい言葉遣いを身に付けていくことが肝要であろうかと、このように考えております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 丸山議員。

○14番（丸山敬二君） ありがとうございます。チャレンジウイークいうたら、職場体験で行くやつではないんですか。

（「そうです」の声あり）

○14番（丸山敬二君） そうですね。それで、いろんな職場へ行って、そういった人との関わり合いを学んでくると、こういうことですね。

（「はい」の声あり）

○14番（丸山敬二君） わかりました。ありがとうございました。

これ、来年度、再来年度からでしたか、道徳が教科化されるという、教科書がまた特にないんですけど、されるということですので、やはり、この辺も道徳とかいうて、言うて

しまうと、何か昔からのかたいイメージになるんですけど、ひとつ今、言うたようなことで、小中学生のころからきちっといろんな挨拶ができる子、そして、丁寧後、敬語を使えるような子どもを育てていただきたいなど、このように思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。再開は午後3時といたします。

（午後2時43分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第5号、第16番、矢野隆行議員。

○16番（矢野隆行君） 第16番、矢野隆行でございます。この8月定例会におきまして、大きく3点にわたって質問させていただきますので、また明確な回答をお願い申し上げます。

第1番目ですけれども、公共施設と総合管理計画の推進についてお伺いさせていただきます。

昨年6月に閣議決定いたしました日本再興戦略に基づきまして、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡協議会におきまして、同年11月にインフラ長寿命化基本計画が取りまとめられたところでございます。一方、地方自治体では過去に建設されました公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える中、地方財政は依然として厳しい状況にあり、さらに今後、人口減少による公共施設等の利用需要の変化が予測されるために、自治体施設全体の最適化を図る必要がこれからございます。

本市においても、同様な状況でございます。本年4月、総務省におきましては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」と題しまして、各都道府県知事などに対しまして、計画の策定要請を行っております。また、本計画につきまして、記載事項、留意事項をまとめました公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を地方公共団体に対して通知したところでございます。昨年、2013年10月に総務省が行った公共施設マネジメント取り組み状況調査結果、本年5月に発表されておりますけれども、これによれば、基本方針を策定、または平成26年度までに策定予定の団体の割合は全体で25%であり、特に指定都市以外の市町村での割合が低いとされております。本市でも教育委員会の方では3月に全協でこれは発表されておりますけれども、それはすごい取り組みが早かったと認識しております。また、管理計画を策定することによりまして、施設の老朽化

の度合いや維持管理費用が予測できるようになっております。それにより、施設の修繕、改修、処分、統廃合の計画が立案でき、予防保全による施設の長寿命化を図り、将来的な財政負担の軽減にもつながるわけでございます。

そこで、地方自治体においては、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことによりまして、財政負担を軽減、平準化すると共に公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合管理計画の策定を推進する必要がございます。本市において、地域の計画策定はどう考えているのか、また自治体としてどのような取り組みをこれから行うのか、次の点を伺ってまいります。

まず、1番目といたしまして、公共施設の老朽化の状況や利用状況をはじめとした施設等についてお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） それでは、矢野議員の公共施設等総合計画の推進についてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目、公共施設の老朽化の状況及び利用状況につきまして、お答えいたします。市内の公共施設の老朽化及び利用状況の現状につきましては、今後、公共施設等総合管理計画の策定を進めていく中で詳細に把握いたしまして、野洲市におけます公共施設のあり方を判断していく材料にしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 先ほど述べたように本当に教育委員会はもう3月の全協でこういったものを先取りしてやっていただいたことを本当に高く評価したいと思います。

それでは2番目に、総人口や年代別の人口につきまして、今後の見通しについてお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 平成24年4月に改定いたしました第一次野洲市総合計画におきましては、平成32年の総人口を5万1,500人と推計しておりまして、年代別の内訳ではゼロから14歳が6,800人、15から64歳が3万1,800人、65歳以上が1万2,900人と推計してございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 推移は本当にこれからうなぎ登りで65歳以上がふえる状況が

この数値からわかると思います。

3番目に、公共施設等の維持管理、更新等に係る中長期的な経費やこれからの経費充当可能な財源見込みについてわかる範囲内で、これからの計画とおっしゃっていますけれども、現状わかる範囲内でお答え願いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 公共施設等の維持管理、更新等に関わります中長期的な経費につきましては、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、公共施設等総合管理計画の策定を進める中で把握していきたいと考えておりますので、現段階での経費の試算はしてございません。今後、必要となります維持管理、更新等に係る経費に充当可能な財源につきましては、具体的な規模や事業費、事業費用等が明らかな状況ではないことから一概に回答することはできませんが、国庫補助金等の活用をはじめ、適債性がある場合には市債を活用すると共に計画的な公共施設等整備基金等への積み立てによりまして、今後、同基金を財源として充てることが想定されるものと考えてございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 今の部長の回答からわかるように本当に先が見えない状況の中で進められているような状況でございます。

4番目に、市が保有します公共施設の現状を総括的に整理し、分析し、将来に向けた維持管理や更新費用の総額試算等及び施設の充足、配置状況、施設分類ごとの属性、サービスの需給と利用実態等に関する課題を整理することが本当に重要と考えます。こういった点も盛り込んでいただきたいと思いますが、その見解をお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） ただいまご指摘いただきました課題整備につきましては、今後、公共施設等総合管理計画の策定の中で野洲市の身の丈に合った施設サービスのあり方や施設の規模等を検証していく、そのために必要不可欠な事項であるというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） そういった点、本当に重要視していただきたい、こんな思いでございます。

5番目ですけれども、これによりまして、財政負担の軽減、平準化及び公共施設の効率的な活用と適正な維持更新の検討に資する基礎的な資料とするために、いわゆる野洲市公

共施設等総合管理計画の作成が重要と考えておまして、これからの取り組みとおっしゃっていますけれども、これはいつごろまでにそういったのが計画できるのか、そういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 策定の時期でございますが、総務省の方からは平成26年から3年間につきましては、策定に係ります経費を特別地方交付税で2分の1措置するというふうになってございますが、当然のことながら、計画時期はそれに合わせたスパンで考えていかなければならないと、そのように考えてございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） それでは、ちょっと具体的でございますけど、ちょっと気になる点だけ、お伺いさせてもらいますけれども、この6番目でございますけど、既設の建造物で現在使用しておらない、または今後使用されなくなるものとしたしまして、現状と今後の取り組みにつきまして、お伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） 現在、使用していない施設につきましては、旧中主公民館と旧野洲町老人福祉センター、野洲第2保育園、この3施設となっております。旧野洲町老人福祉センターにつきましては、今後、隣接の発達支援センターの施設更新の動向等を見極めながら、検討を進めてまいりたいと思います。それから、野洲第2保育園につきましては、地元自治会との調整後、残地について売却を進める予定でございます。

なお、旧中主公民館を含めますその他の公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画の中で整理をしていく予定としてございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 今後、使用されなくなるかもしれないというのは全協等で説明していただきますけれど、いわゆる今、社協が使っておる建物が今後、恐らく使用されなくなると思うんですけど、今、下水管が通っておるということで、維持するとおっしゃっています。その辺のそこは、その辺の取り扱いについてのお考えはどう受け取ったらいいんでしょうかね。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（川端弘一君） せんだっての全協の方でも報告させていただきましたとおり、

今、おっしゃったそのとおりなんです、完全に廃屋といいますか、建物を含めた敷地全部を廃止するというふうにはその下水道の課題だとかもございまして、そういったものを今後どういうふうにしていくかということを検討しながら、今後のその施設の対応については考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） できるだけ、今の社協の使っている建物はRCで本当に体力的にはまだある施設なので、そういった点、また今後の計画の中でじっくり使えるような方向でやっていただきたいと、こんな思いでございまして。

続きまして、2番目でございますけれども、高齢者が安心して元気に過ごせるまちづくりについてお伺いさせていただきます。

我が国における高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えまして、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっているところであります。そのためには住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させると共に地域包括ケアシステムの構築に向けた国、自治体の連携による取り組みが今、求められているところであります。一方、元気な高齢者につきましては、要介護にならないための生きがいづくりや社会参加促進施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要がございまして。その際、それぞれの地域の実情、特性を踏まえまして、関係機関等がよりよく連携を取りながら進めることが重要でございまして。

そこで、現在、高齢者が地域でボランティア活動に従事することによりまして、高齢者の社会参加や地域貢献を促すと共に高齢者自身の介護予防につながるとして、大いに期待される取り組みを推進している自治体がございまして、参考に紹介いたしますと、現在、各自治体で進められているものは高齢者の介護支援ボランティア等と呼ばれるので、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントに応じまして、商品との交換や換金、他、介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減に利用できる自治体もございまして。その際、財源といたしましては、自治体の裁量によりましては、地域支援事業交付金の活用もできるようでございまして、こういったのを利用していただきたい、こんな思いでございまして。

現在、本市におきましては、高齢者に対しましての取り組みといたしまして、ボランテ

ィア活動、またシルバー人材センターに登録して元気に現役同様働いておられる方、さらに筋力トレーニングで頑張っておられる方等々でございます。いずれも高齢になっても元気に過ごせる取り組みとして今、認識しているところであります。

そこで、次の点を伺ってまいります。1番目、本市におきまして、2025年の時点で65歳以上の高齢者の推移についてお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 矢野議員の高齢者が安心して元気に過ごせるまちづくりについての1点目の本市の2025年時点での65歳以上高齢者の推移についてということでお答えをさせていただきます。

本市の65歳以上の高齢者数は本年8月1日現在で1万1,784人、高齢化率につきましては23.2%となっております。そして、2012年3月30日に国立社会保障・人口問題研究所によりまして発表されました日本の将来推計人口によりますと、2025年の野洲市の65歳以上の高齢者数は1万3,314人ということで、1,530人の増ということで推計をされているところでございます。高齢化率としては約27%になる模様でございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 今の政策監の話の中で、2番目の質問でございますけれど、いわゆる27%の方が高齢化ということで5人の1人以上が高齢化となっていく、この推移の数字につきまして、市としての対応に対する見解をお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 2点目のこの推移の数字についての見解と対応策でございますけれども、今後も少子化等によりまして、特に団塊の世代が75歳以上となります2025年に向けまして、高齢化率がますます上昇をいたします。介護を必要とする高齢者、あるいはひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、そして認知症高齢者の増加も当然、予想がされるところでございます。

そのような中ではございますけれども、一方では60歳代、あるいは70歳代の高齢者といいましても、多くの方はまだまだ元気な高齢者が多くおられます。こうした元気な高齢者につきましては、体力づくり、あるいは生きがいくくり、そして社会参加の機会をふやしていくことも介護予防につながってまいります。また、自らの介護予報と同時に地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていただくことがよりよい地域づくりにつなが

るものというふうに考えてございます。

また、介護が必要な状態になりましても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするためには介護だけではだめでございます。住まい、医療、介護、予防、生活支援の一体的な提供という地域包括ケアシステムの構築が重要でございますので、今後はその構築に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） ありがとうございます。本当に元気な高齢者がますます居場所づくりに励んでいただき、こんな思いでございます。

次に、3番目でございますけれど、その元気な方たちが今、シルバー人材センターの方で登録をされております。これがせんだって、ちょっとお伺いさせていただきますと、今年8月25日時点で男性が374名、女性が256名となっております。そのうちの実際、仕事されている方が、就業率ですけど、62%でありますけれども、この数字についての見解をお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） ご質問の会員数、就業率についてシルバー人材センターに確認いたしましたところ、まだ8月末の集計はなかったんですけども、7月末現在で会員数は623人、7月単月の就業者が386人で、ご質問のように就業率は62%ございました。この数字につきましては、滋賀県下のシルバーの状況を見ても平均的なものである、このように思っているところでございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 実際、シルバーの方でお聞きしまして、4番目でございますけれども、受注はどれぐらいされているかということで、今年、平成26年7月時点で受注金額といたしましては、約ですけども、5,700万ほどあるということでございます。そのうちの野洲市からの公共分として640万の発注とお聞きしてまして、全体の約11.2%でありますけれども、この件についての数字に対します見解をお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） 7月末現在におけます公共分の受注割合につきましては、財政状況の厳しい中、担当課では植木の剪定でありますとか草刈り等の業務が委託に出されておりますけれども、ご指摘のとおり受注割合につきましては11.2%となっていると

ころでございます。ただ、公共分だけを見ると、昨年同期と比較しますと、約8割程度で推移をしているところでございますが、実際のところ、民間事業の伸びから全体契約金額で見えますと、昨年同期より約6.9%増加しております、受注金額は全体的には伸びていると、このように思っているところでございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） その数字でございますけれども、実際、5番目の質問といたしまして、これ、数名の方にちょっとお聞きしたんですけれども、「シルバー人材センターに私、登録しているんだけど、なかなか仕事が回ってこないの、もうやめた」とかおっしゃる方も中におられますけれども、こういった声に対する部長の見解というか、これに対する見解をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（立入孝次君） なかなか仕事が回ってこないという点につきましては、仕事量が増加いたしましても、確かに会員のニーズにマッチしていないという面があることも1つの原因ではあるというように考えております。こうしたことから会員ニーズの高い仕事が確保できますよう、営業活動をすると共に会員がさまざまな仕事に従事できるよう、技能向上等を図ることも必要であると考えているところでございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） そういった中ではございますけど、先ほど「除草作業等々ございます」という話があったわけでございますけれども、これ、6番目の質問といたしまして、シルバー人材センターにつきましては、吉川地先の市道の除草作業を緊急で直してほしいという、河川課の方にこれは直接自治会からの要望ということでお話ししたわけでございます、今回、通告を吉川地先ということで出させてもらった場所がわからないということでおっしゃってましたので、早速その日のうちに吉川の自治会長にお聞きしまして、地図を持ってきました。その地図の内容で吉川地先ということを確認していただきたいと思うわけでございますけれども、これ、除草作業を緊急でお願いしたいという、この理由といたしまして、これは昨年度でありますけれども、昨年度の事故があった日でございます平成25年7月29日にこれ、事故が起きた場所なんですけれども、原因といたしましては、除草作業がされていないばかりに雨の日にお互いが見えなくて正面衝突されてという、こういった事情を話した上で、除草作業を緊急にしてくれという話をさせていただきました。ところが、河川課の方では今、直営の方に指示書を出しているというこ

とで回答いただきまして、その後、その相談日が、これは7月の23日に相談させていただいたわけですが、これを8月18日に確認したところ、まだ指示書を出してまだ工事の直営が回ってこれない、いわゆるシルバーには仕事を出せないけども、職員でやるという話で進んでおりまして、実際、本当にやるのかやらないのか、こういった件が本当に不明な状況で今、進んでいる状況でありますけれども、これに対しましての見解をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 吉川地先の市道の除草につきましては、市内の市道の除草について道路パトロールや市民からの通報により現地を確認し、道路通行上、危険と判断すれば速やかに除草作業を行い、市道の安全確保に努めなければならないのですが、ご指摘の吉川地先の市道では実施できておりませんでした。今後はこのような情報を組織的に対応できるよう改善し、速やかな現地確認と雑草による通行への影響を見極め、事業予算及び作業人員の範囲において、可能な限り適正な時期に除草作業を実施するよう、徹底してまいります。

矢野議員の通告にもありますが、職員が直営でということでもございましたけれども、指摘の市道につきましては、シルバーの委託の箇所に含まれておりまして、9月の早々からかかる予定やというふうに確認をしました。私も昨日、現場へ見に行ったら、ほぼ除草作業は終えていただいているところです。

また、車両事故については承知しておりません。

以上です。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 車両事故についてご存知ないということなんですけれども、もう少し詳しく、本人さん、お名前ちょっとTさんという方でいいかと思うんですけれども、これは平成25年7月29日にお互いに2台の車が雨の日に、昼間でございますけれども、正面衝突というのは両サイドの、要するに竹やぶの状況で両方下がってきて、お互い見えなかったということで、事故の内容といたしましては、片方の方はもう一月ほど入院されて、車は廃車にされたそうでございます。もう一方の方も入院ということでお聞きしておりまして、大きな事故がもう現実起きているわけですね。そういったのも部長の方には耳に入っていないということでもありますけれども、そういった中で、だから私が相談したのは7月23日に相談しているわけでございます。その後も一月半、大方9月ですから、そ

ういう状況が、シルバーにお願いしたとはいうもの、それこそ緊急ではないかと思うんですけれども、その処置がかなり遅いんじゃないかと思うんですけれども、私といたしましては、自治会の方にすぐやりますよと、直営でやりますよということで、報告しているにもかかわらず、これ、8月18日に確認した時点でもそういった返事しかできない状況にありますので、いかに行政が怠慢だったかしか言えないわけですが、これに対する見解をお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 言われるように対応が非常に遅いということでございます。これにつきましても、道路河川課の職員による、いわゆる1人で抱え込んだというようなことからそういったことが起こったというふうに思っています。ただ、先ほども申し上げましたように、今後は組織的に対応できるよう改善をして、速やかにそういった形の除草作業も含めてですけれども、実施をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 今、部長からの回答があるように、市長がいつもおっしゃっているように、本当に風通しのいい組織にしていきたい、こんな思いでございますので、この件はこれで終わらせてもらいます。

次、7番目に入ります。高齢者対象向けの筋力トレーニングの状況について、現状と成果についてお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 筋力トレーニングの現状と成果についてでございますが、日ごろから運動に親しみ、できるだけ要支援、要介護状態にならずに健康で快適な高齢期を過ごせることを目的にしまして、トレーニング機器を利用した筋力向上トレーニング事業ということで、筋力いきいき教室を平成17年度から実施をいたしております。平成25年度までの終了者につきましては合計で275名となっております。

この教室の終了後につきましては、約9割の方が自主グループに参加をされまして、週2回の運動を継続されているところでございます。また、自主グループの活動以外にも地域でのグラウンドゴルフ、あるいはウォーキング、水泳等にも取り組んでおられる方がございます。また、その他に自治会館など、身近な地域で継続できる体操ということで、いきいき百歳体操というのを平成23年度より実施をしております。この体操につきましては、重さの調節ができるおもりを手足に装着をして行うもので、それを続けると、負荷

をかけることによりまして筋力が付きまして、転倒しにくくなるなどの効果が見られると
いうことでございます。活動団体も平成23年度、当初4団体ございましたが、年々増加
をいたしております、今年度は21団体、約450名が元気に活動をされているところ
でございます。

これらの事業の効果といたしまして、開始時と1年後の体力測定結果を比較いたします
と、体力の向上、あるいは維持をされている方が多くなっているという状況でございます。
また、体力の維持だけではなくて、規則正しい生活のリズムの保持、あるいは仲間との交
流促進などにもつながっているということもございまして、身体面だけではなくて、精神
面の機能維持にも役立っているというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） ありがとうございます。

次ですけれども、冒頭の説明の中でもありましたけれども、8番目といたしまして、地
域支援事業交付金というのがございますけれども、こういった活用についての認識につい
てお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 地域支援事業交付金につきましては、地域の実情
に応じた効果かつ効率的な介護予防などの取り組みを推進するために活用する交付金とい
うふうに認識をいたしております。現在も介護予防事業、あるいは包括的支援事業、任意
事業といった事業に充当をしているところでございます。来年度の第6期の介護保険事業
計画に向けまして、今年度策定に向けての取り組みをしている中で、今後のこの地域支援
事業の内容につきましても、活用の検討をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 次に、9番目でございますけれども、これまで、先ほどの人口
推移でも27%の方が高齢化に向かっていくわけでございますけれども、本当に野洲市を
支えてきた高齢者が元気に過ごすためにですけれども、一つのこれ、提案でありますけれ
ども、介護支援ボランティアのポイント制度を推進している自治体の事例を参考に組み
込みの推進が必要と考えておりまして、これについての見解をお伺いさせていただきます。

参考までに取り組んでおられる自治体としましては、これも質問書に書いておきました
ので、ホームページで検索していただいたと思いますけれども、例えば、東京の稲城市、
浅川区、八王子市、三重県松阪市等がございまして、こういった市が本当にそれでいいと

は考えておりませんが、本市としての独自のそういった施策をしてほしいという思いがございますけれども、その推進についての見解を伺わせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 先ほども少し申し上げましたけれども、今後の超高齢社会におきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して継続的に生活をしていくためにも、元気な高齢者には自らの介護予防と同時に地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていただくという、いわゆる地域の支え合いというのも必要であると考えてございます。そうした意味で、介護支援ボランティアのこのポイント制度というのは地域における高齢者同士の支え合いにつながる有効な一つの手段ではあるというふうには認識をいたしております。ただ、しかし、その一方で介護ボランティア活動というのは無償であるからこそ、やりがいや生きがいを感じるというような方が多いという、そういう状況の中でポイントを対価とする制度のあり方、ポイントが目的となったボランティアにつながるおそれもございますし、あるいは本来のボランティア精神の醸成といたしますか、そういうことを考えますと、少し課題があるというふうにも考えております。

そうしたことから、ボランティア活動を通して積極的に社会参加し、地域貢献をしたいという方々に対しましては、まず、地域のニーズ、ボランティア活動の方法とか運営などにつきまして、情報提供、あるいは支援を行う仕組みを充実させていく必要があるのではないかと考えております。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 野洲市のボランティア連絡協議会の中には、25ほどあるんですけど、本当にボランティア活動で一生懸命今、やっておられると認識しております。

次、10番目でありますけれども、そういった中でありますけど、今の政策監に盾突くようなまた質問でありますけれども、介護支援ボランティアのポイント制度につきましてはこれ、私が確か平成21年3月の定例会でも提案したところでありまして、その後、執行部では先進地を視察したとお聞きしておりましたけれども、その経過についてちょっと伺わせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 先進地視察の状況につきましては、平成24年7月に甲賀市、それから平成25年7月に東京の稲城市、それから同年8月に京都府福知山市へ視察に行っております。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） その内容というか、感想はないんでしょうかね。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 議員からご提案をいただきまして、先ほども申しましたように、一つの手段ということは言えるんですけども、そうした意味で視察には行かせていただきましたが、やはり、先ほど申しました課題等もございまして、すぐに取り組むというところには至っていないという状況でございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） じゃ、今後、ちょっと前向きに検討していただきたい、こんな思いでございます。

次、11番目でありますけれども、先ほどから政策監がおっしゃっておりますけど、もう一度確認の上で、これからの地域包括ケアシステムの構築へ向けまして、本市と国、県との連携についての取り組みをお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 地域包括ケアシステムの構築に向けた本市と国、県との連携ということでございますが、住まい、医療、介護、予防、それから生活支援の一体的な提供を目指しますこの地域包括ケアシステム、これは住民に最も身近な市が中心となって推進するものとされております。しかし、国が示します基本的な方針に基づきまして、地域の実情に応じた計画を策定し、施策の実施に至る過程には広域的な観点からの県の支援、連携が必要でございます。

具体的には市の地域包括ケア推進のための検討会、これは地域医療あり方検討会の中でございますけれども、そこに県の保健所からの参画もしていただきまして、これから向かう方向性を共有しながら施策を進めてまいりたい。それからまた、広域的な関係機関の連携推進、あるいは人材育成といった面では県の役割でございまして、県では在宅医療、介護に関する研修会などが開催されております。こうした研修会に市内の医療、看護、介護の連携が行われるように、こうした研修に参加をいたしまして、市内のこうした医療、看護、介護の連携が円滑に行われるように努めてまいりたいというふうに考えております。今後も県との連携を密にいたしまして、よりよい地域包括ケアの推進をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 今後の本当に大事な取り組みでありますので、よろしく願い申し上げます。

最後でございますけれども、この地域包括につきまして、山仲市長にちょっと1件お伺いさせていただきと思いますけれども、せんだって、以前に今後この地域包括センターというか、取り組みにつきましては、中学校区ごとに必要ではないかという、以前発言されておりましたけれども、この真意について見解を伺わせていただきます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 地域包括支援センターのご質問にお答えします。

センターだけの話、瑣末な話なので、むしろ政策監に聞いていただいたらいいのかなと思うんですけども、今日の午前からも高齢化の問題いろいろ出ていますけども、従来から言っていますように、皆さん方いろいろ認知症を含めて、あるいは介護を含めて、問題点を指摘いただいているんですが、国の仕組みとして本当に成り立っていないですね。ご承知のように、十数年前に介護保険が始まって、保険で始まって、半々ですけども、財源的にはもうつじつまが合っていない。心配している来年4月からは要支援1、2を基本的にもう一回市町村のサービスに戻そうということですね。吸収しながら戻そうという、逆行しています。それと、サービス供給と現状が合っていないですね。その中でこういうふう地域包括支援センターというのが出てきているわけです。役割は物すごい重要ですけども、これも従前から言っていますように秘密の小箱です。これをつくれれば、何とかなるだろうということ。そこに託されているんですね。でも、耐え切れないぐらいの機能なんです。今、全国の動きを見ていると、とりあえずつくっておこうということで、民間委託、指定管理が流れです。野洲市も去年から担当者に検討してもらったら、委託でいきますということだったんですけども、私は委託では多分無理だろうということで、まず直営方針。そして、幾つつくるかという、これは市町村の状況によって市長さんが決められるようになってはいますが、人口の規模とか、あるいは業務の量とか、あるいは地域との状況ですね、もちろん財源もあります。そして、専門職の確保、そういった観点からすると、野洲市のまちの規模等を考えると、中学校区に少なくとも1カ所ということで、今、直営で中学校区1カ所です。ただ、いきなり事務所の場所を中学校区ごとに事務所を設けるとなると、今度は人の配置を単純に3職種だから3人置いたらいいというわけではなくて、いろいろ、やはり、バックアップ機能も要りますから、当面は今ある健康福祉センターに

3チームをつくって、専属3カ所、チームはきちっと位置付けた上で、来年度から動かそうとしています。

これは直営でやるのは結構、珍しくて、近隣でもほとんどが委託でいこうとしています。どこに任せているかという、サービス供給施設に任せているのが多いんですね。あるいは従来からあった団体。どうしても、やはり、専門性の機能がない。あるいは、市役所が持っているさまざまなサービスの機能がうまく使えないということだから、直営にしようと思っていますし、ご承知のように、野洲の場合の市民生活相談の機能と全く一緒です。それが高齢者の方の支援に回るということで、単に介護の問題ではなしに、財産の問題とか家族関係の問題とか相続の問題とか、そういったことも当然、絡んできますから、支援センターでも最大限やるけれども、市民生活支援でやっている機能とうまく連携するような形でやっていきたいと思っています。

それと、さっきおっしゃった広域的な観点、医療の資源とか、まあ介護の資源は割合市でまとまりがありますけど、特に医療の資源ですね、そういったことが広域的になりますから、県の関与も必要だろうというふうに思っています、本当に深刻で、これ、つくったら済むという問題じゃなしに介護保険制度のあり方、あるいは施設サービスのあり方の中で、ここをどういうふうにするか機能させると共にこの問題点を逆に制度全体に反映していくという観点が必要ですので、かなり厳しいと思います。

それと、人の問題も、さっきからいろいろおっしゃっているんですけども、野洲市の場合、今、定員が定数何もかも入れて430人にしていますが、まだ一致していません。ご承知のように、平成16年に合併して、そこから人を減らしてきていますね。今の福祉部門の人、何人減ったか、ご存知かと思いますが、反問いたしませんけども、10人減っているわけです。新市になってから私が引き継いだときに10人福祉分を減らしています。本当だと、逆にふやさないとだめですね。福祉事務所をつくっているけど、看板だけ上がっていた。ですから、福祉事務所としての機能を最低限満たすために職員をふやして、かつ専門職も入れています。あと、保育園で正規の職員が1年齢に1人もいないと。1年齢ですね、1クラスのやつ、という状態だったので、今、保育士もふやしています。先ほど行革のご質問があったんですが、減らすのとふやすの、これ、今、どちらがちょうど移動している歩道を逆に歩いているような中で、今、サービス供給をしていますので、今の支援センターにしてもどこまで人を充てるかという、特に専門職の確保、その裏には財源ということがあるので、まずは中学校区ですけども、1カ所ですべてつくって、実務をし

ながら、もう一段の展開を考えたいというふうに思っていますので、要らなくなった建物残せとか、気楽なご提案で終わらないように。あの建物も社協が要らないと、コストが付くと、だから出るのに、出た後にあの建物の活用を今後、考えて下さいという、さっきご提案がありましたけども、真剣に考えない限り、今の地域包括も成り立たないというふうに思っていますので、そういった前提でご意見を賜りたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 本当にこれからの高齢化社会、誰もが本当に真剣に取り組まなければならない課題でございますので、我々としても一生懸命また取り組んでまいりますので、そういう点、よろしく願います。では、2番目のこれは終わりたいと思います。

次に、3点目でございますけれども、3番目に青少年のインターネット依存につきましての対策について伺わせていただきます。

厚生労働省は中高生によるインターネット依存に関する調査を全国の中高生を対象にし、これを実施しております。これは2012年10月から2013年3月に行っておるデータでございますけれども、中学生約3万9,000人、高校生約6万2,000人から回答を得まして、2013年8月に調査結果を発表しております。この調査では「問題や不安から逃げるためネットを使うか」など、8問中5問以上に当てはまると依存の疑いが強いと分類されております。その割合は中学生の6%、高校生の9%で、中高生全体の8%となっております。また、男女別では女子10%、男子6%で、女子の高い理由はチャットやメールを多く使うためとしております。この日常生活や健康への影響は「睡眠の質が悪い」が59%と、依存がない人の2倍近くとなっております。「午前中に調子が悪い」が24%と、依存がない方の3倍近くとなっております。ネット依存の問題点は昼、夜逆転などによる不登校や欠勤、成績低下、ひきこもりなどばかりではなく、睡眠障がいや鬱症状になるなど、精神面でのトラブルも引き起こす他、視力の低下や長時間動かないことで10代でも筋力低下や骨粗鬆症という、こういった身体症状の悪化も招くおそれもございます。

このように生活に不可欠となっておりますインターネットの利用が過度になりますと、健康や暮らしに悪影響が出ることがありまして、現在は病気と定まっておらず、このほど国際的な診断基準として知られる世界保健機構（WHO）の国際疾病分類が2015年に改訂され、その中にネット依存症が初めて盛り込まれる予定になってはいますが、現在では

依存かどうか、診断基準も世界的に定まったものがない状況でございます。国立病院機構久里浜医療センターでは全国で初めてネット依存の専門外来を設置しております。この2011年7月に専門外来を開設して以降、診療したのは約160人で、この半数が中高生で、大学生を含めると、全体の7割に及んでいる状況であります。

また、日本より先にネット依存問題に対策を講じました韓国におきましては、この2009年から全ての小学生4年生、2010年度からは中学1年生、2011年から高校1年生も対象にKスケール、いわゆる韓国独自のネット依存チェック表を使った調査を実施しまして、ネット依存が見られる子どもには親と一緒にカウンセリングを実施しております。さらにKスケールで高リスク群や潜在リスク群に入った中高生を対象に断ネットキャンプ「レスキュースクール」も16都市で年2回男女別に開催されております。この費用のほぼ全額が国費で賄われておりまして、低所得者はこれは無償で参加ができるようになっております。

こうした韓国の実情にいち早く注目したのが福岡市のNPO「子どもとメディア」でございます。子どもとメディアに関わる調査、研究及び実績を通しまして、子どもとメディアのよりよい関係をつくり出すことを目的としております。このNPOが特に関心を寄せているのが韓国のネット依存対策のうち、子どもたちが12日間にわたってネットと切り離された状態で集団生活を送る、いわゆるレスキューキャンプでございます。子どもたちは大学でボランティアと共に体を動かす活動や高齢者の施設で手伝いをするようであります。何時間も人としゃべることなくパソコンや携帯に向かう子どもたちが自己表現やコミュニケーションが苦手になり、家族関係も希薄になっていると感じた福岡市のNPO「子どもとメディア」はこれを参考にしまして、文部科学省委託の生徒指導・進路指導総合推進事業として、2011年8月、4泊5日の合宿形式でワークショップを開催しております。絵画、音楽などの各種ワーク、特別教室を実施しまして、現実の世界での楽しさへの気付きからネット依存の克服を図ったところでございます。

我が国の少子化と人口減少が進行する中におきまして、このインターネット依存の傾向は青少年の健全な育成の妨げとも考えられまして、未来を担う若年層に対しまして、適切な対策がこの野洲市においても必要ではないかと、今、考えているところでございます。

そこで、次の何点か、お伺いさせていただきます。1番目といたしまして、厚生労働省による中高生インターネット依存に関する調査を全国の中高生を対象に実施したこの結果から中学生約3万9,000人、高校生6万9,000人から回答を得、2013年8月

で調査結果を発表しておりますけれども、この調査に対する所見をお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 矢野議員の青少年のインターネット依存対策についての1点目、調査結果に対する所見についてお答えをいたします。

中高生が所有する携帯電話、スマートフォンのうち、ここ4、5年の間にスマートフォンの占める割合が急激に増加をしております、インターネットを利用していることは容易に想像できますが、全国で推計約52万人余りの中高生がネット依存であるという調査結果には驚いております。あわせて、成長期の中高生の健康や生活、また学習に悪影響を与えているという調査結果もあり、それを随分と懸念をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 今、教育長が懸念されている中におきまして、2番目の質問といたしましてですけれども、全国的に見ましても、中高生で増加している深刻な、いわゆるネット依存対策につきまして、日常におきまして、学習や日常生活に悪影響がこれ、及ぼされているのが事実でありまして、これから先でございますけれども、保護者や教師等への啓発、さらには子どもたちにネット依存の怖さを認識させる、こういう必要があるのではないかと思うわけでございまして、これにつきましての見解をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 保護者や教職員への啓発についてでございますけれども、保護者や教職員は子どもたちにネット依存の怖さを理解させるよう、努めていかななくてはならないと考えております。

そこで、教職員につきましては、本年度の8月1日に管理職研修会で守山警察署からサイバー犯罪の専門家をお招きをしまして、スマートフォンや通信機能のあるゲーム機器について、その危険性について研修を実施いたしたところでございます。また、8月19日には市内の就学前から小中学校、それから高等学校の教職員全員を対象とした研修会で大学の先生の方からインターネットと人権、子どもを守る大人の役割について事例をもとに研修を深めました。また、保護者につきましては、PTAの研修会等で啓発に努めている学校もございます。これからも研修で学んだことや本調査の具体的な数字を示すなど、工

夫しながら、子どもたちにネット依存の怖さを理解させていきたいと、そのように考えているところがございます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） そんな中ではございますけれども、3番目に同じような質問になるかと思えますけれども、こういった中で、生活習慣や学習環境に悪影響があるというのはこれ、明らかでございます、子どもたちをこの過度なネットの使用の危険性からこれ、守るべきだと思ひまして、こういった点に対します対応とこの見解、こういった対応をお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 子どもたちへの対応でございますけれども、中学校におきましては、技術・家庭科の技術分野の中で情報モラル等を学ぶ機会を設けております。また、生徒を対象に講師を招いて講話をしていただいたり、学級指導でビデオ教材を使って学習したりもしております。小学校におきまして、学級活動や総合的な学習の時間を活用しまして、実際にコンピューターに触れながら、モラルの指導を進めているところでございます。

今後、厚労省の示したネット依存に関する質問事項を、確か8項目ございましたけれども、そういった質問事項を活用しながら、学級指導といいましょうか、そういう学級ごとに実際に自己診断をする学習を展開することは十分に可能ではないかなと、そんなふうに考えているところがございます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 今の教育長の中にちょっと4番目はかぶってきますけれども、本市においても先の8項目等で何かの機会に調査すべきと考えておりますけど、こういった点は実際、どうされるのか、そういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 市全体での調査についてでございますけれども、今年4月に実施をされました全国学習状況調査の結果で本市の小学校6年生、それから中学校3年生の携帯電話やスマートフォンの所持率や使用時間が結果としてわかっておりますので、現在のところ、ネット依存に特化した調査の実施は考えておらないということでございます。

それよりも、先ほどお答えをしましたように、それぞれの学級等で児童・生徒自らが質問事項をチェックしながら、自己診断を通して考えていくような場が持てればいいかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） 今の回答を伺いまして、ちょっとほっとしたところではございます。といいますのは、私の孫がこれ、まだ3歳未満なんですけれども、実際、このタブレットをもう使い切るんですね。そういった状況で、私自身ももう心配している状況がありますので、またそういったチェックを通じて行っていただきたい、こんな思いで質問させていただきました。

5番目ですけれども、これは実際、この本題とは関係ないかもしれませんが、本市におきまして、小中学校のインターネット上の書き込み等によるいじめ、こういったのが実際あるのか、こういった点についてお伺いさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） インターネット上の書き込み等によるいじめ問題についてでございますけれども、先に述べましたように、小中学校におきましては、情報モラルについて学ぶ機会を設定しておりますが、スマートフォンやコンピューターなどを買い与える保護者とも連携した取り組みが重要であると、そのように考えております。実際に小中学校でネット上での書き込みやアプリケーション、いわゆるLINEでございますけれども、それを利用した問題が起こっております。幸いにも保護者や学校がいち早くこの情報を把握しまして、対応できておりますので、引き続き、子どもたちには機会あるごとに情報社会のモラルやマナーについて考えさせ、誹謗中傷やいじめは人権侵害や犯罪であることを理解させること、また、安易に個人情報を提供したり、写真等をアップしたりするなど、軽率な行動を取らないよう指導すると共に関係機関と連携を図りながら、保護者への啓発を行っていく必要があると、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 矢野議員。

○16番（矢野隆行君） ネット社会で、これからの取り組みとして認識しておりますが、ぜひともそういった書き込み等の人権を侵すようなことがないように要望しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第6号、第6番、上杵種雄議員。

○6番（上杵種雄君） 第6番、上杵種雄です。宅地開発に伴う調整池等、流出抑制施設の管理について8項目、都市建設部長にお伺いいたします。

まず、質問に入る前にこの写真を説明させていただきます。左上、これが下水門線の交差点の状況です。その下はJAおうみ富士、野洲支店の前の状況です。右上が野洲幼稚園の隣の大井川の冠水状況ですね。その下、右下が2、3年前に地区計画により市街化に編入された笠作水田でございます。これは撮影できましたのは8月16日のゲリラ豪雨のときで、市内各所で溢水して取水場の脆弱さが再確認されたということでございます。この写真を見ていただきまして、質問に入っていきたいと思っております。

1問目でございますが、市内における調整池等流出抑制施設の設置箇所は何か所ございますか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 上杵議員の宅地開発に伴う調整池等流出抑制施設の管理についての1点目の市内における調整池等流出施設の箇所数についてであります。地下浸透式が4カ所、自然流化式が20カ所、ポンプアップ式が1カ所の合計25カ所でございます。

○議長（立入三千男君） 上杵議員。

○6番（上杵種雄君） 合計25カ所確認させていただいたんですけども、そのうち、市が管理している部分、そしてまた開発事業者等で管理している部分は何カ所でございますか。それぞれでお答え願います。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 市において管理している調整池につきましては、22カ所でございます。開発業者等で管理している施設が3カ所でございます。

○議長（立入三千男君） 上杵議員。

○6番（上杵種雄君） これ以後、調整池と略させていただきます。どのように管理されておりますか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 調整池の管理についてですが、先ほどの4カ所の浸透式の調整池につきましてはシルバーへの委託により、除草作業等を実施しております。また、中畑・小篠原土地区画整理事業で設置された調整池につきましては、ポンプにより施設内

に貯留した雨水を排出しておりますので、ポンプ本体、制御板の点検、内部の清掃を年4回業者に委託をし、実施しております。

○議長（立入三千男君） 上杵議員。

○6番（上杵種雄君） 管理はされているということでございますが、市の分では管理されていると、開発事業者においては、管理状況報告等はありませんか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 管理状況報告につきましては、今も言われましたように、市の管理につきましては、除草作業や水防パトロール時に状況確認をしております。ただし、民間で管理していただいている調整池につきましては、管理状況報告はいただいております。しかし、本年8月9日の台風11号による水防パトロール時、あるいは8月16日のゲリラ豪雨等につきましては、当該施設に異常がないことを確認しております。

○議長（立入三千男君） 上杵議員。

○6番（上杵種雄君） 市の開発行為等に関する指導要綱では開発事業者において管理状況報告を出されるというような指導になっておりますが、なぜこういう指導要綱に従って出させるような指導はされていないのか、お伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 今も申し上げましたように、本市が状態を把握しておりませんので、事業者に対しては今後、今も申し上げましたように調整池の点検及びその結果報告の提出を求めていきたいと、このように考えております。

○議長（立入三千男君） 上杵議員。

○6番（上杵種雄君） 8月16日のゲリラ豪雨の対策でございますけども、はっきり、これは8月9日、10日の11号台風、そこから6日後の8月16日のゲリラ豪雨があったと、そのときに維持管理、保守点検、清掃等がされていなかったから、今回のような16日の溢水が起こったのではないかと思われるんですが、その点、いかがでございますか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 今回のゲリラ豪雨等につきましては、その調整池機能いうものは機能をしているものという判断をしております。野洲駅の周辺等の冠水につきましては、今も上流には中畑、小篠原の区画整理でできた調整池等がございます。そうした調整池につきましては、先ほども申し上げましたようにいずれも排水口から規定量を最寄りの川に放流しておりますので、そういったことで調整池等の上下流の河川が溢水する

という事象もないことから正常に機能しているというふうに判断をしております。

○議長（立入三千男君） 上杵議員。

○6番（上杵種雄君） ゲリラ豪雨ということで、気象庁から高解像度降水ナウキャストというのが出ておりますが、これの活用はいかがされておりますか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 水防活動におきましては、気象庁の高解像度降水ナウキャストをはじめ、国土交通省のXバンドMPレーダ雨量情報、滋賀県土木防災情報システム並びに民間気象情報等の複数の情報を総合的に活用して、雨雲の発生状況や雲の動きの監視、また土砂災害警戒情報を注視し、現場対応や避難準備等の判断に役立てております。

○議長（立入三千男君） 上杵議員。

○6番（上杵種雄君） 今の高解像度降水ナウキャストの活用をされているということでございますけども、降水時、降水後、先ほどからの調整池、これの放水はどのようにオン、スイッチを入れるとか、されているんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 降水時及び降水後の調整池からの放水につきましては、区域内の道路側溝を通じて調整池に一旦貯留された雨水は自然流下やポンプ排水の違いはありますが、いずれも下流の河川に過度な負荷をかけないように、あらかじめ絞られた排水口を通じて、計算により求められた規定量を最寄り川に放流しているところです。

○議長（立入三千男君） 上杵議員。

○6番（上杵種雄君） この写真のように野洲駅南口周辺の雨水幹線や調整池、そして、抑留施設の機能が果たせていないように思っておりますけども、対策はどのように講じていくつもりでございますか。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（和田勝行君） 先ほども申し上げましたように、南口の周辺の雨水冠水対策でございますが、これにつきましては、8月16日は時間雨量56ミリという降雨量を記録しております。また、そういった豪雨で駅前の交差点が約15センチ冠水をいたしました。このことから、特に駅前南口の1級河川祇王井川の排水能力そのものが不足していることが主な原因というふうに考えております。その対策として、滋賀県に抜本的な改修を強く要望をしているところでございます。

○議長（立入三千男君） 上杵議員。

○6番（上杵種雄君）　今のは県に対策をお願いしているということで、これについては私も昨日同席してお願いをした次第でございます。調整池等施設の保水能力、または保水機能能力が低下して、このように冠水がしたというふうに私は認識して、この質問を終わらせていただきます。

○議長（立入三千男君）　次に、通告第7号、第13番、山本剛議員。

○13番（山本 剛君）　第13番、山本剛です。

子ども虐待の現状と防止に向けた取り組みについて質問します。

現在、世界的に見ても、残念ながら子ども虐待が多くの子に存在しています。そして、日本も例外ではありません。彦根市では今年6月20日、幼稚園と小学生の子どもが亡くなるという事件がありました。この事件は無理心中ということで報じられました。母親は生き残りました。問題は小学生の子どもが通っていた学校から虐待通告がこの事件の1週間前に出されていたということです。何らかの手だてを講じることができなかったのかという思いが出てくるのを禁じ得ません。

また、7月30日には東京都で母親の再婚相手、すなわち義理の父親から虐待を受け、その結果、虐待を受けた中学生の子どもが自ら命を絶つという痛ましい事件が起きました。この事件では、この子は義理の父親から日常的に暴行を受けていたということです。そして、ついにはその父親から「24時間以内に死ね」と言われ、この中学生は自ら命を絶ってしまいました。また、先日は群馬県では3歳の子どもが虐待によって、生命を失いました。これらの事件に対しても、悲しみと怒りの気持ちを覚えます。

さて、全国の子どもの虐待の現状を見ますと、その相談件数は児童虐待防止法施行、平成12年11月施行なんですけれども、その前の平成11年には1万1,631件であったものが平成24年には6万6,701件とおよそ5.7倍にふえています。児童虐待防止法施行によって、それまで放置されていたものが相談されるようになったということもありますが、やはり、虐待そのものがふえているという見方がなされています。また、虐待によって、生命を失った子どもの人数は平成15年には25人であったものが平成24年には99人と約4倍になっています。滋賀県における子どもの虐待の現状を見ますと、相談件数は平成15年には425件であったものが平成25年には5,109件と12倍にふえおられます。また、これは前年の平成24年と比べると839件、19.6%の増加となっております。

現在、完全失業率は6月には3.7%であったものが7月には3.8%となりました。

そして、非正規労働者が全労働者の3分の1を超えるような厳しい社会状況であります。また、生活保護受給者についても、野洲市においても近年増加をしております。不況やストレス社会の中で大人の鬱積した気持ちのしわ寄せが、弱い立場の子どもへの虐待として表れるケースも少なからず存在すると言えます。

少子社会の今、子どもは社会の宝であり、その育ちを社会全体で保障していくことが求められております。野洲市においても、子どもへの虐待は決して人ごとではありません。子どもへの虐待を防ぐこと、不幸にして虐待が起こった場合には適切な対応をすることが必要と考えますが、そのことに関して、以下の質問をします。

まずはじめに、野洲市における子ども虐待の現状についてお尋ねをします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 山本議員の子ども虐待の現状と防止に向けた取り組みについてのご質問の1点目、野洲市における子どもの虐待の現状についてということでご質問にお答えをさせていただきます。

平成25年度の1年間に家庭児童相談室に寄せられました相談は実数で620人、そのうち児童虐待に関する相談の実数は338人でございます。その前年が285人ございましたので、対前年比で118.6%となっております。最近の状況といたしましては、訪問回数やケース会議等の開催回数がふえておりますことから、手厚い支援の必要な家庭が増加していると言えます。また、要保護児童として管理している中で、5年以上、現在まで5年間継続しているケース、これが41%ございます。支援ケースの長期化ということが課題になっているというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今、現状についてお聞かせをいただいたんですけども、この現状をどうお考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 今の数字のことにに関してどう思うかということだと思んですが、この虐待の相談件数、実数の338人でございますけれども、この数字につきましては、ここ数年で急激にふえた数字でございます。平成22年にこの家庭児童相談室、課内室としてスタートをいたしまして、22年では兼務の室長、23年から専属の室長を置きまして、体制を整えまして、職員も配置をしたということで、それまでの21年までがずっと大体年間で120件ぐらいの相談件数でございましたけれども、その体

制を整備することによりまして、件数の方も急激にふえたということでございます。その要因としましては、当然、この虐待の件数、あるいは相談件数ですけれども、そもそものそうした虐待がふえておるというのも当然、あろうと思っておりますけれども、それ以前がそうした体制もできておりませんし、啓発もできておりませんでしたので、実際にはもっと数字はあったのかもわかりませんが、相談しやすい状況、環境ができたということであってふえてきたものというふうに考えております。

以上です。

○議長（立入三千男君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 私も今、お聞かせをいただいて、野洲市の人口規模からすれば多いのではないかなというふうに思います。虐待につきましては、身体的や心理的、あるいはネグレクト等、いろいろなタイプがあるんですけれども、その内訳というのはどういう状況でしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 虐待の種別でございますが、大きく4つに分けられると思います。平成25年度の実績で申し上げますと、一番多いのがネグレクト、これが144件で42.6%となっております。次に多いのが心理的虐待ということで98件で29%、それから3番目に身体的虐待ということで94件の27.8%、そして性的虐待、これはゼロということでございます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 一時は都市部で問題になったんですけれども、転勤族のご家庭で専業主婦の方が虐待に陥りやすいといったようなことが言われました。これはどういうことかといいますと、いわゆる孤立をしてしまうということですね。転勤族ですから、なかなか地域に定着をするということができずに、周りに友達や親類もいない、そういった中で孤立をする。しかも、専業主婦ですから、ずっと子どもと一日向き合うという中で育児ストレス等の結果、虐待に走ってしまうというようなケースがあったんですけれども、野洲市の場合、どういったような状況で虐待が起こっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） ただいま、山本議員に告げます。通告にありませんから、答えられる範囲ならば、答えてもらいますけれども、政策監、どうですか。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） ちょっと今、手元に資料がございませんので。

○議長（立入三千男君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） それでは次に、虐待の防止のためにどのような取り組みをされているか、お聞かせ下さい。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 本市の取り組みということでございますが、養育支援訪問事業ということで、若年の妊婦、あるいは望まない妊娠等といったことで継続的な支援が必要な家庭、あるいは産後、育児のストレス、あるいは鬱状態ということで子育てに不安、あるいは孤立感を抱える母親、それから不適切な養育状態にある家庭、それから虐待のおそれ、あるいはリスクを抱えて、支援が必要というようなそうした家庭の情報を定期的に保健師と共有をすると共にそうした家庭を訪問して、養育に関する指導、助言等を行っているところでございます。

それからまた、子育て家庭訪問事業ということで、民生委員、児童委員と、それから主任児童委員が赤ちゃんが1歳の誕生日を迎えた、そうした子どもの家庭を訪問いたしまして、困りごとの相談、あるいは子育て情報を提供することで、育児の孤立化ですとか不安の防止を図ると共に子育て支援の必要な家庭の情報を得るようにしているところでございます。それからまた、子育て短期支援事業というのがございまして、保護者の疾病、あるいは育児疲れとか、保護者の仕事等の理由によりまして、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合に市と契約を結んでおります児童養護施設、これは守山学園でございまして、そちらで養育をお願いし、その家庭の抱える養育上の諸問題の解決ですとか軽減を図ることをやっております、将来虐待につながるそうしたリスクの回避に努めているところでございます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） さまざまな取り組みをされているということで、特に訪問事業というのは保護者を孤立させない、あるいは虐待を早期発見する等の面において効果があるというふうに思います。防止の効果については数値化しにくい面もあろうかと思いますが、有効な手法等についてより探っていくべきと考えますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 防止の効果って。済みません。もう一度お願いします。

○議長（立入三千男君） 山本議員、もう一度。

○13番（山本 剛君） 今現在されている取り組みに加えて、より有効な手法等を探っていくべきと考えるんですけども、そのあたりはいかがでしょうか、どういうふうに。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 当然、今、この室の方でいろんな取り組みをやっておりますけれども、その室ができましたことによりまして、防止効果といたしますか、相談を気軽にしやすいといたしますか、そういう環境づくり、いろんな研修であったりとか啓発活動、こうしたことをやっておりますので、そういう効果もあって、その相談件数もふえておるといってございます。それが抑止になるといたしますか、予防になるというふうなことも思っておりますので、こうした面で啓発等にこれからも力を入れていきたい、こんなふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今、おっしゃったように体制とか人員等については本当に重要なことであるというふうに思います。特に人員についてはスキルを持った人がある程度のスパンを持って関わるのが大切だというふうに思うんですけども、それが実現されていきますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 職員の体制でございますけれども、今現在6名だと思っておりますが、そのうち4名が正規職員だったと思っております。そうしたことから体制も整えておりますし、スキルにつきましても、資格を、今現在の職員の資格でございますけれども、児童福祉士でありますとか、社会福祉士、それから保育士、そういった資格を持った者が職にあたっておるといって状況でございます。

○議長（立入三千男君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） マンパワーというのは何事においても大切ですので、しっかり整備する必要があるというふうに思います。

また、野洲市要保護児童対策地域協議会は非常に大切な活動をしていただいているというふうに思います。その協議会で運営上の課題や悩み等はありませんか。

○議長（立入三千男君） ちょっと山本議員、これ、通告書を出してくれてへんから、あ

れやさかいに。もし答えられるんやったら、あれやけれども。もうそれ、言うてたら、切りないさかいに。通告して下さい、今後。

山本議員、続けて下さい。

○13番（山本 剛君） それでは、学校現場にスクールソーシャルワーカーが配置をされていて、重要な仕事を担われているというふうに聞いていますけれども、この方は正職員でしょうか。

○議長（立入三千男君） いや、それ、通告を出してもらってやらな。

○13番（山本 剛君） そしたら、また後でお尋ねをしたいというふうに思います。よろしいですか。

○議長（立入三千男君） はい、どうぞ。

○13番（山本 剛君） 虐待を防ぐこと、そして、虐待が起こったときに適切な対応をするために人の配置は重要というふうに考えます。そういった人を安定的に長く確保をしていただきたいというふうに思っております。そのあたり、今後の体制や人員配置の強化という部分についてお考えがあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（遠藤伊久也君） 今後の方向性ということで、人員配置というふうなこともということなのですが、人員の配置につきましては、限られた市全体の職員の中での配置ということをございまして、もっと体制を整えば、それはもちろん結構なことなんですけれども、私の言えることはこの現状の中でスキルアップをしながらしっかりとやっていきたい、こんなふうに思っております。

今後につきましては、児童虐待というのは子どもの人権を著しく侵害するということと心身の成長、あるいは人格の形成に重大な影響を及ぼすというようなことから、虐待が深刻化する前に早期発見、早期対応が重要でございますし、社会全体で解決すべき課題であるというふうに思っております。市民、あるいは子どもと接する機会の多い期間、あるいは近隣の住民の方々等から、先ほども言いましたけれども、児童虐待ではないかというようなことが疑われた時点ですぐに通告をしていただけるようなそうした環境をより一層整えていく必要があるということで、啓発の方に力を入れていきたい。それから、子育ての関係機関で組織をされました要保護児童対策地域協議会の連携と認識の強化、それから、適切なケアを行うための職員スキルアップの向上を図っていききたいと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（立入三千男君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今、お答えいただいたように、子ども虐待を防ぐために虐待を起こさない地域づくり、起こったときに通告ができる意識形成のためにも、啓発等にも一層尽力されることを期待します。そして、防止、対応のための体制及び人員の一層の充実を図られるよう、力を注がれたいということを願います。繰り返しますけれども、子どもは社会の宝ということで、野洲市の子どもが笑顔で暮らせるまちを共に目指したいというふうに思います。

これで、私の質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明5日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦勞さんでした。（午後4時39分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成26年9月4日

野洲市議会議長 立 入 三千男

署 名 議 員 丸 山 敬 二

署 名 議 員 鈴 木 市 朗